

第一部 英國產業革命史論

序 文

一九一八年十一月歐洲大戰の終了してから數箇月の間に我日本の思想界が非常の變動を爲したことは如何に健忘性な人でもよもや忘れはしまい。戰爭中獨逸の必勝を信じて公然又は隱然軍國主義を謳歌した人々が、露獨塙三帝國の瓦解を見て如何に狼狽したか。又前には非國民の如く罵られた民主主義者が如何に得意になつて新しき「イズム」を振廻したか。而して世人は如何に勞働運動の突如たる出現に驚き、又如何に危險思想の急速なる傳播を怖れたか。

一度不景氣の大波に洗はれて人心の沈靜したる現今から見れば實に夢の如くである。併しデモクラシーは決して流行感冒の如く忽ち來つて忽ち去るものでない。政治上にも産業上にもデモクラシーは既に深き根を据えたことは疑を容れない。今は最も守舊的なりし農村にまでも此思潮が浸潤して行つた。吾人は此大なる事實を認めねばならぬ。吾人は決して再び明治式の官僚的國家主義に還ることは出来ないのである。さりながらデモクラシーは又決して容易に實現し得るものでない。余の見る所では歐洲に於いてもデモクラシーは尙ほ甚だ幼稚である。彼國の新思想家の唱ふる所の新社會の到來は前途遼遠である。世界は尙ほ幾多の試練に會はねばならぬ。況や日本に於いてをやである。而して吾人は事實に於いてアリストクラシーの必要なることを坦懷に承認しなければならぬであらう。少くとも血統や財産のアリストクラシーでない所の才能のアリストクラシーを何かの形にて認めなければならぬであらう。

一九二〇年の春、余は華府に於ける第一回國際勞働會議から歸つて以來、右の如き思想界の紛糾を眼前に見て深く考慮したが、終に英國の産業革命及之に次いで起れる新實業階級及新勞働階級の歴史を且研究し、且講義することを

始めた。其講義は東京商科大学で繰返した外に小樽高等商業學校、山口高等商業學校並に文部省や協調會の講習會に於いても試みたがそれを補綴したのが本書である。講壇に用ふる覺書を直ちに文章にした爲めに文句が餘り簡單になつて説明不充分と思はるゝ所も多くあるが、併し是だけでも余が如何様に英國の産業史を讀み取つたかといふことだけは分るから、此に一應公刊して江湖の批判を仰ぎたいのである。尙ほ余は決して英國の歴史的發達が必ず日本に於いて繰返さるべしと考へて居るのではないので、寧ろ讀めば讀む程、考へれば考へる程、國民性の相異の大なることを感ずるものである。唯史眼を以つて見れば英國の産業革命史は今の日本の爲めに必ず何かの暗示を與へ得ることを確信して居る。余は我國の青年が歐米の新思想を追ふと共に如何にして其新思想が發展し來りしかを考へて貰ひたい。又此意味に於いて英國のみならず、佛・獨・米・露並に日本自らの社會的及經濟的發達史が愈々盛に研究せられんことを切に希望して止まざる次第である。

終に臨み、本書出版に付き謄寫校正の勞を取り且卷末の索引を調製せられたる猪谷善一君の好意に對して深き謝意を表する。

一九二二年十一月十日

雜司ヶ谷の村莊にて

上田貞次郎

序 文

13 序 文

一九一八年十一月歐洲大戰は終結し、翌一九一九年春ヴェルサイユの平和條約が成立した。而して此平和條約の明文に従つて同年秋に第一回國際労働會議がワシントンに開催され、我國から労働者代表を派遣するに就いて非常なセンセーションを起した。私は右の労働會議に日本政府代表の顧問として出席し、一九二〇年一月歸朝すると共に英國産業革命史の研究を始め、爾來數年間此仕事に没頭した。當時我國の思想界は非常に急激なる變化を生じ、曾て歐洲大戰中にドイツの必勝を信じ軍國主義を鼓吹した人々は全く失望し、之と同時に民主主義、社會主義、無政府主義に關する諸の新思想が堤を決したるが如き勢で我國に輸入された。労働者は初め普通選舉權を主張し、一年ならずして非議會主義に走り、ボルシェヴィスムとアナキスムとの理論鬭争を云々するといふ狀態であつた。それ故私の如きも亦社會問題の學徒として思想上に大なる動搖を感じたが、つまり思想のみでは何もならないから其思想の由來を事實の上に尋ねて見たいといふ考で前記の研究を續けたのであつた。そして大正十二年に『英國産業革命史論』を出し、之と相前後して種々の論文をかいだ。それ等を修訂したのが本書である。大正十二年の大震災を劃期として我國の労働運動は方向轉換をなし、理論から實際に移つて行くと共に、一方にはロシア革命の影響を受けたものがあつて運動は分裂に分裂を重ねて今日に及んでゐる。今日學者や學生の一部には共產主義に共鳴するものがあるけれども、實際の社會運動は工場でも農村でも著しく現實的になつて來たことは疑を容れない。我國の産業革命は徳川時代からの自然の發展でなくして明治政府の指導の下に人爲的に進行せしめられたものであり、西洋のそれを模倣したもので

あるから、英國に行はれた政策をそのまゝ取つて我國に行ふことは勿論出来ないけれども、此研究が現に私に對して我國の時勢を觀測する上に有益なヒントを與へてくれるのである。私の觀測によれば日本の産業革命は明治維新によつて其開始の條件を準備せられ、西南役以後熱心なる官僚政府の保護獎勵の下に徐々に展開せられ、日清戰爭後の三十年間に馬車馬的の進行を繼續し、歐洲大戰の異常なる刺激によつて全く長期に達した。而して近年の不自然なる膨脹の整理は未だ整理を完了するに至らずして經濟界の困難は年々深刻になりつゝある。官僚政府といふ舊き指導勢力は消滅し、之に代つた所の幼稚なる政黨政府は早くも金錢問題に悩まされて確乎たる國是國策を立つるの邊なく、又久しく政府の保護に慣らされた資本家は未だ自分が國民經濟の指導者たる地位に押上げられた事をすら自覺してゐない。過去六十年間の進歩は實に世界史上に比類稀なる著しき事實であるが、これは主として國家として強くなつたのであつて、社會としての發達は尙遙かに列強の下にある。今後の問題は我國民が今までに僅かに外形だけを模倣し得た所の民主的な諸制度を如何に運轉するか、「自由」といふことの理解を何程進めるかといふ點にあるだらう。こゝに現下の時勢に對する管見を附記して序文に代へる次第である。

昭和五年二月七日

上田貞次郎

第一章 産業革命

純潔なる人格と卓抜なる識見を抱きながら僅か三十一歳を以つて長逝したオックスフォードの熱情的社會改革家アイノルド・トインビーは『英國に於ける第十八世紀の産業革命』（1）と題する一書を遺した。即ち彼は凡そ一七七〇年から一八三〇年に亙る六七十年間に於いて英國に起つた所の産業上の變動の著大なるを指摘し、現代文明世界の最大の難問たる勞働問題の發生の原因を此大變動中に見出したのである。固よりこれと同じ見解を抱いた所の學者は彼の前にもあつたので、特に社會主義の主唱者たるマルクス及エンゲルスは明かに此變動の重要を認めたのみでなく、「産業革命」といふ語をも屢々用ひて居るのであるが、併し英國の學界に此術語を廣めたことはトインビーの力である。寔に此産業革命は英國史上、或は更に之を大觀して西歐文明史の上から見れば類稀なる事件であつて、之に比すべき大事件は中世から近世への過渡時代に起つた所の宗教改革であるだらう。宗教改革に次で生じた形勢は列強の對立といふことであつたが、産業革命の後には貧富二階級の關係が大問題となつた。固より人の世の歴史は行く水の流れと同じく何れの日を以つて或時代の初めと定めることは出来ないものであつて、此貧富懸隔の問題、即ち所謂資本主義の起源に就いても遠き以前に遡つて研究するの必要は勿論あるが、併し十八世紀の末葉に至つて歴史の流に一大急湍を現出したことは疑を容れないのである。

さて此時期に於いて英國の産業上に如何なる變動が起つたかといふにトインビー（2）は其變動の特色を自由競争の發生にありとなし、アシユレー（3）は工場制度の成立にありと説いて居る。是は同じ事を別々の見地から見ても

のと思ふ。蓋し一七七〇年の英國は尙農業國であつて、而かも其農業は所謂自給農業即ち個々の農家が自足自給の生活を營む爲めに耕作牧畜を爲すことを主眼としたのであつて、農産物を遠隔の市場に販賣する目的を有つたものではなかつた。工業は職人工業及農村の副業たる家内工業の形態に於いて營まれ、職人は唯彼等の住居する都市及其周圍の農村を顧客として極小規模の手工的生産を爲すに止つた。農村の副業は主として毛織物であつて是は英國特有の國産であるから之を手廣く取扱ふ所の商人即ち問屋があつて、賃機の方法に依り農民に原料を供給して紡績及織布を爲さしめたものであるが、併し是とても不完全な道路に駄馬の列を作つて製品を運び出した状態であるから國民生活の全體から見れば深刻な影響を與ふるものでなかつたことが分る。然るに一八三〇年の形勢は何うであつたかといふと、蒸汽機械や紡績機械、織布機械等が發明されて工場制度の下に大生産が行はれ、大資本家が多數の労働者を雇入れて一定の規律の下に勞働せしむることとなり、所謂「工場都市」(Factory Towns)が發生して田舎の人口を吸収した。又之に伴つて田舎にも大農が發達して採算的に穀物の生産を爲すこととなつた。故に昔は英國の社會階級が大地主たる貴族と百姓とに分れ、上下主従の分を守つて百姓は貧弱ながら安定な生活をして居たのが、後には單純な雇傭關係に繋がれた資本家と労働者との間に利潤と賃銀の高低を争ふこととなり、而かも資本家は世界的市場の爲めに生産をして相互に其販路を争ふので、競争の結果は屢々過剰生産を惹起し、不景氣に悩まされる様になつたから、労働者の賃銀は頻りに高低するのみならず、時々失業しなければならなかつた。特に物價も亦同じ理由で動搖するから労働者の生計は益々不安定となるのである。されば工場制度の成立は貧富の懸隔を生じ、自由競争は生活の不安を齎したといつても宜しい。

併しながら産業革命の暗黒面のみを見て其光輝ある方面即ち人類が種々の發明發見に依つて天然を征服し、總ての生産費を低廉にして物質的生活を豊富ならしめたといふ事實を輕視してはならない。唯其豊富なる生産物の分配に就

いて重大問題を惹起したのは悲しむべきであるが、併しながら彼の社會主義者のいふ如く富者は益々富んで貧者は益々貧になるといふ事(4)は歴史の否認する所であつて、労働者の生活は産業革命の爲めに決して低下せずして却つて向上して居るのである。假ひ低下したことがあつてもそれは過渡時代の一時的現象であつたことは後に述ぶる所である。そこで此産業革命の原因は何であるかといふ問題は決して簡單な問題でないけれども、其直接原因が機械の發明であつたことは何人も疑を容れざる所であるから、吾人は先づ此に一七六〇年以後三四十年の間に成就された所の新式の機械と其發明者に就いて語らねばならぬ。併し此説明に先だつて舊時代の工業が如何なるものであつたかを述べる必要がある。而して機械の發明は先づ繊維工業の範圍内に起つたことであり、且それが多數人民の生活に影響を與へたのも主として繊維工業の革命に歸因するのだから、此方面の事情を調べて見る。抑々英國の牧羊は國民的産業であつて、中世には羊毛が主要輸出品であり、近世には極端なる政府の獎勵の結果として原料たる羊毛の代りに毛織物を輸出することとなり、十八世紀には輸出品價額の三分の二を占めて居た。故に英國では家内工業の發達も比較的夙くして十五世紀以來「元機屋」(Clothiers)が存在して居り、産業革命の前には東南部でノリッチを中心とする地方、西南部でブリストルを中心とする地方、並に北部ヨークシャー地方が夫々特色ある機業地であり、又英國中最も人口稠密な部分であつた。其生産組織は恰かも我國の兩毛や武洲や、美濃尾張等の内地向織物業と同じく、大抵は元機屋から原料を出して農家の副業に賃機を織らせ、製品をロンドンに送つたのであつて、中には毎週一定の日に市を開いて獨立の小生産者が自ら織つた品物を賣りに出るやうな仕組になつて居た處もある。唯我國と違ふのは英國では當時既に廣幅物が行はれて居た爲めに機を織るものが男子であつて、婦人や子供は主として紡績を仕事としたことである。其紡績といふのは手挽車を用ひて一本づゝ絲を引いたのであつて、其仕事は賃機屋が自らする外に非常に多くの賃挽を専門にする農家があつたのである。而して賃機屋は多く農業を兼ねて居たが、斯業の發達に伴はれて機織を専門にする

ものも漸次多くなつて來つゝあつた。又特殊の技術を要するものは昔から専門の職人として營業して居たのである。

然るに當時英國には羊毛の外、絹、麻、木綿の織物も行はれたが、其組織は皆毛織の場合と同じであつた。其中で木綿は當時英國のみならず、歐洲全體に於いて全く新しい商品であつて、其原料を印度又はアメリカから輸入し、製品の販路も主に海外にあつた。此工業はヨークシャの西隣にあるランカシャ地方に行はれ、其沿革の新しいだけに毛織の如く傳統の束縛を受くることなくして頗る活氣に富んで居た。従つて新機械の如きも毛織工業では舊式職人等の有力な反對を受けたのであるが、木綿工業地では比較的自由に之を用ふることの出来る状態であつた。されば産業革命の發端である所の大發明も先づランカシャで成就されて、それから後に他の方面に傳播して行つたのは當然である。さて新發明の最も早く現はれたのは一七六四年ブラックバーンの機屋ジェームス・ハーグリーブス (James Hargreaves, d. 1778) の考案した紡績機械である。是は從來の手挽車が絲を一本づゝ取る代りに同時に八本づゝ挽く小形の機械であつて、發明者は自分の女房の名を取つてジェニー紡機 (Spinning Jenny) といふ名稱を與へた。然るに其後數年を経て一七六九年リチャード・アークライト (Richard Arkwright, 1737—92) といふ者が大規模の紡績機械を發明した。此人は散髪屋であつたが種々考案の末に此機械を發明して、之を用ゐて自ら工場を經營し、百萬長者になつたのみならず、國王からサーの榮爵を授けられた發明家兼大實業家であつた。此機械はジェニーの如く小形のものでないから、人間の力では動かないので、水力を以て運轉することになり、之を水車紡機 (Water frame spinning machine) と稱へた。而して其仕事は個人の住宅では出来ない故に別に工場を設けて機械を据付け數百人の労働者を働かして多量の綿絲を造り出すことゝした。是が實に工場制度の嚆矢である。マルクスは機械力を使用する工場の發生する以前に手工的工場が盛に行はれて居たと考へて、マヌファクトウール (Manufaktur) (5) といふ術語までも造つたものであるが、是は事實相違であつて手織工場といふものは極めて稀有の例に過ぎない。工場制度の時代は全くアークライ

トを以つて始まつたのである。其後にクロンプトン (Samuel Crompton, 1753—1827) の紡績機械といふものが出来たが是はハーグリーブスの機械とアークライトの機械とを折衷して造つたからミュール即ち馬と驢馬の台の子といふ名をつけた。それが今も行はるゝ所のミュール (mule) 紡機である。

斯の如くにして木綿紡績の仕事が先づ農家の手を離れて工場の仕事になつた。而して機械は水力を要するが故に山の中の水流に沿ふて工場を設けた。ランカシャは東に丘陵を負ひ、西に海を控へて居るから製造にも輸出にも甚だ便利な土地であつた。今でもマンチェスターから程遠からぬ丘陵地帯の景色の好い所に昔の紡績工場の古い建物が寂しく遺つて居るのを見ることが出来る。併し紡績工場は長く此處に止まつて居なかつた。それは此機械を運轉するに蒸汽力を用ふるやうになつたからである。ジェームス・ワットの發明した蒸汽機關は最初鑛山に用ひられたが、彼は其機關に更に改良を加へて工場に動力を供給し得らるゝやうにしたから、紡績工場も山間を出でゝ平地に來たのである。然るに僥倖な事には此ランカシャ地方は石炭の非常に豊富な所であるから忽ちにして此處に大工場が群を成して發生し、所謂「工場都市」なるものが今まで牧場原野に過ぎざりし地方に黑煙を揚げて立つといふ盛況を呈した。そこで工業は一層近代的になつて大工業の長所短所を共に現出することになつたのである。文毫ウォルター・スコット (Sir Walter Scott, 1771—1832) は後に述ぶる工場生活の弊害を最も早く感じた詩人、小説家等の一人であるが、特に蒸汽力の社會的影響に重きを置き昔機械が水力で運轉された時代には、工場が一村の中心となつて居て従つて雇主の温情主義も行はれたけれども、其仕事が都會へ移されてから以來勞働者の雇入も解傭も全然人情の問題を離れてしまつた(6)と嘆息したことがある。

紡績が此の如き勢で進んで來ると織布の方も之に伴はれて繁忙となり、機械力應用の必要を感じるに至つた。元來英國では十八世紀の初めに手機の改良が行はれたので、機械の能率の上つて來たことが一原因となつて、紡績機械の發明

を刺戟したのであつたが、今は反對に紡績の進歩が機械の改良を促すことゝなつた。そこでエドマンド・カートライト (Edmund Cartwright, 1743—1823) なる矢張りランカシアの牧師が多年苦心の末に力織機即ち蒸汽力に依つて運轉すべき織布機械を發明し、之が爲めに織布も亦農村を去つて工場の仕事にされてしまつた。併し織布の方は紡績の如く歩々しく機械の應用が普及しなかつたので、一八四〇年頃までも猶ほ機械と手織機とが競争して居た。前に農業を兼ねて織布をやつて居た所の勞働者は、一時紡績の進歩した爲めに非常に忙しくなり、賃銀も高くなり、生活も比較的裕かになつて居たのに此新しい競争者が現はれてから年々其地位を奪れて零落して行つた。而して工場では紡績にも織布にも主として婦人や子供を使用したから、織布工は非常に困難を極めたのであるが、是は後に詳しく述べるであらう。

右の如くにして工場制度は先づ木綿工業に始まり、それから毛織物其他の織物も之に倣つて生産方法を改めることとなつた。毛織物等に於いても紡績が最初に機械化され、次いで織布に及ぶといふ順序で、唯二三十年づゝ木綿に後れて進んだのであつた。然るに纖維工業と並んで重要な工業は石炭と鐵の工業であつた。機械を作るには鐵を要し、鐵を作るには石炭が入用である。而して石炭は蒸汽力の本であるから機械を運轉するにも亦入用である。而かも其蒸汽機關は唯紡績織布のみでなく、石炭を掘るにも、鐵を製するにも必要な力である。そこで此蒸汽機關は何うして發明されたかといへば、是は有名な話で繰返す必要はないが、炭坑のポンプを運轉するのを最初目的として居た。炭坑は掘下げると間もなく水が湧いて採掘を續けることが出来なくなるので、從來大規模の經營にならなかつた。それで炭坑用のポンプを改良しなければならぬといふ點に着目したのが、グラスゴー大學の物理機械職工たるジェームス・ワット (James Watt, 1736—1819) であつた。彼は其後更に進んでボルトン (Matthew Boulton, 1728—1809) と云ふ實業家と共同して合名組織の下にバースィングムに一大工場を設け、益々研究を進めて蒸汽機關を纖維工場にも鐵工場にも使用し得る様に改良したのである。鐵に就いていふと、一體英國は昔から鐵を輸出品の一として居たが、それは

南部の森林地帯に於いて、木炭を以つて鐵鑛を溶して、之を以つて鍋釜などを造り出すのであつた。然るに木炭は森林を伐盡すに伴れて追々缺乏し、其價格も高くなつて行くから、之に代ふるに石炭を使用せんとする考へが湧いて來て、シユロプシヤの製鐵業者なるエブラハム・ダービー (Abraham Darby) 一家の主人が三代續いて色々實驗を重ねた結果、一七六〇年代にコークスを燃料とする溶鑛爐の築造に成功した。而して之を完全にするには強い「ふいご」を用ひなければならぬに依つて、やがて此にも蒸汽力を應用した所の送風器を用ふることとなり、従つて製鐵業が大規模となつたのである。尙鐵が出来ても之を加工して精密なる機械の材料と爲すには容易ならぬ苦心を要したので、其の方面にも種々の機械の發明が必要であつた。是が即ち所謂エンヂニアの仕事であつて、其の爲めに勞働者中にも特に熟練なる機械工の一階級が養成されることとなつた。そこで此れ等の製鐵及機械の工業は中部以北の石炭地方に起つたが、其の最も盛なりしはバーミンガムを中心とする所謂ブラック・カンツリーであつた。此の如き次第で英國の北部及中部の石炭の豊富な地方に鐵工業が起り、炭坑が發達し、纖維工業が榮えるといふことになり、多くの大都會、小都會が出現し、又此等の都會や炭坑を結付ける所の道路と運河が縱横に開けて旅行及運送の状態を一變することとなつた。道路及運河の開通に就いては此に詳しく述べないけれども、是れが鐵道の出來る以前に於いて産業革命の進行に必要缺くべからざる條件であつたことは言ふまでもない。而して此の如く北部地方に大工業の勃興した結果は地理的にも亦大變動を惹起し、以前に英國産業の中樞であつた所の南部の人口が急に北へ移つて行つて南北の形勢を轉倒せしめてしまつた。即ち一例を以つていへば一七六〇年には倫敦が七十萬の人口を擁した以外に五萬以上の都會といへば毛織物の中心たるプリストルとノリッチのみであつたが、一八三〇年にはマンチェスター、リヴァプール、バーミンガム、リーズが夫々十萬以上又は二十萬以上の大都會になつて居る。或人が現在の英國産業の地理的分布を説明して、西海岸のプリストルから東海岸のウース河口へ向けて一線を引けば、其南は「青い英國」即ち純然た



る農業地で、其北は「黒い英國」即ち工業地だといったが、其形勢は實に此時代に於いて輪廓を與へられたのである。さて以上の大變動は最初に述べた如く、一七七〇年から一八三〇年までの間に起つたのであるが、其時に至つて鐵

道及汽船が發達して交通機關の革命を惹起し、従つて商業及工業を益々大規模に赴かした。それから製鋼の技術に於いても、十九世紀の後半に有名なヘンリー・ベッセマー(Henry Bessemer, 1813—98)其他の大發明があつて、總て鐵を材料とするものゝ價格を引下げ、従つて海陸の運賃をも引下げ、従つて遠隔なる殖民地の價値を引上げるといふやうな深刻な影響を世界の産業に及して居る。而して鐵道及汽船の發明は一八三〇年以前だけでも、鐵道が英國で盛

に建設されたのは一八四五年の好景氣時代以後であり、汽船が始めて大西洋を横斷したのも四十年代であつた。それに電信、電話、電動力といふものは更に其後に出来たもので、寧ろ十九世紀の終に屬する所の發明であつた。即ち現代産業を支配する所の大發明は從來歴史家の所謂産業革命時代後にも續々現れたのであつて、必ずしも前の時代に限つたことはない。故に一部の學者例へば近年の名著たるノールス女史(7)の『十九世紀に於る工業及商業革命』などには、十九世紀後半の産業革命を詳説して居るが、之は確かに面白き觀察である。併し舊時代を新時代に轉化させたのは疑もなく所謂産業革命時代の事であつて、其後の變化は唯既に生じた所の變化を一層同じ方向に進めて行つたといふべきである。

さて産業革命の直接原因は右申した様に機械の發明といふことであつて、フリードリッヒ・エンゲルスが「プロレタリアの歴史は蒸汽機關及び木綿紡織機械の發明に始まる。此等の發明が全社會の形勢を一變せしめたのである」(8)といつたのは決して誤つては居らない。併し尙能く考へて見れば諸機械發明以前に遡つて間接の原因といふべきものを發見することが出来る。其間接の原因といふのは十六世紀以來英國に醸生された所の思想上の潮流である。フランシス・ベーコン (Francis Bacon, 1561—1626) は十七世紀の始めに於いて、既に科學の力の無限なることを信じ、やがて人間は翼を生やして空を飛ぶやうになると豫言したこともあるが、兎に角此様に昔からの傳統的な習慣の束縛を脱して、物事を合理的に考へるといふ風が起つて來た。政治上のデモクラシー、又宗教上の信仰の自由といふ問題に就いても、英人は十七世紀に種々の革命を惹起して居るが、是等も要するに傳統の支配を脱して、内心の要求に合した生活を爲さんとする努力に外ならぬのである。そこで其合理的思索といふことを産業上に移したら何うなるかといふに、是即ち合理的經營である。合理的經營といへば出来るだけ少い費用で出来るだけ大なる効果を收めるといふ經濟上の原則を徹底せしめることである。さすれば機械を發明して人力に代へるといふ運動の起り來るのが自然であ

る。故に機械の發明された時代は又分業法の進歩した時代でもあつた。分業は一人の仕事とされて居た所の連續したる工程を幾つかの簡單なる工程に分割して、之を多數の人に割當てゝ、之に依つて勞働の能率を増加せしめるのである。機械は用ひずとも一の工場全體の仕事を機械化して能率を増すのが分業である。此の如き方法は當時一般に進歩しつゝあつたけれども、此點に就いて先づ學問上の説明を與へた人は經濟學の創始者たるアダム・スミス (Adam Smith, 1723—90) である。即ち『國富論』の最初の一章は分業の効果の偉大なることを論じ、留針製造に應用されたる分業の實例を詳説して居るのである。アダム・スミスがグラスゴー大學の教授であつた時に、ジェームス・ワット (James Watt, 1736—1819) が同じ大學の物理機械職人として働き、兩者の間に親密な交際が結ばれて生涯溢らなかつたといふ事實は決して偶然とのみはいへない。此二大人物は同じ合理的經營といふ新思想の潮流に掉した人であつたから其交際の親密なるのみならず、相互に思想上に於いて利する所があつたと推測されるのである。

斯の如く機械及分業法を用ひて合理的經營を爲すといふことは産業革命の精神であるが其精神は又何うしても精密なる資本的の打算とならざるを得ない。企業に資本を投じて、出来るだけ多くの利潤を擧げる爲めに優秀なる頭腦の力を注ぐといふことになる。是が即ち所謂資本主義である。資本主義は現今の新思想家等には醜惡なる拜金思想で強慾非道の塊の如く憎まれて居るけれども、其資本主義が豊富なる生産を齎した所の文明社會の一要素であることも決して忘れてはならぬ。そこで此産業革命時代に於いて、新しき資本主義の企業に成效した人は、一時に多くの富を獲て成金となつた。アークライトやワットも其中の一人であるが、彼等の同輩又は模倣者にして彼等同様の新富豪となつたものが無數にある。此等のものが社會上に新しい一階級を成して社會的及政治的に大勢力を振ふことになつた。英國は十六世紀以來殖民地を有し、海外貿易を行つて居たので、其方面に於いて巨利を收め、富は王侯を凌ぐといふ様な大商人が輩出して、幾分舊來の貴族郷紳と對立して居たけれども、其數はまだ少かつた。然るに産業革命時代に

は微賤から起つて獨力奮闘の結果、所謂キャプテン・オブ・インダストリー、「實業の將帥」になつた人が數多く現はれた。此等の人は實に英國の商工業をして世界の覇權を握らしめたと共に、人間の力を以つて天然を征服する所の大事業に貢獻した所の英雄である。併しながら一方に此英雄的實業家階級が現はれると同時に、他の一方には紡績女工や、織布工や、石炭坑夫の如き賃銀労働者が幾十萬といふ大集團となつて現はれ、是が社會の下層に一階級を成した。此等のものは舊時代の職人とも、農夫とも異なる一種の生活を営まねばならない。彼等は其雇主たる實業家に比して非常に貧乏であるのみならず、一生涯獨立の親方とならずして、單なる賃銀の爲めに其勞力を賣らなければならぬ。而して其賃銀は景氣の好惡に従つて上下し又は絶無になるといふ危險もある。昔の農夫は貧弱なりと雖も、大凶作のなき限り、食料に缺乏する心配はなかつたが、今の賃銀労働者には此生活の安定といふ要素が缺けて居る。即ち産業革命は生産の豊富を與へた一方に分配の平均、生活の安定を奪つたことになる。是が現代の困難なる諸問題を生ずる所以である。故に吾人の研究は社會の上層たる貴族富豪の階級と其下層たる労働者貧民の階級と、雙方の心理狀態を明かにして、十九世紀の社會的及政治的運動を觀察することであらねばならぬ。

注

- (1) Arnold Toynbee, *The Industrial Revolution of the Eighteenth century in England*. 1884.
- (2) Toynbee, *Ibid.* p. 64.
- (3) W. J. Ashley, *The Economic organization of England: an outline history*. 1914. p. 154.
- (4) K. Marx, *Capital*, vol. I. p. 661.
- (5) Marx, *Ibid.* Ch. XV. Section 8.
- (6) A. V. Dicey, *Relation between law and public opinion in England during the 19th Century*. 1905. p. 120.
- (7) L. C. A. Knowles, *The Industrial and Commercial Revolutions in Great Britain during the 19th Century*. 1921.
- (8) F. Engels, *The Condition of the Working class in England in 1844*. 1892. Ch. I.

第二章 自由主義

英國は議會政治の祖國であつて、自由主義の思想も他の諸國に先だつて發達した。第十六七世紀に於いて王權の隆盛になつたことは英佛ともに同様であり、エリザベス女王の治世（一五五八—一六〇三）には、英國でも國家萬能主義の下に諸般の制度を立て、上下各階級の區別を嚴重にして社會の秩序を維持し、之に依つて國力を一に集中して外國に對抗することを政治の要領として居たが、其後スチュアート朝に入りて早くも君主神權説（Divine Right of King）と個人自由の説と衝突を來たし、宗教上の紛争より内亂を生じて、クロムウェルの執權となり、やがて王政復古を行ひたるも、又再び一六八八年の名譽革命（Glorious Revolution）を起して、此に議會制度を確立するに至つた。而して此名譽革命の時代は佛國に於いてルイ十四世が極端なる君主專制主義に依りて中央集權の官僚政治を行つた時代に相當するのであるから兩者の間に著しき差異あることは言を俟たない。

併しながら議會政治といふことが必ずしもデモクラシーを意味するものでなく、十八世紀の英國では貴族的議會政治が實現されて居たのである。即ち議會は上下兩院に分れて居たが、上院には貴族が其世襲的の爵位に基いて議席を有し、下院に於いても亦各選舉されて出て來る者は悉く貴族の子弟か又は貴族に亞ぐ所の大地主階級に限られて居た。蓋し其當時の選舉法は地方に依つて異つて居たが、概して相當の地主にあらざれば選舉權被選舉權を有つことは出來なかつたのである。而して貴族の勢力はかくの如く中央の議會を獨占するのみならず、地方行政の上にも徹底的に行互つて居た。即ち英國の地方自治は各地方の一般人民の自治でなくして重立ちたる地主のみの自治であつた。平和

執法官 (Justice of Peace) と云ふ役目は地方の行政官兼裁判官であつたが其役目に就くものは土着の舊家に生れた地主であつて、百姓は唯地主の命是從ふの外なかつたのである。故に貴族郷紳は地方官であり、代議士であり、さうして中央政府の大臣を出し、而して尙其上に軍隊及政府の役所には矢張り貴族の二三男が行つて其將校となり、役人となつた。それから英國の教會は十六世紀中ローマ教會から分離して國立教會となり、系統的に全國各町村を支配して居たが、此にも僧正、大僧正になるものは貴族出身たることを要した。此の如きは議會政治であるけれども、平民的でなくして貴族的、寧ろ封建的といふべきものである。

由來英國の貴族は封建時代の遺風を留めて非常に大きな大地主となつて居るが、其下には亦日本の地主等に比較すれば非常に大なる地主の階級があつて、所謂スクワイヤ (squire) の階級を爲して居た。スクワイヤは大名に侍する武士の稱であつて、ジェントルマン、紳士ともいつた。是即ち小貴族で、前記の代議士となり、平和執法官となる所の階級である。それで平民がジェントルマンの格式を得るには地主とならなければならぬ。前章にもいへる如く、十七世紀以來外國貿易等に依つて豪商が輩出し、其富は王侯を凌ぐものが少くなかつたが、此等の人々は商業に依つて得た所の金を轉じて地方に廣大なる土地を買求め、自らスクワイヤの生活を爲してジェントルマンの仲間入を爲し、政治上社會上に地位を得るのであつた。之が爲めにエンクロージャ (enclosure) と稱して土地の兼併が盛に行はれ、小農の存在を危くしたことは後に述ぶるが、兎に角商業の發達に因つて生ずる新富豪と舊貴族との融合が、此の如き方法に依つて出來たことは、英國の特色であつて佛國等の識者の羨んだ所である。されば豪商と舊貴族との間に婚姻が行はれ、或は豪商の子孫が爵位を得て自ら貴族になる者も多くあつた。東印度會社や英蘭銀行の重役などを勤めた者の子孫は伯爵や男爵になつた例が幾らもある。又昔は純然たる商人であつても其二代目、三代目は純然たるスクワイヤとして政治上に活動し、立派な政治家となつた例さへもある。併しながら是は皆商人としての活動ではなく、郷紳の

格式を得た上のことである。

斯くの如く貴族郷紳の勢力は旺盛であつたが、彼等は政治を爲すに當つて如何なる主義政策を取つたかといふに、其思想は當時歐洲に流行した所の國權主義であつた。此國權主義は要するに國內のあらゆる力を集めて外國に對抗せんとする富國強兵の策であつて、外國貿易上には所謂重商主義で極端なる保護干涉を行ひ、且屢々貴族富豪に特權を與へて其企業を奨勵し、國家が必要とする産業の維持發達の爲めには一般人民の私生活にまで束縛を加ふるを躊躇せず、其代りにバターナリズム (Paternalism) 親權主義に依りて生活の安定を保證するといふ流義であつた。是が佛國ではルイ十四世及コルベヤの如き名君賢相の下に中央集權制度に依りて徹底的に實行され、英國では前にも述べた様に議會政治の發達の爲めに幾分緩和されたけれども、併しながら英國でも決して人民の自由が認められたのでなくして、國王及中央政府の代りに貴族郷紳が國家を經營したといふだけのことであつた。其政策の大方針は同じく重商主義、親權主義である。カンニングガム博士のいへる如く、佛國の政策をコルベヤの名に依つてコルベヤティズムと名づけるならば、英國のはバーラメンタリー・コルベヤティズム即ち「議會制度のコルベヤ主義」(Parliamentary Collectivism) (1)であつた。

英國で此國權主義の基礎が出来たのはエリザベス女王の時であつたが、當時一般人民に對する親權主義の社會政策が如何なる形態を取つたかといへば、それは徒弟法 (Statute of Apprentices, 1563.) と救貧法 (Poor Law) (2)であつた。徒弟法は從來各地方に行はれて居た職人の傳統的慣習を認めて、之を國家的に統制せんとしたのである。即ち熟練を要する所の手工的職業に就くには七年の年期奉公を経たことを必要の資格と定め、營業者の數を制限すると共に其營業の方法に種々の干涉を加へて粗製濫造を戒めたのであつて、職人は政府の指揮命令に盲従しなければならぬ代りに其特權をも認められ、正直にして居れば職人相當の暮しをするだけの収入は得られるのであつた。尙ほ此徒弟法の中

には賃銀公定の規定があつて、各地方の平和執法官は毎年一回年の豊凶、即ち穀物の價格の高低に應じて諸職の賃銀を定めることになつて居つて、而かも此規定は熟練の職人のみならず、普通の農業労働者にも及ぼされたのであつた。それだから一般の下層人民は此法に依りて衣食の保障を得る譯であるが、それでも尙不幸にして生活出来ぬ場合には何うするかといふに、そこに救貧法が働くのである。エリザベスの法律は各町村に救貧院を設け、地主から地方税を徴収して其費用に充てしむることゝしてあつた。かくの如く古の親權主義は行届いたものであつたが、それが行届いて居れば居る程個人の自由は束縛されたので、所謂「依らしむべし、知らしむべからず」の原則で士大夫が庶民を保護監督し、上下の階級的秩序を保つといふ仕組であつた。

右はエリザベス時代の親權主義の一端が産業上に現はれた所であるが、是も交通の進歩、商業の發達に伴れて實行不可能になる。海外の販路に供給する所の毛織業等にありては、時々不景氣が來て失業問題を生ずるので、其時政府は當業者を集めて賃機を出すことを嚴命し、又倫敦の輸出商に諭して兎に角仕入を繼續せしむる様な方策を取つたこともあるが、是は結局無理である。商人の側から見れば甚だ亂暴なる壓制であるといふので自然法律はあつても、之を勵行せぬ様になつてしまつた。況んや一般的に傳統の束縛を脱して合理的思索を爲すといふ氣風が勃興して來れば時の政府、時の教會に盲従することは出来なくなるので、そこに自由平等の思潮が湧いて來ねばならぬ。是が英國ではクロムウェル以來の動亂を惹起し、佛國では其不平が鬱積したる後、一七八九年に至つて大革命を爆發せしむるに至つたのである。自由平等の代表的思想家としては名譽革命を肯定したジョン・ロック(3)があり、其説が佛國に渡りてジャン・ジャック・ルッソー(4)の社會契約説となり、又それが反對に英國に反響するといふ風に、此思潮が兩國の間を縫ふて發達して來た。

ルッソーは其名著『社會契約説』の劈頭に「人は生れながらにして自由なり、而かも今は至る處鐵鎖に繋がれて居

る」と絶叫して傳統的國家及教會の組織を攻撃したが、其生れながらにして自由なりといふ天賦人權の擁護が佛國革命の精神であつたので、自然革命の傾向も極端に走つて行つた。けれども英國では革命を濟し崩しにして來たから、此の如き壓倒的激變を生ずる必要がなかつた。佛國革命の當初には、之が影響を受けて天賦人權論に共鳴し、極端な平等主義、無政府主義を歡ぶものも多くあつたけれども、一旦革命の慘劇が實現されて、巴里の都大路に血の河を流すといふことになつてからは、却つて反動的思想が勢力を得て來て、今まで革命を唱へたものも、其説を變じ、又は暗晦して現はれぬといふ風になり、英國の憲法は世界無比の良い憲法であるから、之を變更する必要はないといふバーク等の説（本章末節）が盛に行はるゝに至つた。戰爭中の英國政府の政策は一方に嚴重なる法律を以つて政治運動を取締る（本書第四章）と共に他の一方には救貧法の擴張（本書第三章）等に依つて下層人民を慰撫するにあつたらしい。併しながら經濟上にはアダム・スミスが重商主義の缺點を精細に指摘して居り、政治家の思想も大に其影響を受け、之を實際に行はざるは戰爭の爲めに一時延期するといふに過ぎなかつた。且又産業革命の勢は暗黙の間に推移して、前章に述べた様な有力な實業家階級が現はれて來て、而かも此等のものは概して國立教會に屬せざる所謂分離派（dissenters）の信徒であり、其經歷上からも獨立自由の氣風を養はれて居たから、戰爭終結の後に於ける改革の氣運は既に大に熟しつゝあつた。而して其時に一般の輿論を指導する所の大なる思想を與へたものはジェレミー・ベンザム（Jeremy Bentham, 1748-1831）であつた。ダイシー教授の『十九世紀に於ける英國の法律と輿論との關係』（5）と題する著書には一八〇〇年より一八三〇年までを反動時代となし、一八二五年より一八七〇年までを「ベンザム主義の時代」（Period of Benthamism）と名づけて居る。

ベンザムの祖父は裕福な質屋であり、其父は倫敦の商人を相手とする辯護士であつたので、彼の思想は當時の實業家階級の氣風を充分に代表するものといふことが出来る。彼は法律學を學んだけれども、在來の法律の註釋に没頭する

を好まずして、新思想に順應すべき公法私法の大系統を編出さんと企てた。ベンザム自身は世間に活動する人物でなくして、寧ろ隱者の様な生活を爲して居たが、其周圍に有力な法律家や經濟學者が集まつて、此等の人々が議會の内外に活躍して時代の立法を指導したのである。そこで其指導原理は如何なるものであつたかといふに、先づ法律の目的は一般人民の幸福を増進することではなければならぬとする。ベンザムは青年時代にユニテリアン派の牧師ブリーストレー (Joseph Priestley, 1733-1804) の著書の中で「最大多數の最大幸福」 ("The greatest happiness of the greatest number") といふ語を發見して、是こそ取つて以つて立法の原則とすべきものだと思へば、一體人間は苦を厭ひ、樂を求めるものである。世の中に苦を生ずる行爲は惡であり、樂を生ずる行爲は善である。善惡は先天的に定まつて居るのではなくして行爲の結果から判斷されるのである。故に法律も善となる爲めには社會一般に樂を持來たす様に作らねばならぬ。即ち最大多數の最大幸福が主眼である。而して如何なる事が此主旨に合するかといへば、それは矢張り自由と平等である。何となれば文明人は皆自己の利益を最もよく知つて居る故に各個人をして自由に其利益を追求せしむるときは結局社會全體の幸福を増進することとなるのである。併し一部の人に特權を與ふるときは其特權が濫用されて他人の別益を害するから法律は個人を平等に取扱はねばならぬ。それだから彼は在來の親權主義の如く政治家や官吏が民間の個人よりも優れて居るといふ前提を立てることは絶対に反對し、貴族富豪の特權には最も強く反對した。議會の選舉權を地主に限るが如きは勿論不當である。併し自由も平等も先天的の人權に基いたものではない、人間が野蠻時代に森の中から出て來た時には暴力が支配したのであつた。國家あり、法律ありて始めて自由が保護されるのである (6)。故に生命財産の安固といふことは何者よりも大切な事であつて、之が爲に個人の自由平等を制限することは決して不當ではない。即ち彼の説は天賦人權説でなく、功利主義 (Utilitarianism) である故に革命的でなくして而かもよく時代の要求を看破したものであつた。其故に當時の進歩的政治家實業家の採用する所となつて前記の如き勢力を得たのである。

ベンザムの説の内で個人の自由を許せば社會全體の幸福になるといつてあるが、個人が相互に自由行動を爲す結果として衝突を生じ、弱肉強食の状態に陥りはせぬかといふ反問を生ずる。之に對して彼の答ふる所は唯其爲めに政治上法律上の平等を必要とするといふに止つたが、併し自由主義者は此點に就いてアダム・スミスの經濟學を採用することが出來た。スミスの自由放任主義を主張した理由は個人の利益が社會の公益と一致すると考へたからである。彼に據れば總ての保護干渉を撤廢することに依つて自由競争に基く自然の秩序が得られる。例へば商人は自己の利益の爲めに商品を買賣するのであるけれども、社會の需要に應ぜざれば高い價格を課することは出來ぬ。又如何に社會の需要がありとしても無法に價格を高くすれば必ず競争者が現はれるから自然の價格即ち生産費を標準としなければならぬ。是は物價に就いても、賃銀に就いても存在する所の自然の理法であつて、神の攝理(7)ともいふべきものである。故に國家の職分(8)は第一に國防を充實して外敵の侵入に備へ、司法警察の制度を立て、詐欺脅迫等の不法行爲を取締り、公明正大なる競争を可能ならしむるにありて、其以外には唯個人の力に及ばざる大土木を爲すのみに足る。産業の保護奨勵は一切有害無益である。

凡そ此アダム・スミス及ベンザム等の説は十七世紀以來英國に醸成されたる合理主義の結晶であつて、同じく合理主義の產物たる新實業家階級の氣風に合すると共に、彼等が貴族郷紳の占據する舊制度を破壊する爲めに最も都合よき論據であつた。其故に彼の徒弟法の如きは既に十九世紀の始め戦争終結前に廢止(本書第三章)されてしまつたが、やがて一八三二年には有名なる選舉法改正案が議會を通過して憲法上の形勢を一變し、商工業の代表者が地主郷紳と相列んで國事を議することとなり、自由主義の改革は着々として實行せられた。是が即ち所謂ベンザム主義の時代である。

併しながら此新富豪なるものは要するに成金であつた。自由獨立の氣概に富み、精力絶倫の人ではあつたにしても、其多くは修養に於いて到底舊貴族に及ばず、禮法を知らず趣味を解せず、低級なる贅澤を以つて成功を誇らんと

する類であつた。故に自ら紳士と稱するも、人は紳士を以つて之を遇することが出来なかつた。而して舊貴族が此階級に對する反感の甚だしかつたことは、コブデンやブライト（本書第五章）の如き所謂マンチェスター派の名士が代議士として議會に出た時に、舊式地主議員は之と宴席を共にしなかつた一事に徴して知らるゝのである。故に一方に自由主義を高唱するものがあれば、他の一方には傳統的の貴族主義の美しき所を飽くまでも守つて行かうとするものがあつて兩々對峙したのである。而して保守主義の側に思想上の立場を與へたものはエドマンド・バーク（Edmund Burke 1729-97）であつた。バークは佛國革命の爆發した當時、英國にも過激思想に走るものゝ多かつた時に、早くも革命運動の必ず失敗に終るべきことを看破して、英國民の反省を促した人である。バークが『佛國革命の考察』（9）に書いた所に依れば、所謂新思想は理屈に走つて、人情の美しさを忘れ、歴史的に發達した文物制度の最も貴き所までも打壞してしまはうとする。社會は決してカルタの家のごとく空論家のテーブルの上で潰したり建てたりすることの出来るものではない。我々は歴史を重んじてこそ秩序的進歩を爲し得るのである。人は本來平等でなくして賢愚貴賤の差別は自然に備はつて居るから、此の事實を無視して一切を平等に爲さんとすれば、古來の貴き傳統は廢れて義勇の精神や優雅な感情は地を掃つて空しくなるだらう。王政や教會やは社會の必要に因つて存立するものであつて、其の内には論理家や經濟學者の知る能はざる高尚偉大なる人道的精神が動いて居るのだ。バークの説は決して頑冥固陋でなくして、歴史に基き、社會の繼續的發育を重要視する點は後代の實證主義と通ずる所があり、個人平等の假説に對抗すべき根強き理論をも有して居たのである。特にバークの死後産業革命の結果は資本的企業の發達となり、自由競争はアダム・スミスの説いた様な調和的法則を生ぜずして、弱者たる勞働者の利益は著しく壓迫を受ける様になつたから、文豪、詩人、小説家の多くは自由放任主義の非人道的なるを攻撃し、カーライルは經濟學を以つてディスマル・サイエンス（“dismal science”）「外道の學問」なりとするに至つた。政治界にありても、在來の二大政黨の内で、

ホイッグ黨 (Whigs) (10) は昔から幾分商人階級に左袒して居た關係に基き、實業界の代表者を容れて自由黨となり、之に反してトーリー黨 (Tories) (11) は其自由主義の影響を受けながらも、尙ほ貴族主義、國家主義の色彩を十分に維持して保守黨となり、かくして二大政黨が各主義の上に立つて政權を爭ふことゝなつたのである。而して十九世紀の前半には此等二主義の外に社會主義なるものが起つて勞働階級の間にならざる勢力を有して居たから、此時英國の政治及社會運動の上には自由主義と保守主義と社會主義と此三個の思想の流れが三巴の形を爲して相逐ふて居るのを見ることが出来る。

注

- (1) W. Cunningham, Growth of English industry and commerce. Modern Times. 2. vols. 1888.
- (2) Elizabethan Act, 1601.
- (3) John Locke, Treatises on Civil Government. 1689.
- (4) J. J. Rousseau, Social Contract. 1762.
- (5) A. V. Dicey, Relation between law and public opinion in England during the 19th Century. 1905.
- (6) J. Bentham, Theory of Legislation. 1802. (Objects of Civil Law)
- (7) A. Smith, Wealth of Nations. Book IV. Ch. II.
- (8) A. Smith, Ibid. Book V. Ch. IX
- (9) E. Burke, Reflections on the Revolution in France. 1790.
- (10) Liberals
- (11) Conservatives

第三章 勞働生活

一八一五年奈翁戰爭に勝つた時の英國は既に世界第一等の富強國となつて居た。外には東洋及殖民地の販路を確實に掌握し、内には過去五十餘年間に成就された諸の新發明を利用して盛に大工業の經營を行ふことが出來た。而かも此等新發明の技術は二十五年間の大戰爭の爲めに歐洲大陸へ傳はることとなりし爲めに全く英國の獨占する所となり、英國は「世界の工場」(“The Workshop of the World”)たる地位を獲たのであつた。一七六〇年に六百萬に過ぎざりし人口が、一八二〇年に一千四百萬となり又一七六〇年に輸出入合計二千五百萬磅に過ぎざりし外國貿易が一八二〇年に七千三百萬磅に飛んで居る。即ち此六十年間に人口は二倍し商業は三倍したのである。されば國富増殖の速かなりしことはいふまでもなく、北方大工業地に大小無數の都會が發達したことは既に述べた所であるが、之に伴つてロンドン其他の商業地も又金融及貿易の大發達を來たし、かくして有力なる銀行家、商人、工業家が輩出して内外市場に活躍することゝなつた。併しながら此國運動興の時機に際して社會の下層にある所の勞働者の生活を見れば、是は亦世界歴史に比類なき窮乏の状態に陥つて居た。ジョン・スチュアート・ミルは一八四八年に著した所の『經濟原論』(1)中に「今までに成された諸の發明が人間の勞苦を少しでも軽くしたか否かは疑問である。國民の大多數は依然たる不潔な牢獄の様な生活を送つて居る」と嘆じ、カーライル(2)は皮肉な口調で「英國は富に充ちたり、されどその英國は營養不良に死せんとす」と絶叫して居る。蓋し産業革命は富の生産を豊富にしたけれども、その分配を非常に不平均ならしめたので、一方に赤手巨萬の財産を築上げるものがあつても、他の一方には無數の貧民が現はれ

て、新興の大工業都市を充たし、不健康で、無教育で、放漫無節制で、而して自己の現状に對して極度の不満を感じ、暴力に訴へても其不満を發表するに躊躇しなかつた。後年首相の印綬を帶びたるディズレーリが青年時代に著した『シビル』(3)といふ小説の中に「今の英國は相互に諒解する能はざること猶熱帶人と寒帶人との如き二個の國民、富英國と貧英國とに分裂した」といつて居る。即ち社會主義者ならずとも階級闘争の事實を眼前に見て社會革命の將に來らんとするを豫感したものは少くなかつたのである。

右の如き次第で大體四〇年代に説を立てた所の社會主義者は是こそ産業革命の結果であり、資本主義の發達に伴ふ避くべからざる運命であると斷定した。併しながら當時の英國は第一に大戦争の惡影響を受けて居り、第二に英國特有の農業組織の變動に禍されて居り、第三に食料問題の行詰りに苦しんで居たので、當時の英國貧民の窮狀を悉く産業革命に歸するのは正當の觀察でない。従つて又大工業の勃興する所、資本主義の發達する所には必ず此の如き極度の弊害を生ずると斷定することも出来ないのである。而して産業革命の弊害といふ中にも唯過渡時代に起る所の弊害もあり、又資本主義の社會に固着した所の弊害もある、故に此等を區別して考へる必要がある。マーシャル博士の近著『産業と貿易』(4)には當時の狀態を以て大部分産業革命以外の原因に歸し、且其内産業革命に歸因する部分も寧ろ一時的、過渡的であると論じてある。けれども又社會主義者のいふ所は全然誤つては居ないのであつて、特に新興の勞働者階級が舊時の農夫に比して生活の安定を缺き、絶えず病氣と失業の危險に曝されて居るといふことは確かに新經濟組織の暗黒面として見なければならぬ。

そこで少しく十九世紀前半の英國工業勞働者の生活狀態を説かうと思ふが、抑々此時都市に流込んで來た所の勞働者は何處から來たかといへば、勿論田舎から來たのである。然らば彼等は何故に青天の下に鼻唄を唄ひつゝ働いて居られる故郷を去つて黒煙に汚れた「工場都市」に集まつたか。それは單に都會の方が仕事が多いといふだけでなかつ

た。英國特有の事情で農村生活が困難になつたからである。前章にも述べた如く英國の社會組織は或意味に於ては封建的であつて、田舎に廣い土地を所有しなければ貴族郷紳の仲間入りが出来ぬといふ状態であつたから、商工業に富を得たものはやがて土地を買入れて田舎に立派な邸宅を構へると共に農場の持主となつた。其爲めにエンクロージャ (Enclosure) と稱して土地の兼併が行はれたことは既に第二章中に述べた所であるが、是が恰かも産業革命時代即ち一七六〇年から一八四〇年の間に益々盛に行はるゝことゝなつた。エンクロージャといふ語の意味は土地を圍ひ込むといふので、從來自作農の所有して居た土地並に村の共有であつた原野等を圍ひ込んで大農場を作ることをいつた物であるから、是は單なる所有權の買収に止らずして農法の大革命ともなつたのである。從來英國の耕地は中世のマノア (manor) の遺風で非常に小さい單位に分れて居て大地主は其單位を多く所有し、小地主は唯一單位又は數單位を所有するといふ状態であつたのを彼は交換して大農場に纏めるのであるから是は一種の耕地整理である。それから從來原野であつた所をも圍込むから開墾ともなる。而して此新しく出來た所の大農場には舊式な小農法の代りに作物の輪栽、畜類の改良等を行ふから土地の利用上非常な進歩であつて、エンクロージャの結果は農産物の大増收となる。故に之を行ふものは唯新たに大地主となる所の成金ばかりでなくして、舊來の貴族郷紳が皆爭つて之が爲めに大資本を投じ、又當時有名の農政家たるシンクレア (Sir John Sinclair, 1754—1835) 及アーサー・ヤング (Arthur Young, 1741—1820) 等は小農の衰亡を嘆息しながらも、エンクロージャには反對せずして却つて大に奨勵したのである。蓋し人口の増加著しき時に當り、特に大戰爭の爲め外國の穀物を輸入すること能はざる場合だから、此法に依つて急激に耕境の上進を計るのは農家の利益であると共に國家の必要でもあつたといはねばならぬ。併しながらエンクロージャの行はれる結果として小農及農業勞働者の地位が如何に成行くかを充分に顧慮しなかつたのは實に英國農政史上の一大失策であつた。由來農民が土地を手離すといふことは獨り其小さな家産を失ふに止らずして其職業までも失ふ

ことになり易い。特に農村の入會地なるものは農民が其薪木を採り、馬秣を刈る所であり、又牛豚を放牧する所であつたから、彼等の爲めに頗る重要な副収入の源泉となつて居る。故に入會地を原野のまゝに存置することは合理的農業の進歩を妨げるには相違ないけれども、之を無難作に「圍ひ込む」ときは小農階級の運命に關することになる。かくしてエンクロージャの結果、農民は其所有地を買收せられ且入會地の權利を失つたから單なる勞働者となつて大農に雇はれるより以外に行く所はない。從來自己の所有地又は小作地で獨立の小農を營んだものが單純な賃銀勞働者になるといふことは生計上の一大變化たることいふまでもないが、さて其勞働の需要は何うであつたかといふと、不幸にして其が甚だ不振であつた。原野であつた所の入會地を新たに開いたといふ場合には新たに勞働の需要を増したことになるが、併し既に開けて居た在來の耕地に於ては新農法が勞働を節約するからそれだけ需要を減ずるのであつて、雙方差引して見れば農村の勞力は過剰となつた。而かも十八世紀の末年から十九世紀の劈頭へかけて都會に紡績工場が新設せられたことは即ち絲の手挽といふ田舎の婦人や子供の内職が消滅したことを意味するのであつて、是が又多數の農村に大打撃を與へる原因となつた(5)。但し此紡績業の革命が手機職人に對して一時好影響を與へたことは前にも述べた所の事實であるけれども、機を織らずして絲取りのみを行つた所の農家が非常に多かつたことを考へなければならぬ。それだから當時の農家は農業の進歩と工業の進歩と兩方面から壓迫を受けたことになり、貧乏人の數が著しく増加した。而して戰爭中特に凶年が多くして穀物の價格は高くなる一方であつたから、勞働者は非常なる生計難を感じて其不平を訴へる爲めに屢々麥藁の積んだのへ火を放つて騒いだりした。其頃佛國革命の血生臭い報道が頻々として貴族郷紳の階級を脅して居たから、彼等は國內の平和を維持するの必要と、眼前に見る農民の窮乏に對しての同情と、其何れからいつても一大救済策を講じなければならなかつた。エリザベス時代から傳はつた所の社會政策は賃銀の公定と救貧との二つであつたが、當時の事情は賃銀の公定を實行するに適せずとなして救貧法の擴張を

行ふことに決した。即ち一七九五年パークシアの平和執法官がスピーナムランド (Speenhamland) に會議を開き、勤勉にして而かも生活を支ふる程の賃銀を得ること能はざる者は自宅にありて救助金を受け、而かも其子女が多ければ多きだけ救助金を多く受けしめることの方針を定めた。其後此決議が他の地方にも採用されて全國の慣行となり、一八三四年の救貧法改正まで繼續した。是が有名なスピーナムランドの院外救助制 (Out-door relief) であつて、兎に角窮民の不平を鎮めるだけの効果はあつたけれども、他の一面に於ては浮浪懶惰の徒をして永久的窮民とならしめ、町村の救貧費は無限の膨脹を來たしたのみならず、一般の勞働者は競争の結果賃銀を下落せしめて、賃銀と救助金とを併せて始めて僅かに最低の生活を支ふるの狀態に陥らしめた。即ち救貧が勞働者よりも寧ろ其雇主を利するの結果となつた。特に勞働者をして家族扶養の責任を等閑にするの風を生ぜしめたから、人口の増加率を高めて益々勞力過剩の形勢を助長したことは一大缺點といはねばならぬ。マルサスが人口論を唱へて抑々人間の子孫繁殖といふことが自然に放任せらるゝ限り總ての社會改造は不可能であると結論したのも亦實に此時代即ち一七九八年の事である。而して一八三四年院外救助の廢止が斷行されたことは一時細民の苦痛であつたに拘らず、結局は彼等の生計に健全な基礎を與へることゝなつたのである。

さて農村で過剩となつた勞働者は漸次他の職業に吸収されて行つたが、其重なる仕事はいふまでもなく手織機か又は工場及炭坑の勞働であつた。尙大工業の發達に際しては工場及住宅の建築並に一般の商品運搬の爲めに各種の日傭人夫が頗る多數に需要されたことゝ信ずるが、此等屋外勞働に従事する不熟練者に就いては何れの著書にも記されて居らず、英國勞働運動の要素としても一八八八年ロンドンのドックに於ける人夫の大ストライク (本書第七章) の起つた時まで不熟練勞働者といふものは全く問題にされて居らない。是は全く彼等が普通の勞働者以下の勞働者であつて、人間並に取扱はれず、又取扱はれんとなかつた爲めではないかと思ふ。夫から一八四〇年代に入りては鐵道建

設の爲めに土木工事並に軌道車輛等の製造に使用せらるゝ熟練及不熟練工の數が激増して全國工場労働者と同數に上つたといふが、是は寧ろ後の時代に屬する事實である（本書第四章末節）（6）。

依つて此には先づ手機職人の状態を述べやうと思ふが此内にも毛、木綿、絹、麻の織物を取扱ふものがあつて、夫事情を異にして居る。一八三四年に此四種の手機職工の總數は八十四萬に上り、其内で最多いのは毛織工で、之に次ぐものは木綿工であつた。木綿工はランカシャ及スコットランドの南部に集中して居て、其數十五萬に達し、産業革命の打撃を最も強く受けたものである。紡績の方面では機械の成效が顯著であつて自宅労働から工場労働への變化が迅速に取運んだ爲めに、労働者の轉業も亦早く片付いたけれども、織物の方は力織機の普及が漸次に來た爲めに手機職工は長い間之が競争に苦しむことゝなつた。第一章中にも述べた如く一七九五年から一八〇五年頃までは手機職人の最も繁忙を極めた時代であつて其賃銀も亦良かったから農業から轉じて來るものが非常に多くして、其爲めに生活程度の低い愛蘭人の移住も盛に行はれた。然るに一八一五年戦争終結に至つては軍需品の注文が絶えたのと力織機の流行と兩方の影響を受けて漸次不振に陥り、賃銀は全盛期に一週二十四志に達したものが、一八一六年には半減して十二志となり、更に二十年の後には又半減して六志に下つた。一八三〇年代以後にはランカシャの機業家は自ら織物工場を經營して居ながら景氣の好くなつた時だけ賃機を出すといふ方針を取つた故に、賃機屋は所謂「工業上の豫備軍」(Industrial Reserve Army) になつてしまつて全く職業の安定を缺くことゝなつた。而かも景氣の循環といふ現象は此間に發生して一八一六年、二六年、三六年と十年毎に恐慌が來襲した。而して此時代には尙資本の充實せざる小機業家が無計劃な競争を爲して居た爲めに恐慌の時の困難は特に甚しくして雇主側にも多くの破産者を出す様な状態であつた。即ち労働者の極端なる窮狀は資本主義の結果といふよりも、寧ろ資本主義の未熟なるが爲めといふべきであつた。そこで賃機屋は此難境にありて如何なる方策を講じたかといふに、彼等は先づ舊時代の制度たる賃銀の

公定を勵行せんことを請願に及んだ。是は一八一二年度の事で其時にはランカシャ、ヨークシャ及グラスゴーの賃機屋が聯合の大運動を起したけれども、議會は之を拒絶したのみならず、反對に一八一三年に有名なエリザベスの徒弟法中賃銀公定に關する條項を名實共に廢止することを決定した（7）。故に彼等が賃銀を維持するには勞働組合の力に依る外はないが、此組合の組織といふことは既に一八〇〇年の組合法で禁止せられ、一八二四年までは不法とされて居た（本書第四章）。又其後と雖も組合の力は甚だ微弱であつたことはいふまでもない。それだから彼等は結局救貧法に依頼することになつてしまつて、恰かも是が失業保險の用を爲し、手機職人の生活に取つて救貧法が必要缺くべからざる制度と考へらるゝに至つた。次章にも述ぶる如く一八三四年に議會が新救貧法を出して院外救助を廢止した時に猛烈な反對運動を起したのもランカシャ及ヨークシャの手機職人であつたのは實に此の如き事情に因るのである。

以上は専ら木綿の手機職人に就いて述べたのであるが、機械及工場の發達に因つて漸次に其地位を失つた所の舊式の職人は皆同様の境遇であつた。毛、絹、麻、の手機職人や編物即ちメリヤスの職人が即ち其仲間であつて、唯木綿工に比すれば幾分良好であつたといふに止まる。彼等は皆過去に於いて相當の生活を爲して居ただけに其零落を強く感じ、幾分教育があつて事理を解するが爲めに益々社會に對する不平不滿の念を抱くことも深かつたのである。從つて後に述ぶる所の革命的勞働運動に際し此等のものが常に中堅の一團を爲したことは怪しむに足らぬ（8）。然るに彼等は何故にかくも長期に亘つて其不景氣極まる職業を守つて居たかといふ疑問を生ずるが、實際に於て若いものは漸次機械工の如き新式にして有望な方面に轉じて行つたが、中年のものは此の如く容易に新しき職業を見習ふことが出来なかつたのである。彼等の仕事として最も適當なるは同じ部類の工場に行くことであるけれども、當時纖維工場の機械は大抵今日よりも小規模であつて、婦人や子供に運轉せしむる方が好都合であつた。一八三〇年代に纖維工場の

勞働者は約半分が十八歳以下の幼少年工であり、其残りの半分の中過半は婦人であつて、成年男工は僅かに全體の四分一以下を占むるに過ぎなかつたのである（9）。そこで又此幼少年工は何れから來たかといふ問題が起るが、之に就いて最初工場が山中に設けられた時代には工場主は應募者のないのに困つたけれども、結局大都市の救貧院から貧兒を數十人又は數百人づゝ一團として雇入れることになつた。此等の貧兒は五六歳から十四五歳の男女兒であつて、皆工場附屬の寄宿舎に收容せられたが、其食物が粗惡で勞働時間が長かつた爲めに發育不充分となり、且寢室の設備が足りないで同じ寢臺を數人のものが分ち用ふる結果、傳染病が多く、一般に死亡率が高くあつた。それに此には宗教教育の勢力も全然及ばなかつたから兒童は無智無節制で、唯情ければ嚴重な折檻を受けるから鞭の下に強ひられて働くといふに止り、風紀上にも甚だしき墮落を見た。一八〇二年に出來た最古の工場法は「木綿工場に於ける徒弟の健康及道德に關する法律」（10）と稱せられ、勞働時間の制限、寄宿舎の設備、教育の設備等に付きて簡單なる規定を爲したもので、謂はゞ救貧法の延長に過ぎなかつたが、是も實際には殆んど空文に歸したといふことである。然るに工場が都會に移つて後は貧家の子女を通勤せしむることも出來るので寄宿舎の必要は漸次なくなつたが、其勞働状態は依然として改まらなかつた。一八一九年ロバート・オーウェン等の盡力で通過した所の工場法でさへ最低年齢は九歳であつて、十六歳以下のものに限り勞働時間を十二時間に制限するに過ぎなかつたのである。而かも工場監督官といふものは一八三三年まで置かれなかつたから此法も實際に勵行されずして夜業さへも行はれたのである。此頃ランカシャ及ヨークシャの工場都市では手機工が失業して遊んで居て、其妻子が工場へ通つて漸く一家の生計を支へるといふ様な不健全な状態であつた。甚だしきは幼兒を其父親が負ふて毎朝工場へ伴れて行つたといふ事實もあつた。それだから成年男工が工場法運動に熱心であつた理由は單に女工や幼少年工の勞働状態を改めんとするのでなくして、間接に成年男工の職業を増加せしめんとしたのである。

次に鑛山勞働の状態を見るに、或地方ではギャング・システム (Gang system) と稱して數人の坑夫が團體を作りて鐵鑛山又は石炭坑の持主から鑛物を買取る約束を爲し、持主は唯坑道其他の設備を整へて彼等に提供するといふ仕組を取つたものもあるが、多くは現今と同様に坑主自ら大經營を行ふか、然らずんばバッテリー (Caddy) と稱する親分に採鑛を請負はしめたのである。バッテリーは即ち坑夫頭又は飯場の親分の如きものであるが、自ら其損益の責任を負はされて居る爲めに部下を壓迫して賃銀を引下ぐることばかり考へることとなり、坑内の安全設備の如きも坑主の大經營の場合に比して劣つて居た。何れにしても、鑛山は多く人里離れた僻遠の地にあるのみならず、他人の眼に觸れざる地下の仕事であるから、總ての事が無智殘忍なる坑夫等の爲すまゝに任さるゝこととなり、人命に關する様な事故も甚だ多かつた。特に坑内に於いて妙齡の女子をして四這となつて炭車を曳かしめ、十歳以下の兒童をして終日暗黒なる坑道の立番たらしめた事は、其事實が世間に知らるゝに至つて政界の一大問題となり、一八四二年女子及幼少年の地下勞働を禁止することゝなつた。又石炭村の特色は坑主が自ら勞働者の住宅を建てゝ貸與し、且日用品の店舗を開いて勞働者に賣つたことである。此等は都會の遠い所にあつて實際の必要上から起つた習慣ではあるが、住宅はストライクの時に居住者を逐立てゝ側面攻撃を爲す所の武器とせらるゝことが稀でなかつた。又賣店は掛賣をして置いて其代金を賃銀の内から差引く故に却つて勞働者をして借債を生ぜしむる原因となり、實物賃銀 (truck system) の惡弊に陥つたので坑夫等の恨を買ふことが多かつた。勿論中には溫情的な坑主が此等の設備を實際坑夫の利益の爲めに運用し、更に進で教會堂、學校等を設けて教化の途を講じたといふ例もあるけれども、概して坑夫の日常生活は工場勞働者以上に殺伐であり、甚だしきは其言語までも一種異様の方言を生じて居たといふことである。

石炭村と對照して工場都市は幾分開けて居たけれども衛生上には寧ろ一層危險なものであつた。此には専門の投機的建築業者があつて好景氣の際に住宅難に乗じて出来るだけ早く、出来るだけ多く、出来るだけ多くの長屋を立てゝ、

新來の住民に貸すのであつた(11)。勿論現今歐洲にて行はるゝ都市計劃などいふものはなかつたから、狭い通路には敷石もなく、下水もなく、家々の臺所から投出す所の塵芥の處分法すら出来て居なかつた。雨天には汚水が地面に溢れ晴天にはそれが蒸發する。而かも住宅不足の爲めに二個以上の家族が一室に住み、或は數人の男女が一室起居寢食を共にしなければならなかつた。特に驚くべきは通常物置に使用せらるゝ所の地下室を住居としたことであつて、一八三六年頃マンチェスターには十二萬の人々が地下の窓なき室、即ち通風惡しくして濕氣多く、且薄暗い穴倉で住んで居たと稱せられる。故に傳染病の流行は常に絶ゆることなく、如何なる年でもチブスの如き熱病で死ぬものが多かつた。一八三一年以後三回にコレラ來襲した時には非常な恐慌を惹起し、其時から始めてアシュレー卿等の主張の下に都市衛生の事が社會問題として注意せらるゝに至つたのである。ガスケル夫人の書いた『メーリー・バートン』(12)といふ小説は寫實派の傑作で一八三八年前後のマンチェスターの勞働者生活を有りのまゝに描いたものであるが、不景氣、失業、ストライク等の敘述の外に、熱病で斃れる人數の非常に多かつたことを記して居る。凡そ此等の密集住宅の弊害は必ずしも工場都市の特有な現象でなくして中世の都市にも亦見ることを得るのであるけれども、大工業の勃興に伴ふ急激なる都會の膨脹に際して特に著しきものである。而かも之は決して大工業の必然の結果でなくして適當の都市及住宅政策に依つて大部分避け得べきものたる事は十九世紀後半に於いて英國都市の死亡率が著しく減少した事實に依つて證明せらるゝのである。

以上述ぶる所を綜合して見れば、一八三〇年代の英國勞働者は不健康の家に住み、單調なる工場勞働に服し、婦人及子女の就業の爲めに家庭團欒の機會を失ひ、不景氣には失業して僅かに救貧法の助けを受け、流行病には何等の對抗策をも知らなかつたといはねばならぬ。而して其精神生活は何うであつたかといへば、急激に發達した都會には教會及學校の設備が不足し、娛樂としては唯飲酒と賭博があつたばかりで、男女間の風紀も甚だしく廢頽して居たのが

一般の状態であつた。而して此時政府が如何なる政策を行つたかといへば、大戰爭中の財政政策たりし無數の消費税の整理を完了すことは甚だ困難であつたのみならず戦後外國から輸入される所の廉價なる穀物に對して英國の農業を保護せんが爲めに一八一五年の穀法（本書第五章）を制定したから、貴族郷紳の地代収入は豊かにして細民の日用食料が高くなつて居た。而して一八三四年にはスピナムランドの院外救助の弊害を除かんが爲めに救貧法の改正を行つたから、有産者の爲めには救貧税の節約が出来て、而かも貧民の爲めには少くとも一時は既得權を奪はれる状態となつた。即ち地主黨も實業黨も社會政策に關しては何等施設する所を知らなかつたのであつて、彼の工場法制定及穀法撤廢の運動の如きは一八三〇年代に入りて始めて着手された（本書第五章）に過ぎなかつた。併しながら當時の形勢を餘りに黒く描くのも決して正鵠を得たる觀察ではない。多數の勞働者中には其技術の優秀なる爲め又は其同輩を率ふるの才能あるが爲めに、重く用ひられ、多少の資力と時間とを有して精神的向上の機會を捕へんとするものがあつたことは次の二つの事實の上に現はれて居る。即ち其一は工業地に於いてバプティスト及ウェスレイヤン等の新敎の僧侶が活動し、其敎會に於ける諸會合が勞働者の社交の中心となつて居たこと、其二はメカニックス・インスティテュート（Mechanics Institute）と稱する大人夜學校が各地に設けられて機械及化學等の智識を普及せしめたことである。此等の事實は當時の勞働者中既に産業革命の良き影響を受けた所の少數者があつたことを示すといはねばならぬ（13）。

注

- (1) J. S. Mill, Principles of Political Economy. Ed by W. J. Ashley. 1910. Book IV. Ch. IV. § 2.
- (2) T. Carlyle, Past and Present. 1843. Ch. 1.
- (3) B. Distreil, Sybil or the Two Nations. 1845.
- (4) A. Marshall, Industry and Trade. p. 74.
- (5) A. Slater, The making of modern England. 1913. pp. 43-44.

- (9) L. C. A. Knowles, *The Industrial and Commercial Revolutions in Great Britain during the 19th Century*. 1921 pp. 134-5.
- (7) Sidney and Beatrice Webb, *History of trade unionism*. pp. 58-60.
- (8) M. Hovell, *The Chartist Movement*. 1918. p. 16.
- (9) G. Schulze-Gaevernitz, *Social Peace: a study of the trade union movement in England*. 1893. p. 35.
- (10) *Health and Morals of Apprentices Act*, 1802.
- (11) J. L. and B. Hammond, *The town labourer, 1760-1832*. 1917. pp. 43-44.
- (12) Mrs. Gaskell, *Mary Barton*. 1848.
- (13) G. M. Trevelyan, *British history in the 19th Century, 1782-1901*. 1922. pp. 162-165.

第四章 階級闘争

貧富の懸隔と都會生活の不安とは勞働者の不平を惹起し、其結果が種々の團體運動となつて現れ、一八三〇年代及四〇年代に至つて、階級闘争の色彩は漸く鮮明となり、人をして社會的革命の時機遠きにあらざるを思はしむるに至つた。エンゲルスは『一八四四年に於る英國勞働者階級の狀態』(1)と題する一書の中に詳に勞働生活の慘狀を敘した後「革命は必ず來るべし、平和的解決を爲さんには時期既に遅れたり」といひ、而かも其革命勃發の時を次の回の恐慌即ち一八五二年又は五三年であるとし、貧者の富者に對する復讐戰は佛國革命も及ばざる流血淋漓たるものとなるであらうと豫言した。エンゲルスの豫言は幸にして外れたけれども、之を以て當時人心の如何に惡化して居たかを推察することが出来るのである。

勞働者の不平は最初麥騒動や機械の打壞しとなつて現はれた。凶作の爲めパンの高くなつた年に鳥合の群衆が隊を爲して、示威運動を行ひ、商店を掠奪し、火を放つて富者を脅したしたのは、十八世紀の末から屢々あつた事で我國の米騒動に類するものであつた。それから機械の打壞しは手機職人やメリヤス職人の如き舊式の熟練を有するものが新機械の使用を憎む爲めにやつたのであるでも珍しいことではなかつた。併しながら勞働者の運動は年を経るに従つて次第に組織的となり、又其目的が明亮になつて來た。之を大別して見れば政治的運動と産業的運動とすることが出来る。政治的運動は穀物法及新救貧法に對する反對運動、或は工場法制定の運動の如く或特殊の政策に關して議會の形勢を動かさんとするものもあるが、十九世紀前半を通じて絶えず此種の運動の目標とされたのは普通選舉權の獲得であつて

最後にチャーティスムの大波瀾を捲き起したのも是であつた。産業的運動は即ち勞働組合の運動で團體交渉及ストライキの方法に依り雇主に對抗するものである。而して政府の之に對する態度は全然禁止的であつた。先づ一七九九年及一八〇〇年には組合禁止法 (Combination Act) が出來て、勞働者が團體を設けて賃銀の決定を左右せんとする運動を嚴禁したが、此法律は頗る峻烈なもので、運動に直接參加したもののゝみでなく、外部から之を援助したものも同罪として、之に重い體刑を課し、而かも普通の裁判手續を用ひずして簡單に投獄することが出来るやうにしてあつた。それから政治運動に就いても言論集合の取締を嚴重にし、特に一八一九年マンチェスターのピーター寺院前で群集と軍隊及警察との衝突 (所謂ピータールー事件 Peterloo) があつて以來、有名な「六法」(Six Acts) (2) といふものを定めて軍隊的訓練や武器の使用や、危險思想の宣傳や、新聞紙の發行等に關して重刑を課することゝなつた。政府が此の如き猛烈なる方針を取つたに就いては是非の論があつたが、一衣帶水の佛國に於いて大革命の後始末が付かずして人心頻りに動搖しつゝあつた際だから、政府としては秩序の維持を最重要としたのであらう。勞働組合の如きも當時にありては尙極めて粗暴なものであつて或組合の誓書には「當組合に加入する以上は一同の意向次第で機械の打壊しや工場主の暗殺も辭する所でない」(3) といふ文句が用ひられてあつたと傳へられる。併しながら民衆の團體的運動はそれが禁遏されて祕密結社となつた場合こそ最も危險であつて、行動の自由を許すのが却つて安全となることも少くない。ウキリアム・コベット (William Cobbet, 1763—1835) は一八〇二年以來三十三年の間、嚴重な出版法を潜つて下層民衆の讀物たる新聞紙を發行し、勞働者の立場から有らゆる時事問題を論議した有名な煽動者であつたが、此人の勢力の及ぶ所には政治運動が眞面目になつて、機械打壊し等の無謀な暴行は減少したといはれて居る。コベットの新聞は一八一六年頃英國の都鄙至る處に購讀せられ、民衆の政治教育には著しき功績を擧げたのであつた(4)。

併し勞働者の運動に思想を與へ訓練を施した點から見ればコベット以上の人物があつた。それはフランス・ブレ

ース (Francis Place, 1771—1854) とロバート・オーウェン (Robert Owen, 1771—1858) である。此二人は共に身を労働者から起して實業界の成功者となり、而かも其一生を労働階級の向上の爲めに捧げた偉大なる人格者である。而してブレースはベンザムの直弟子となつて彼の功利的自由平等主義を徹底的に祖述し、オーウェンは獨創の見解を抱いて英國社會主義の祖となつた點に於いて夫々當時の大思潮の代表者であつた。此二人に加ふるに工場法運動の總帥たるアッシャー卿 (Lord Ashley: Earl of Shaftesbury, 1801—85) (本書第五章) を以つてすれば、自由主義と社會主義と温情主義と、三方面の代表者を得たことになる。

ブレースはロンドンの人で、青年時代に革のズボンを作る職人になつたが、同盟罷業の幹事役になつた廉に依り、雇主等からボイコットされて、八ヶ月間失業して衣食に苦しんだ、其時から、自分は労働者の自由の爲めに戦はねばならぬと決心した。併し彼は自己の職業が將來の見込少きを見て洋服商に轉業し、小さいながら獨立の店舗を開いて數年の間に相當の營業に仕上げた。而して其店の奥座敷を政治運動の事務所として自分の素志の實行に着手した。彼は先づウェンストミンスター選挙區の顔役となり、學者政客と交を結んで議會に於ける急進派即ちラディカルス (Radicals) の後援者となつた。ブレースは一生涯此後援者の地位に満足して自ら議員となることをしなかつたけれども、實は彼の作戦の下に多くの議員を操縦したのであつた。彼は此の如くにして一方議會に通ずると共に他の一方には労働者と連絡して其運動を指揮した。其成果の主たるものは労働組合の自由と選挙權擴張とであつた。一八〇〇年の峻嚴な組合禁止法を徹して一八二五年の法律に改めしめたのは全くブレースの功績に歸せねばならぬ。此法律に依りて労働組合は始めて不法行爲たることを免れ唯暴行、脅迫、誘惑、煽動等の手段を用ひた時に限り處罰を受けることとなり、日本の現行法たる治安警察法第十七條と同様の點まで進められたのである。それから一八三二年の選挙法改正は英國憲法史上の大事件であつて、勿論彼一人の仕事ではあり得ないけれども、三〇年から三二年に亘る人心沸

騰の際に各地の労働者を指導して改正派の示威運動に左袒せしめたのは實にブレースの力であつた。彼は此舉を第一段として聽て普通選舉の理想に到達せんとしたのである。

オーウェンはウェールズの山間に生れ、呉服屋の小僧から出で、大紡績會社の専務取締となつたが、彼の志は一個の成金たるよりも遙か高い處にあつたので、先づ自己の工場を中心として一の模範村を立つることに努力した。オーウェンはブレースの常識的なると相對して頗る天才的な人物で、其思想も亦全く獨創的であつた。彼の意見では凡そ人間の善惡は先天的でなくして境遇に因つて定まるものだから、下層階級も亦其教育に依つて立派な市民にすることが出来る道理である。そこで彼がスコットランドのニュー・ラナルク (New Lanark) といふ山紫水明の地に經營した所の工場にては、二千の職工に社宅を與へて清潔法を行はしめ、飲酒賭博を戒め、労働時間を短縮し、消費組合、共済組合を設け、而して幼年者の爲めに立派な學校を設けて普通教育を施すことゝした。かくして拮据經營二十年の間に其模範村は天下に名聲を走せ彼は其經驗に基いて工場法の制定を唱道し、中央政界の貴族名流の間に大なる反響を得た(本書第五章)。それから又彼は當時の大問題たる救貧法に就いて獨創的な一案を立て窮民を救貧院に容るゝ代りに、之に共同の土地を與へて自立自給の生活を立てしめんとし、先づ其實驗を爲す目的で資金の募集に取かゝつた。併し工場法は實業家の反對の爲めに骨折となり、救貧法の實驗も亦充分の賛助金を集むることが出来なかつたので、オーウェンの感情は漸く貴族名流を去つて労働階級に向つて直接の宣傳を開始することゝなつた。而して之と共に彼は以前の温情主義を棄てゝ労働者の自治共同を主張し始めた。彼は其財産を抛つて米國に土地を求め此に共産的の「新しき村」を開かんと計劃した。蓋し彼が本來の理想は競争の代りに協同を以つて社會組織の原則となすにあつたので、生産は個人の營利の手段たらずして社會共同の統一的自給計劃とならねばならなかつた。而かも政治的デモクラシーの下に國家的社會主義を行ふよりは寧ろ一町一村を個々の共產團體として夫々に生産消費を営ましめんとするのが彼の特色

であつた。彼の米國に於ける實驗は忽ち失敗に歸したけれども、其理想の一端は協同組合の主張となつて現はれた。

而して此協同組合も彼の直接指導の下には成效しなかつたが、後年大發達を遂げた所の消費組合の思想はオーウエンに其源を發したのであつた。即ちオーウエンがニュー・ラナルクを去つて後の仕事は工場法にしても、協同組合にしても眼前には失敗に歸したに拘らず、後世に向つて問題解決の鍵を與へたことになつて居る。然るに彼は又勞働組合に對しても其力を試みることになつた。それは一八三三年の頃各地の小組合が聯合の機運を示した時に彼は其絶大な名聲を負ふて全國勞働運動の總帥となり、グランド・ナショナル・コンソリデテッド・トレイズ・ユニオン(Grand National Consolidated Trades Union)と稱する總同盟を組織して忽ち十萬の會員を糾合し、ドルチェスターの農業勞働者が組合法違反の爲めに捕縛された時には其放免を請願すると稱してロンドン市中に空前の一大示威行列を行ひ、政府及資本家の肝膽を寒からしめたといふ。併し此大同團結は實際左程怖るゝに足らぬものでつたので、所屬各組合が連絡不充分的同盟罷業を企てた爲めに一年ならずして土崩瓦解してしまつた。故に勞働組合の歴史から見ればオーウエンは彗星の如く來つて彗星の如く去つたといはねばならぬが、唯此時大同團結の中心人物が抱いて居た思想は看過すべからざる重要な特色を有して居た。即ち彼等は、社會の生産を掌る所の各種産業に於いて夫々鞏固な勞働組合を作る時は、總て各産業の經營そのものを組合の掌中に移して總て資本家を驅逐することが出來ると主張して居た。蓋しオーウエンは如何に土地資本の國有を實行しても、又如何に政府の組織を民主的にしても、産業自治が出來なければ勞働者は完全に解放されるものでないといふ、近頃のサンディカリスムやギルド・ソシアリスムの思想の一端を捕へて居たのであつて、近頃英國のコール氏等が「世界はオーウエンに歸りつゝある」(5)といつたのは不當ではない。此の如くオーウエン及ブレースは各其主義主張の立場から勞働者を指導したけれども、結局勞働者は此二人の何れにも付いて行くことはしなかつた。それは何故かといふに、自由主義者たるブレースは勿論のこと、オーウエンと雖

も決して階級闘争を信ずる人ではなかつた。然るに當時の英國勞働者は舊貴族に對しても、又新富豪に對しても均しく階級的反感を抱く様になつて來て、如何なる意味に於いても有産階級と手を攜ふことは出来ない様な心理狀態に進んで居たのである。而して此階級的反感の裡から沸立つた所の大運動が即ちチャーティズム (Chartism) であつた。

チャーター (Charter) というのは參政權の特許といふ意味であつて、詰り普通選舉權の獲得を當面の目標としたのである。併しながら彼等の普通選舉を望むのは唯國政に參與するだけでなくして、寧ろ之に依つて勞働者の手に政權を握つて、一舉に社會主義的大改革を行はんとしたのであつた。彼等は最近のロシヤの革命黨の如くプロレタリアの專權の下に是々の改革を行ふといふ一定の綱領を定めては居なかつたけれども、普通選舉權は即ち實際生活改善の必然的前提條件であるとして居た。賃銀、物價、住宅、教育其他總ての點に關する改革は政權を握ることに依てのみ遂行し得るとなし、是故に政權は暴力を用ひても取らねばならぬものだとして居た。フランシス・ブレースがチャーティズムの最初の宣言書作成に參與して居ながら彼等と行動を共にせざりしは實に此階級的反感を嫌ふた爲めであつた。

マルクスの『共產黨宣言』に、資本家階級は封建的舊貴族に代つて天下を左右するに至るけれども、下層人民の受くる壓迫は減少せずして益々甚だしくなることを敍し、勞働者は初め散在せる烏合の集團として盲目的運動を爲し、資本家は自己の政治的目的を達せんが爲めに彼等の集團を利用することがあるといひ、又勞働者は個々の資本家に反抗せんが爲めに組合を作るけれども、階級闘争は結局政治的闘争でなければならぬ、革命の第一歩は勞働階級が支配者の地位を占むるにあるといつたのは全くチャーティスト運動の歴史に符合して居る。一八三二年選舉法改正の際に實業家は全國の輿論を沸騰せしめ、勞働者をも自己の示威運動に参加せしめたに拘らず、新議會の成立後幾許もなくして自由黨の首領は當時の改正法以上に選舉權を擴張する必要なしと公言し而かも其新議會の最初の仕事は勞働者に不利なる新救貧法の通過であつた。そこでオーウェンやブレースの門下に養成された有志の勞働者は階級的利害の分

裂を益々明亮に意識することとなり、全労働階級の團結に依りて政權其者を獲得する外に良策なしとするに至つたのである。而して彼等は政權獲得の一事に絶大の希望を屬するが故に此大運動の爲めには新救貧法や工場法や穀物法の如き個々の政策に關する總ての運動を中止すべしとなし、特に資本家を主動者とする穀法撤廢運動の如きは其實際的效果の自己に有利なることを認むるに拘らず、却つて之を敵視するに至つたのである。

チャーティスト運動は一八三七年ロンドンにありてブレース等の急進派名士と連絡を有せる高級熟練労働者の一團體(6)に依りて始められ、バーミンガムの中産者と労働者の聯合團體(7)が之に参加し、總てランカシャ、ヨークシャ、スコットランド及南ウェールスの大工業地に於ける多數労働者即ち手機職人や、メリヤス職人、石炭坑夫等を糾合するに至りて強大なる全國的運動となつた。彼等の中にて智識あり思慮あるものは専ら言論の力に依つて其目的を達せんとするに對し、多數の不平者流は暴力に訴ふることを辭せなかつたが、言論派は次第に脱退又は分離して暴力派が全體を指揮することとなり、運動の中心はロンドンを去つてマンチェスターに移つて行つた。而してチャーティストの領袖中には労働者出身にして相當の識見を具へた木工ウキリアム・ラヴェット(William Lovett, 1800—77)の如き有爲の人格者も少くなかつたに拘らず、多數の人は彼等に歸せずして却つて暴力派の首魁たる煽動者フィアガス・オコンナー(Feargus O'Connor, 1794—1855)をして全體の專制者たらしむるに至つた。オコンナーは愛蘭の地主の家に生れ、一度代議士としてロンドンに來てから労働政治家の群に入り「北星」(Northern Star)と稱する機關新聞を利用して巧みに多數労働者の人氣を集めたのである。チャーティスト黨の組織は中央に「人民議會」と名づくる本部を設け、此に各地の支部を代表する所の四五十名の委員が居て全運動を指揮することゝなつて居た。而して其具體的の仕事としては先づ議會に對して普通選舉制の實施を要求するのであるが、之には威力を示さなければならぬから、演説や新聞や野外の大集會等に依りて労働階級の輿論を喚起し、出来るだけ多數賛成者の署名を得て大請願書を

作つた。一八三九年第一回の請願書を出した時には百二十萬の署名があると號した。此請願書は無論非常に大きな書類であるから之を議會に運ぶには馬車に積んで、其前後には幾多の黨員が會旗を押立てゝ示威行列を作つて行進した。併し院内にて其請願を受けて議場に提出する所の人は急進派代議士であつて、此等の人は普通選舉權其者に賛成して居ても、チャーティストの階級的反感に共鳴したものでないから到底熱心を以つて好成績を擧げることとは出来なかつた。そこで請願が否決された時に黨としては何を爲すかといふに、言論派は幾回でも此方法を繰返す外なしとしたが、暴力派は最後の手段として武裝的革命を叫び、或は一般的罷業を宣言した。暴力派は此等の威嚇に依りて目的を達せんとしたけれども、實際に一般的罷業を行ふ程の組織は出来て居らず、暴動と稱するものも大工業地に於ける個別々の騷擾を起したに止り、數百人乃至數千人の群集が隊を爲して市中を横行し、商店を掠奪し、工場を打壊し、富家の焼打を爲したる後軍隊に一蹴されて、多數の捕縛となつて終を告げたのである（騷擾の様子はデイスレリの小説『シビル』及キングスレーの小説『オルトン・ロック』に描かれてある）。併しながら此大請願書の作成から其否決、暴動、捕縛に至るまでの大悲劇は一八三九年、四二年、四八年の三回に繰返されたので、チャーティズムが労働運動の焦點となつた期間は前後十數年の長きに亘り、此間絶えず社會的不安の原因を爲して居た。而かもチャーティストの數は萬を以つて數へられ、到る處に出沒して機會ある毎に民衆を煽動して時人の視聽を惹くこと現今の社會主義者の如くであつた。

チャーティズムが英國労働者間に最大の勢力を得たのは一八四二年の騷擾の頃であつて、エンゲルスの革命來を豫言した時には既に衰微の徵候を示して居り、一八四八年の一舉は大陸諸國に於ける革命熱に伴れて將に消滅せんとする燈火の最後の一闪を示したに過ぎず、四八年以後には不振の裡に徐々に衰へて、首領オコンナーは貧苦の間に狂死してしまつた。そこで何故に此運動が階級的の政黨として永續しなかつたかといふに、其理由は指導者の缺乏、

組織の不完全、思想の不統一等種々あるにしても其主要なるものは之を景氣の回復、經濟生活の安定に求めなければならぬ。概して一八一五年乃至五〇年は不景氣の年が多かつたけれども、一八五〇年以後二三十年間は歐洲の産業が發達し、英國としては大戦争の創痍既に癒え、海外の競争者は未だ現はれずして、産業は極めて順潮に進んだ時代であつた故に、失業及生計難と稱する社會的不安の原因が著しく減少された。特に産業革命の犠牲たる手機械人やメリヤス職人の如きものは或は轉業し、或は其天命を終へて、其代りに機械職工の如き新式の熟練を有する新労働階級が發達して來た。特に一八四四年から五〇年の頃は鐵道の建設の非常に盛な時代であつて、英國内の總ての工場に使はれると同數の労働者が鐵道の爲めに使はれたといふ程であつたから此點から見て頗る良好な影響を生じたのである(8)。而してチャーティスト運動と同時に進行しつつあつた所の工場法運動及穀法徹廢運動の成效したことも亦實質的精神的に労働階級の心理状態を一變せしむる力があつたことは當然である。

注

- (1) F. Engels, The condition of the working class in England in 1844. pp. 296—297.
- (2) A. V. Dicey, Relation between law and public opinion in England during the 19th century. 1905.
- (3) B. Disraeli, Sybil or the two nations. 1845.
- (4) Bamford, Life of a Radical. p. 6.
- (5) Cole and Mellor, The meaning of Industrial Freedom. p. 14.
- (6) London Working Men's Association.
- (7) Birmingham Political Union.
- (8) A. Marshall, Industry and Trade. p. 87. note: L. C. A. Knowles, Industrial and Commercial Revolutions. pp. 134-5.

第五章 温情と自主

チャーティストが聲を大にして天下に訴へた所の労働者の苦痛に對して有産階級も亦無頓着では居られなかつた。

保守主義なる地主貴族の側にありては此等労働者の苦痛を救済すべき政策を講ずるのが自分等の天職であるとして奮起するものあり、又自由主義なる實業家の側では國家の力を以つて産業に干渉するを否とするけれども、現に存在する所の干渉政策の廢止に依つて此苦痛の大原因を除くべしと主張するものが現はれて來た。是が一方に於いては工場法 (Factory Legislation) の運動となり、他の一方には穀法撤廢 (Repeal of Corn Laws) の運動となつて、チャーティスト運動と同時に進行しつゝあつたのである。而して此二の主張は相互に相容れざる二個の提案として現はれ、一方に賛成するものは多くは他の一方に反對する形勢であつたに拘らず穀法撤廢は一八四六年、十時間労働法は一八四七年と相前後して解決せられた。實業黨は地主の勢力の基礎を破壊せんが爲めに穀法撤廢案の通過を強行し、地主黨は此攻撃に復讐すべく十時間労働法の通過を策したと見るのは決して不當ではない。マルクスの『共產黨宣言』に労働者の革命運動が發達して來れば、有産階級の内部に於ける勢力の分裂に依りて労働者に有利なる立法を餘儀なくせしむる機會があるといつたのは、當時の形勢を指摘したのである。併しながら此等の政策はチャーティズムの急訴に對する有産階級の返答であつたと共に、其結果として労働者の階級的反感を緩和しチャーティズムの人氣を殺滅したことになつて居る。一八四八年の暴動が大陸諸國に於けるが如く革命化しない事を知つた時に、アシュレー卿は之を工場法の爲めなりとし、ブライトは之を穀法撤廢の功に歸して居るが、それを彼等二人の手前味噌として貶することは出来ない。

先づ穀法撤廢の歴史を見るに、アダム・スミスの力説した自由貿易論は大戦後に至りて漸次に一般の輿論となり、工業品に就いては保護關稅の整理減廢が行はれたけれども、穀物に就いては却つて一八一五年に新穀物法を設けて小麦の價格一クォーターに付八十志以下なる時は輸入を禁止する事となつた。蓋し英國は當時工業に於いては最早外國の競争を恐るゝに及ばなかつたが、農業に於いては全く反對の立場に立つて居たのである。戦前には尙幾分穀物輸出の餘裕を存し、其頃穀法といへるは穀物の輸出獎勵金に關する規定に外ならなかつた。然るに戰爭中に國內の生産不足して穀價騰貴し、著しく耕境を上進せしめたから、平和になつても急に外國麥の輸入を自由にすること不可能なりといふので、地主專制の議會が右の新穀物法を通過したのであつた。併し英國の工業が驟々として發達し、人口が急激に増加した時代に當つて食料の自給を爲さんとすれば、獨り其價格を不當に高くするのみならず、年の豊凶に伴れて價格の高下すること益々甚だしくなり、生活の安定を害するの結果を生ずるは止むを得ざる成行である。そこで研究の結果、案出された所の一法は即ち一八二八年のスライディング・スケール (Sliding Scale) で稅率を多くの段階に分ち内國の市價低き時は高き率を適用し、市價高き時は低き率を適用し、かくして大約平均の價格を保たしめんことを期したのである。併し此法も亦其理論の正しきに拘らず其運用の困難なる爲めに穀價の亂高下を止めることは出来なかつた。そこで此關稅に對する不平が著しくなつた、中にも自由黨の左翼を爲して居た急進派及マンチェスター派 (Manchester School) の人々は斷然穀物法を全廢すべしとの主張を執つて立ち、此に有名な大運動を起すことゝなつたのである。マンチェスター派といふのはランカシャの工業地に於ける新實業家階級の代表者であつて、マンチェスターの木綿商リチャード・コブデン (Richard Cobden, 1804-65) 及工場主ジョン・ブライト (John Bright, 1811-89) の二人を中心人物として居たが、此等の人々は議會に於いて毎年穀法全廢案を提出するのみならず一八三六年に「非穀法同盟」(Anti-Corn Law League) を作つて全國各地の同志と結び莫大なる資金を用ひて盛なる遊説を行ひ、輿論の

力を以つて政府に迫らんとした。然るに一八四一年に成立したサー・ロバート・ピール (Sir Robert Peel, 1778-1850) の内閣は保守黨であつて、其意見は經濟上自由貿易の至當なるを認むるに拘らず、政治上社會上の理由の下に穀法維持を必要とするのであつた。即ち彼等は英國の貴族郷紳は世襲的の爲政者であつて、世界の局面に國家の權威を保つものは彼等の外にないとし、重要な國家の政治を拜金宗の町人等に任す事は出来ぬとして居たから、此爲政階級を經濟的に支持する所の穀法を棄てゝはならぬと考へた。是故にピールは他の物品に付き關稅の整理を行ひながら、穀物に付いては新たにスライディング・スケールを修正して之を行ふこととした、自由黨も之に對して強く反對することは出来ずして僅かに低い定率を標榜するに過ぎなかつたが、「非穀法同盟」は更に猛然たる態度で宣傳に従事し、商工業者を説き、勞働者を説き、農業者までも説いて、自由主義經濟の理法を教へ、貴族郷紳の横暴を鳴らした。而して其結果、議會内外の形勢は餘程變つて來たが、其時恰かも愛蘭で未曾有の大凶作が起り、若し之を放置するときは何事を生ずるか分らぬといふので、宰相ピールは黨議の分裂を賭して自ら進んで穀物稅全廢案を提出し、之を通過せしめた。是は一八四六年の事で其翌年十時間勞働法が通過し、更に其翌年には佛國に二月革命、英國にチャーティストの騷擾が起つたのである。

次に工場法の歴史を溯ると其最も古きものは一八〇二年の「木綿工場に於ける徒弟の健康及風紀に關する法律」であつて、是が救貧法の延長に過ぎざること第三章に述べた所である。其後に工場法を問題としたのはロバート・オウエンであつて其結果が一八一九年の法律となつた。オウエンは工場法に付いても頗る徹底した意見を有し、「掃除の行届かぬ油の切れた機械が能率を減ずる如く、生きた機械の人間も其生活狀態を善くしなければ生産を増すことは出来ぬ」といひ又「英國の富強は木綿業に歸するといつても宜しい狀態であるが、此工業が此の如き位置にあることは實は悲しむべき事である。何となれば現在のまゝにして木綿業が發達すれば、人民の健康と徳性は必ず破壊され

ねば止まぬであらう。眼前の繁榮は毫も永久の基礎を有するものではないから、木綿業の弊害を除くことを得ないものならば、寧ろ之を亡して英國の世界的優越權をも失ふに如かず」(1)といつて居る。即ち彼は「高き賃銀は安き生産費を意味す」といふ經濟上の理論を知つて居たのみならず、假ひ此經濟上の利益が得られぬ場合にも人民の健康と徳性とを維持する爲めに工業を抑制せねばならぬ場合あることをも認めて居た。而して之に對する彼の政策は第一に工場労働者の最低年齢を定めること、第二に少年労働者の労働時間を制限すること、第三に此規定を實行する爲め政府の監督官を設けることであつて、大體現今の法制の骨組を具へて居た。

併しオーウェンは此の如き卓見を抱いたに拘らず、自己の提案が實業家の反對の爲めに骨抜となつたのを憤つて、其後は他の問題に走つてしまつたから、一八三〇年頃工場法運動が起つた時に其中心となつた人物は全く別の方面から出て來た。此運動は穀法全廢と同じく大政黨の黨議ではなくして、保守黨、自由黨、急進黨、社會主義者等各種の人々を網羅した「不思議な結合」(2)に依つて支持されたのであるけれども、併し其中で最も有力な中心人物は保守黨系から出て居た。一八三三年以後に運動の總指揮權を取つた人はアシュレー卿、後シャフツベリー伯と稱した人であつて、彼は三百年來の名門に生れ、當然保守黨に屬し、國立教會の熱心なる信徒であつた。彼の生涯は、大學を出てから二十五歳にして代議士となり、五十歳にして父祖の家を相續して伯爵となり貴族院に轉じ、死に至るまで議院内の一人物たりしといふだけの、極めて平坦なる生涯であるけれども、彼は普通の貴族と全然異つた方面に行き、誠意誠心貧民の友となつた所に獨特の意義を有するのである。彼はオーウェンの如き天才でなくして寧ろ平凡な頭腦の所有者であつたけれども、其宗教的熱情の豊富なるが爲めに此立場を取るに至つた。彼が初めて十時間労働法の提出を引受けた時に「此問題は自分に取つて政治上の問題たるよりも寧ろ宗教上の絶對の命令である」(3)といつて居る。當時の文豪、詩人、小説家の大部分が經濟學者の唱ふる需要供給の原則に何等倫理的根據なきことを看破し、實業家と労働者と

の間に結ばるゝ自由契約なるものを非人道的と爲して著しき反感を抱いたことは、既に第二章の末に説き及んだ所であるが、アシュレー卿は此種の人々特にサウゼー (Robert Southey, 1774-1839) の影響に依りて溫情的社會政策の支持者となつたのである。併し彼の運動は勿論院外の活動を必要とし、ランカシヤ及ヨークシヤには絶えず野外の大集會が開かれ、チャーティズムと溫情主義との雙方に出入した所の猛烈な煽動家が其音頭を取つて居た。アシュレー卿の眼中には治むる者と治めらるゝ者との差別が歴史的に定まつて居り、貴族平民は各其守るべき分限を有して居るので、チャーティストの普選論の如きは皇室及教會に對し不忠の行爲であるとも見たであらうけれども彼は人道的親權主義 (humanitarian paternalism) に強き信念を有したから、毫も労働者を恐れずして之に信頼した。彼の議會に出した案は最初未成年者のみに適用するものであつたのを、後に成年の婦人にも適用するものとし、労働時間は飽くまで十時間制を取り、一切の妥協を容れなかつたが、政府は一八三三年に中間の一案を以つて之に應じた。其後チャーティスト運動の起つた時には工場法運動者は新救貧法反對者と共に相率ひて之に走つたから、彼の活動は中絶しなければならなかつた。四一年から再び之を開始して四七年まで幾多の視察、調査、會議、煽動、論戰を経て漸く目的を達したのである。彼の論敵はベンザム流の理論家と北方の實業家であつて、コブデン及ブライトは無論其中の錚々たるものであつた。實業家の一派は十二時間労働を絶対に必要なりとし之を十時間に短縮すれば雇主の利潤は全滅し、外國品の競争に敵することが出来ぬ故に産業其者の衰微を來たすといふ理由で極力反對を試みた。コブデンの工場法に關する意見を見るに、十三歳以下の兒童をして労働せしむることの生理上不可なるは明白であつて、是は經濟上の問題ではない。併し苟も法律を以つて工場の労働時間を制限することは絶対に不當である。何となれば労働者は自力にて時間の短縮を要求することが出来る。若し工場主が之を容れぬ場合には、僅か二十磅の貯蓄を爲すに依りて海外に移住することも出来る。毫も國家の老婆的干涉に依頼する必要はないといふのであつた(4)。是實にアシュレー卿の溫情主

義と對角線的に反對な立場を取つたものであつて彼の主義に據れば、時間短縮は假りに必要であるとしても、それは法律を以つて爲すべきでなくして、契約を以つて爲すべきであつた。併し婦人及未成年者が契約上の自由を充分に使用し得ないことは明白であるから、自由主義者と雖もアシュレー卿に賛成することが出来る筈である。而して彼の案を通過せしめたものは主として保守黨の力であつたけれども、地主は必ずしも案の精神に賛成するものゝみでなかつた。彼等は初めピールに従つて反對の態度を取つたけれども、ピールが穀法全廢に就いて變節した事を憤つて急に工場立法の賛成者となつたといふ事はアシュレー卿が自ら手記する所である。

アシュレー卿の社會政策に關する主張は次の如きものであつた。曰く「現代の道德及政治上に二の魔者がある。それはチャールティズムとソシアリズムである。併し此等は今の社會の疾病の徴候であつて疾病其者でない。人民の大多數は何事が起るとも現狀以上に悪しくなることとはないと感じて居る。彼等は富の存在を知るが、それは唯富の壓力を知るのみで富の恩恵を受くることがない。實業界に富を成したものは實業界を去り、又新興の人物が來て最少の賃銀に對して最大の勞力を絞らんとする。故に人は主人と従者、地主と小作人、雇主と雇人の間に温情を導かんとせずして直ちに此人的關係其者を呪はんとする。今や工業地にて富者と貧者とは相對する二黨派となり相互に他を壓して自ら利を得んとして居る。産業に働くものは如何なる疾病に罹るとも雇主は責任を負はず、一日の缺勤を爲すときは其缺勤の理由如何に拘らず、一日の賃銀を失はねばならぬ。而して機械の爲めに負傷して不具となりたるものは何等の賠償を得ずして社會のドン底に墜落する。されば無智にして動搖し易き群衆が無神論や民主主義の捕ふる所となるは當然である。此弊害を救ふの道は法律をしてその本來の任務を盡さしむるの外にあり得ない。即ち富や身分や年齢の低くして他の暴虐に抵抗する能はざるものを保護すべきである」(5)と。されば當時の人道的親權主義者は所謂自由競争、自由契約が實際は優勝劣敗、弱肉強食となることを見て、其弊を救ふ爲めには國家の力を用ひなければなら

ぬことを痛感して居たのである。而してアシュレー卿の論法を以つて推せば、工場法の外に都市衛生法、住宅法、労働者の負傷に對する賠償法、其病氣及失業に對する保險法は當然設けられねばならぬものである。併し此等の法律が出来たのは彼の死後であつて、都市衛生及住宅に就いては彼自ら大に努力した結果、稍々見るべき成績を擧げることが出来たに過ぎぬ。唯工場法のみは彼の在世中に完備したものとなり、鑛山労働に關する立法も亦彼の手に完成されたのである。ダイシー教授は工場法の立法史上の地位を重要視して、是こそは個人主義に對するコレクティヴィスム (Collectivism) (團體主義) の最初の侵入であるとして居るが、併し彼の所謂コレクティヴィスムの時代は一八七〇年に至て始めて其徴候を現はしたので、其時までの間に自由主義の全盛期が横つて居た。即ち十九世紀の前半に起つた自由主義と温情主義と社會主義との三思潮の混流は自由主義の勝利を以つて一先づ段落を告げることになつたのである。

自由主義の全盛期に當りて其代表的指導者となつた人は政治界ではグラッドストーン (William Ewart Gladstone, 1809-98) 思想界ではジョン・スチュアート・ミル (John Stuart Mill, 1806-73) であつた。ミルはベンザムの副將たりしジェームス・ミルの子で、謂はゞ功利派自由主義の嫡子であつた。彼は必ずしも其師父の説に盲從せずして、救貧、初等教育、少年労働等に關しては國家干渉の必要を認め、獨占的公益事業の場合には公共經營を主張し、晩年には自ら一の社會主義者なることを逃懷した程の人であるけれども、國家の職分に關する原則としては飽くまで自由放任主義を取つて居た。而かも彼の自由主義はベンザムの自由主義に比して遙かに精神的な特色を有して居た。彼に従へば(6)人間の生活には個性の絶對的自由活動を必要とする部分があるので、國家は如何に其組織を民主的に變へたとしても、此私生活の範圍にまで立入つて干渉すべきものでない。若し之を敢てするならば總ての精神的進歩の淵源たる個人の創意を枯渴せしむるであらう。而して通常個人は各自の利益を最も善く知つて居る故に、國家の干渉は有害無益に歸す

るものだけでも、假りに國家の指導誘掖が個人の幸福を増進する場合ありとしても、個人は獨立行動の下に失敗を繰返すことに依りて一層善き訓練を受けるものであるから、保護干渉は終局に於いて賢明な政策ではない。若し多數人共同の必要あらば之を任意組合 (voluntary associations) の發達に期待すべく、決して國家の干渉に依頼してはならぬ。されば貴族とか官僚とかいふ一部少數の人々が國政を握つて多數人民の幸福を謀るべしといふ人道的親權主義即ち温情主義の如きは要するに人間の或者を羊飼とし、他の者を羊の群にしてしまふものであつて、文明國には行ふべからざる時代後れの政治である。而かも國家社會主義の主張する如く政府の組織を民主的にした上で其政府をして總ての産業を管理せしめんとするのは、是亦個性の發達を阻止する點に於いて親權主義と同一誤に陥るものといはねばならぬ。況や中央政府の機關を民主的にしたゞけでは、民主的精神を全社會に充滿せしむること能はずして、却つて其機關を掌裡に收めた人々の專制政治を實現するの危険がある。それだから國家は單に民主的なのみならず、個人の自由を尊重するものでなければならぬ。少數の專制が不可なる如く多數の專制も亦不可である。それだからミルは自ら社會主義を奉ずといつたけれども、其所謂社會主義はマルクス風のものでなくして寧ろオーウェン風のものであつた。即ち國家の如き大團體の下に統一的生産を爲すが如きは彼の最も厭ふ所である。此點に關して本書の末章に敘する所のミルとカーライルとの論争は意義深きものである。ミルは勞働階級の任意組合に絶大の信認を寄せ、特に生産組合即ち勞働者の共同的企業の將來を非常に樂觀して居たのである。

次に思想界から轉じて實際の政治界を見ると、此時代に於いて英國の政黨政治は漸く圓熟の域に達し、自由黨にはグラッドストーンあり、保守黨にはディズレーリあつて、二大政黨相互に政權を受授して居たが、大體の形勢は自由黨が國策の大本を立て保守黨が之を批評する立場にあつたといつて宜しい。而して其國策の大本は何であつたかといへば、當時の有名な標語たる「平和、節約、改革」(Peace, Retrenchment and Reform.) が之を表はして居る。即ち外交上に出

來るだけ互讓協調の態度を取つて平和を維持し、かくして政府の費用、特に國防費の節約を行ひ、國內には諸般の改革を行ふといふのである。グラッドストンは歐洲の外交に新生面を開き從來の外交家が大抵マキャヴェリ主義を奉じ、對手國と自國の利益は必ず衝突すべきものとなし、權謀術策に依つて事を成さんとしたるに反し、公明正大な條理に基いて國際間の紛争を解かんとした人であつた。即ち隣國の富は之を軍事上から見れば自國の危險であるとしても經濟上には必ず自國の利益となるといふアダム・スミスの主張(7)はグラッドストンに依りて最もよく理解せられ、且始めて實際に適用されたのであつた。而して彼を助けて其志を爲さしめ、且彼の態度に大なる影響を與へたものは實に穀法撤廢運動の戰士たりしリチャード・コブデンである。コブデンは自由貿易及國際金融の發達を以つて世界平和の鍵なりとし自國をして穀法を全廢せしめた後は更に外國に向つて自由貿易の宣傳を爲し、一八六一年には自ら英國政府と奈翁三世との間に立つて關稅引下の條約を締結せしめ、現今の國際法上重要事項たる最惠國條款の最初の先例を作つた。而して歐洲諸國の間には一時自由貿易主義の流行を來たし、關稅引下の協定は到る所に行はれ、コブデンは總て世界的自由貿易と世界的平和時代の來るべきことを豫想したのであつた。固よりコブデンの理想は實現されずして間もなく反動時代が來り、普佛間には大戰爭を行ふに至つたけれども、英國はクリミアの小戰に加はつた以外にはよく平和を維持して財政を整理し、國民の負擔を輕減すると共に、海外の販路を益々擴張して產業界に未曾有の隆盛を實現することが出來た。そこで國內には企業家の利潤多く、實業家は漸く高き賃銀と短き勞働時間が必ずしも自己に不利ならずして却つて安き生産費を意味するに至り、勞働者も亦失業の不幸に逢ふこと少くして生計に餘裕を生じたから、チャーティスト時代とは全く異つた氣風の下に堅實なる進歩を謀ることゝなつた。そこで又前にコブデンと相助けて穀法撤廢に力を盡した所のブライトが出て來て此等の勞働者と下層中産階級とを糾合して選舉權擴張運動を起し、終に一八六七年保守黨のディズレリ内閣をして獨立生計を立つる總ての都會住民に參政權を與

ふるの案を提出するの餘儀なきに至らしめた。而して一八八五年にグラッドストーンが農業地にも同様の選舉法を行ふべき案を通過させたので英國の議會全く民主的の形態を具ふるに至つたのである。それから尙此時代の主要なる改革事業の一として擧げなければならぬのは國費を以つてする普通教育の設備である。元來英國は普通教育に就いて大陸諸國に後れて居たので、一八三三年以來毎年僅少の補助金を支出するに過ぎなかつたが、一八七〇年に至りて初めて此制度の建設に着手することゝなつたのである。義務教育は公の費用を以つて下層階級の子弟を教育するのであるから、一方から見れば寧ろ社會主義的施設に屬するけれども、當時の立法の趣意は決して社會主義の實行にあつたのではなくして、デモクラシーの前提條件と認めたのであつた。而して此意味に於いてはベンザム派の急進論者中にも、既にジェームス・ミルの如き、又フランシス・プレースの如き熱心なる主張者があり、又其主張はジョン・スチュアート・ミルに依りて有力に繼續されたのである。要するに此時代に於いて自由主義の大思潮が英國を風靡したことは、外交及内政のあらゆる點に其證據を認め得るのである。

注

- (1) L. Jones, *The life, times and labours of Robert Owen*. Ch. XIX.
- (2) B. L. Hutchins, and Mrs. H. F. Spencer. *The History of factory legislation*. 1903.
- (3) E. Hodder, *The Life and Work of the Seventh Earl of Shaftesbury*, K. G. 1886. p. 148.
- (4) J. Morley, *Life of Richard Cobden*. 1896. Appendix A.
- (5) Hodder, *Ibid.* pp. 322-323.
- (6) J. S. Mill, *Principles of Political economy*. Book V.
- (7) A. Smith, *Wealth of Nations*. Book IV. Ch. III. Part II.

第六章 組合精神

自由主義の全盛時代に労働者の思想は如何なる方面に動いて行つたかと言ふ問題に對して簡単に答へるならば、それは労働者自ら自由主義に歸依してしまつたのだと言ふ事が出来る。既に第四章の終りに記した如くチャーティズムの階級闘争の氣分は種々の原因に因りて衰微したが、之と反對に穀法撤廢に次いで來たつた二十年の好景氣は著しく自由放任政策の信用を高めた。而して産業革命の過渡時代に犠牲となつた所の不幸なる舊式熟練労働者は漸次に此世を去つて新時代の教育及訓練を受けた所の若き労働階級が之に代つたから、前の革命熱を再興せんとするものがあつても其力を伸ぶることは出来なかつた。

マルクスは一八四九年以後ロンドンに定住してチャーティストの殘黨と接觸を保ち、一八六四年には英國労働運動の中心に立てる數人の有力者と大陸諸國の運動者とを糾合して「國際労働者協會」(International Workingmen's Association)を組織し、自ら其會長に選ばれたけれども、彼の學説は英國労働運動に對して寸毫の影響をも及ぼすことが出来なかつた。何となれば當時の英國労働者は現在の社會組織に對して不滿を有せず、唯此組織の内にあつて出来るだけ多く向上進歩の途を發見せんとのみ努力して居たから、新社會建設の理論には深き興味を寄する能はず、又如何に資本主義の下に富者は益々富み、貧者は益々貧なりと説くものがあつても、事實に於て彼等の生活狀態が其幼少の時に比して改善されたことは餘りに明白であつた。

そこで一八六七年の選舉法改正以後、労働者の政治的活動の中央機關となつた「労働者代表同盟」(Labour Represe-

nation Langue.)と言ふ團體はミルを筆頭とする數人の自由主義者の後援を受け、議會の内に労働者の利益を代表する爲め從來の二大政黨の何れにも屬せざる労働代議士を出すことゝなつたけれども、併し彼等は労働者が他の階級に對して絶對的反對の利害を有するものでないことを主張して居た。而して此會の力で代議士に選出された所の労働者の數は漸次増加して、一八八六年に十人に達したが、此等の人々は實際に於いて自由黨の左翼を爲して居た。彼等は一意専心に自由平等を主張し、他の階級に向つて許されるだけの自由は労働者にも亦許されなければならぬとしたのであつた。彼等の重要な仕事の一は労働組合法の改正であつたが、是も單に契約自由の原則を組合の場合に應用するに過ぎないものであるとして居た。即ち十九世紀前半にありて救貧法改正に反對し、工場法の制定を要求し更に普通選舉權の獲得に依つて社會主義を行はんとした所の労働者は、一變して自由放任主義の原則を謳歌するに至つたのである。

そこで自由放任主義の下に如何なる方法を以つて自己の運命を開拓せんとしたか。それは各種の任意組合の力を用ひんとしたのである。即ち労働組合、協同組合、友愛組合、建築組合、其他種々の社交俱樂部の勃興したるは主として此時代にあつたので、之が爲めに労働者の經濟狀態を改善したことは著しきものであつた。而して労働者は前にチャーティスト運動に注いだと同じ程度の熱心を此等の組合運動に傾注したのである。チャーティスト運動の一方の闘將であつたトーマス・クーパー (Thomas Cooper) が一八六九年に視察旅行を爲した時の感想に、「昔ランカシャの労働者は襤褸を衣て居り、三度の常食をすら取ることの出来ぬものがあつたけれども、其智的活動の旺盛なる證據は到處に示されて居た。彼等相會すれば必ず普通選舉權が正義の要求であること、又は社會主義の至當なること等に就いて議論した。今のランカシャでは此光景は見る事が出来ない。今の人は小綺麗な衣服を着て消費組合に拂込んだ株金のお話をするのだ(1)」といつてある。

此時代に發達した所の各種の組合は夫々労働生活の必要に應じた特殊の目的を有して居たものである。即ち労働組

合は労働者が資本家に對する關係、即ち雇傭契約の上に於てよき條件を取らんとするものであつて、主に賃銀の引上、労働時間の短縮を目的として居た。又友愛組合は病氣、負傷、死亡等の保險を相互的にするものである。即ち労働組合は労働者の所得の問題を處理し、友愛組合は其所得の使用を整理するものである。而して協同組合の内で消費組合は日用品の供給を低廉にせんとするので友愛組合と同じく家計の改善に資するものであり、之に反して生産組合は労働組合と同じく所得の方面に關係して居るが、是は雇傭關係を超脱して労働者自ら企業の主とならんとする積極的の試みである。故に此等のものを研究するには夫々の目的に従つて別個の取扱を必要とするのは勿論であるが、併し又此等の總てのものに通ずる共通の精神が存在することを注意しなければならない。その共通の精神と言ふのが即ち本章の標題に掲げた所の「組合精神」(Spirit of Association)である。

各種の組合は或は所得の増加につき、或は家計の整理に付て特殊の案を有するけれども、之を實際に行つて成績を擧げて行くには組合制度の運用が正當に且圓滑に行はれなければならない。組合制度といへば任意的な民主的團體であつて總てのデモクラシーに共通な難問題を抱いて居る。多數の人が協同して一の事を爲す場合に、各自平等の立場に立つて主張を闘はしつゝ、而かも相互に調和して行くといふことは決して容易な事ではない。各人は其理事者を選定し、其行動を監視すると同時に又其理事者の命令に従はなければならぬ。團體の統一的意思を決定するものは多數の合意であるけれども、多數が少數を極端に壓制するときは是亦統一を害し、分裂を生ずることとなる。人は自主獨立にして而かも自律自製の訓練を経るにあらざれば組合の成效を望むことは出来ない。此組合精神、自治の氣風が比較的によく發達して居るといふことは英國労働運動の健全なる所以であり、英國の社會組織の鞏固なる所以でもある。

然らば英國の労働者が如何にして此組合精神を養成し得たかと言ふ問題は頗る重大な意味を有して居るが、其研究は今尚ほ完全になつては居らぬ。是恐らくは十九世紀産業史以上の大問題であつて、結局英國々民性の研究に俟たね

ばならぬものであらう。併しポッター女史(ウェップ夫人)は勞働者の組合が其自治の精神を學んだ直接の師匠を十八世紀に於て北部地方に普及したる分離派の教會組織(本書第三章)に求めて居る(2)。分離派は英國々立教會の專制的、親權的な傳統に反抗して獨立したものであるから、其組織の自治的なりしは當然の事であつて、個々の教會の事務は所屬の信徒が選出する所の委員の手に處理せられ、一般信徒は此等委員を監督しつゝ其公式の命令に服従しなければならなかつた。そこで此北部地方殊にランカシャの住民が協同組合の元祖となり、勞働組合及友愛組合の最要の地盤となつたのも、宗教上の團體に於て其粉本を有し、其豫備的訓練を與へられて居たからであつた。併し各種の組合は夫々獨特の沿革を有するから此一事を以て總てを解釋することは出来ぬであらう。勞働組合の起源に關しては中世以來のギルドの變形であるとの説が否認されて居るけれども(3)、彼等がギルドの組織に倣ひ、其傳統的の精神を幾分取入れたといふ説(4)を全然排斥することは出来まいと思ふ。此點は尙研究を要するのである。而して尙ほ此に是非考へて見なければならぬ所の一事は自由放任政策の下に任意組合の大發達を遂げたことである。組合精神は即ち團體主義であつて理論上個人主義とは正反對の立場にあるけれども、事實に於てはさうでなかつた。此時代に於て個人の自由を主張するものは契約の自由を主張し、從て結社即ち團體契約の自由をも主張して居た。彼等は強制團體たる國家の干渉を極端に排斥したけれども任意團體の發達は個人の自由意思の發動であり「自助」(Self-help)の行爲であるとして推奨したのであつて、前章に述べたミルの言論は其最も著しき一例である。政府が溫情的保護を爲さず又動もすれば之に伴ふ所の警察的干渉をも加へずして、唯自由の活動を可能ならしめたといふことが自助的組合精神を旺盛ならしめたのであつた。

さて以上を總論として次に各種組合の發達を説明するのであるが、其内で第一に協同組合を取る。協同組合即ちコオペラティヴ・アソシエーション(Co-operative Association)を日本の法律は産業組合と名づけて居るが、是は適

當の譯語と言ふことが出来ない。何となれば此種の組合の本質は單に産業の發達を圖ることではなくして、其目的の爲めに組合員が協同することである。而して其内の重要な一種であるところの消費組合は産業よりも寧ろ家計の發達を目的として居る。故に此には殊更「産業組合」といふ語を避けて「協同組合」と呼ぶことにしたのである。協同組合の元祖は第四章に述べた如くオーウェンであるが、彼は此組合を彼の空想たる「新しき村」に結付けんとして、今日謂ふ所の生産組合と消費組合とを混同したために善き成績を擧げることが出来なかつた。即ち彼の失敗の原因は組合員に職業を與へんとしたために販賣の見込を立てずに生産を爲さしめたことであつた(5)。然るに其後オーウェンの計劃の一部なる生産組合だけを引離して、その實驗を試みるものが出て來た。生産組合はミルが企業の新形式として多大の望を屬した所のもの(本書第九章)で、勞働者が資本と勞働を持寄つて一の工場を作り、自ら選任せる所の支配人の下に働くといふ一種の自治的組織である。此組織はフランスでルイ・ブラン(Louis Blanc)の主張に基き一八四八年の革命の際に國立工場(Ateliers Nationaux)の名の下に實驗されたのであるが、英國に於ても同年チャーティストの騷擾の後に基督教社會主義者(Christian socialists)と自稱する一團の人々が之を主唱し、且ロンドンの仕立職人、靴職人等を集めて之に資金を與へて其實驗に當らしめた。基督教社會主義の中堅は國教派の牧師フレデリック・モリス(Frederic Maurice, 1805—72)及同じく牧師にして小説家を兼ねたるチャールス・キングスレー(Charles Kingsley, 1819—75)(第四章に擧げた小説『オルトン・ロック』の著者)等であつた。彼等は現在の資本主義的經濟組織を以て聖書の格言「汝の隣を愛すること汝自らの如くせよ」といへる其趣意に反するものと爲し、競争の代りに協同を以て經濟上の原則とせねばならぬと考へたのである。併し此實驗は不幸にして全部失敗に歸した。而して其後同種の計劃を試みるものは時々あつたけれども、是も大抵失敗してしまつて現に存在するものは至つて小數である。此種の組合の失敗の原因は資本の缺乏、販路の困難といふ様なこともあるが、其主たるものは組合員の軋轢、理事者の不適任等

であつて、要するに自治の訓練の不足に歸すべきものである。

斯くて協同組合の一種たる生産組合は失敗したけれども他の一種たる消費組合は之と反對に非常なる好成績を擧げる事が出来た。消費組合は一八四四年にランカシャの工場都市なるロッチデールに於てオーウェンの指導を受けたる少數の勞働者の手に創設されたが、彼等は同地方の小賣組織の不備なるに乗じて種々の日用品を卸賣商より直接に取寄せ、現金拂を原則となし、毎三ヶ月の利益は各自の購買高に應じて分配するといふ仕組を取り、一致協力の結果、鞏固なる基礎を築くことが出来た。それから此ロッチデール式 (Rochdale Plan) の組合は英蘭の北部及スコットランドの南部に普及して行き、二十年の後には此等の組合が更に聯合して卸賣組合を組織し、卸賣商に代つて海外より直輸入を行ひ、又は製造元と取引を開き更に進んで自ら製粉工場、織物工場、靴工場等を設けて尠然たる大事業を作り上げた。最近の調査に依れば英國消費組合の會員數は全人口の七分三に當り、其賣揚は會員全體の食料の半分と、其他の日用品の十分一を占め、金額二億五千萬磅にして日本の輸入貿易を凌駕し、其進歩は今日尙決して止つては居らぬ(6)。

次に友愛組合を取る。友愛組合とはフレンドリー・ソサィティー (Friendly Society) を直譯したのであるが、其實質は病氣、負傷及死亡に對する保險の相互組合である。此組合の起源は協同組合よりも古く、十八世紀の農村に於ける社交團體に遡つて居る。其頃同村の人々が屢々集合し、又同輩の内不幸に遭遇したものある時は共同で見舞金を贈るといふ習慣があつた。それが發達して豫め見舞金の割前を少しづつ徴收して置いて必要の場合に用ふることとなり、結局精密なる計算に基く所の保險に進んだものである。保險は危險の分配であるから加入者の數が多い程其効果も完全となるのであるが、唯多數の會員を集めるのみでは相互扶助の精神を失ひ從て集金費等が不經濟となるから、此にも聯合の仕組を應用し、各數十人づゝの小組合が聯合して數千人の大團體を作ることゝなつて居る。現今の會員

數は四百七十萬であつて消費組合の會員と略同數に當る。友愛組合が此大發達を遂ぐるまでには幾多の組合が倒れては起き、理事者の不正行爲や會員の不熱心、不規律等の爲に失敗したものも無數にあつた。而かも其結果は尙保險に加入せぬものが多く残つて居るといふので、一九一一年に國民保險法を設け、一定額以下の所得を有するものは強制的に國家の經營する保險に加入せしむることになつた。是は獨逸の強制保險に倣つたものであつて、或意味に於いては自由放任主義の缺點を自白したものだといはなければならぬけれども彼の數十年の惡戰苦闘は又決して無益ではなかつたのでミルの所謂「失敗に依つて學ぶ」所が少くない。それが英國の勞働保險の特色を作つて居る。社會政策の效果は單に物質上の成績のみを以て判斷すべきものではなくして、其が人民性格の向上に及す影響を考慮しなければならない。

最後に各種組合の中、最も重要な制度たる勞働組合に移る。勞働組合の起源は矢張十八世紀に遡るが、永續的組合の勃興は工場の發達した結果である。多數の勞働者が同じ雇主の下に同様の狀態で勞働し、而かも一生賃銀勞働者として暮さねばならぬことゝなつたことが、彼等をして共同の利害を深く感ぜしむるに至つた理由である。併しながら初期の勞働組合は粗暴なるものが多くあつたので、政府も亦峻嚴なる禁止的取締を爲したことは第四章に述べた所である。勞働組合の幼稚なる時は、同盟罷業の起つた場合にも雇主は容易に組合外のものを雇つて來て勞働者の不足を補ふことが出来る。そこで罷業者は此等の外來者を「罷業破り」(“black legs”)の敗徳者として暴行を加へた。而して罷業資金の貧弱な組合は忽ち衣食の途に窮するから僅かに破壊的暴行に依つて其不平を發表する外はなかつた。併しながら組合は漸次に發達して一八二五年即ちブレースが組合法廢止に成效した翌年にはブラッドフォードの毛絲職工はリーグの同職者と相應して六ヶ月に亙る大ストライキを實行した事がある。それから一八三〇年代には諸職の全國聯合運動が起り、オーウェンの下に大同團結を作つたことは前に述べた所である。此時には雇主に對する階級的な反

感の旺盛なる爲めに労働組合が革命運動に變化せんとする形勢を示したけれども、其熱はやがてチャーティスト運動に吸収されて行つて、その爲めに組合は一時不振に陥つたのである。然るに一八四〇年代には労働者の一般の氣分が闘争より自助へ廻轉して行つたから労働組合の性質も大いに變化して、全く新しき精神と新しき方法を以て堅實なる進歩の途に着くことゝなつた。

當時労働組合の模範とされたものは一八五一年に成立した「機械工合同組合」(“Amalgamated Society of Engineers”)であつたが此の組合の特色は何であつたかと言ふと組合員の範圍は機械製作業に關係ある熟練職工に限り、各地に支部を置きロンドンに本部を置きて全國の同職者を統一することゝした。彼等は階級的運動を必要としなかつたからオーウェン時代にあつた様な諸職の聯合を作らんとする企てをしないうで、却つて同職者だけの自助組合たることを期した。彼等は高級熟練職工であつて生活も比較的餘裕があるから會費を高くして同盟罷業の資金を積むと共に友愛組合と同様の相互保險を行つた。特に失業に對する保險は友愛組合では實行困難であるから労働組合が之を主として行ふこととなつた。雇主に對する態度としては時に大規模の罷工をやつたけれども大體に於て平和主義を取り出来るだけ團體交渉に依りて事を決し、局外者の公平なる仲裁に訴ふることもあつた。彼等は現在の社會組織に對して異議を挟まず、現在の組織の内に出来るだけ雇傭條件の改善を計らんとする意思であつたから、賃銀が需要供給の關係に依つて高低するは止むを得ずとなし、全體に於て同職者の供給を制限する爲めに組合員の海外移住を奨励し又徒弟の數を制限せん事を主張した。一八六〇年代には機械工組合の外に建築業組合、硝子工組合等、同型の有力な組合が數個あつて何れも其本部をロンドンに置いて居たので、此等の組合の理事者が相提携して全國労働運動の新氣運を指導し議會方面にも奔走して選舉權擴張、労働代議士の選出、國民教育の完成等に力を盡した。前に述べたマルタスの國際労働者協會に参加したのも此人々であつたけれども彼等は社會主義を以てユートピアとなし(7)階級闘争に至りては感情的

に否認して居た。彼等の内には大工場の職工長たる位置を賭して機械工組合の爲めに働いた熱誠の人ウィリアム・ニートン (William Newton) あり、卓越した事務的才能を用ひて同組合の保険事業を完成したウイリアム・アラン (William Allan) あり、又明敏の頭腦を以て政治界に労働者を代表したロバート・アップルガース (Robert Applegarth) あり (8) 其他二三の人物何れも皆労働者であるけれども、相當の學識を有し特に調和的交渉の才に秀でて着實な計劃を好み輕燥な民衆運動を侮蔑して居た。當時尚は殘存して居た所の舊式の労働運動者は所謂街頭の雄辯家ともいふべき肌合の人物であつたから、彼等は之を目するにストライキ・ブローカーを以てした。一八六八年に始めて全國各種労働組合の總會 (Trade Union Congress) を設け、地方の大組合たる木綿工及石炭坑夫の代表者が参加して來たが此等も皆新型の指導者であつた。此總會の最初の大仕事は即ち一八七一年の労働組合法 (Trade Union Act, 1871) 及一八七五年の兇謀及財産保護法 (Conspiracy and Protection of Property Act, 1875) の通過であつて、實に組合に關する立法史上の重大事件である。蓋しブレースの盡力した一八二五年の組合法は組合を禁壓せぬといふのみで組合の資産に對する法律上の保護が缺けて居たから同盟罷業及相互保險の資金が不正に使用されても之を取返す道がなかつた。故に先づ労働組合は完全に合法の團體である事を認むる所の法律を要したので、それが七一年の組合法であつた。然るに之と同時に組合の行動を取締る所の法律が出来てストライキの場合に於ける見張り、即ちピケティング (picketing) を處罰する事になつたので更に其法律を撤去させる必要が起り漸く七五年に目的を達したのである。此等の法律の趣旨は固より組合が政府から特殊の保護獎勵を受けんとするのでなくして株式會社等と同様に契約自由の原則を適用されるといふに止まる。總て當時の労働運動者の政治上の立場は全く自由主義に一致して居たので、部分的には木綿業に於ける九時間労働法 (9) や石炭坑に於ける種々の保護的立法 (10) に關する運動があつたけれども、此等は寧ろ例外に過ぎずして原則は飽くまでも自由平等の要求であつた。雇主に對する組合の態度は概して平和的であつて出来るだけ罷工

を避けて團體交渉を進める方針を取った。固よりストライキがなくなつたのでなく機械工の如きは一八七〇年五ヶ月の罷業を賭して九時間労働の原則を確定した(11)程の勢であつたけれども出来るだけは平和の道を取らんと勉めたのである。而して此態度は雇主側にも反響を生じて前には労働組合を否認して居たのが漸次に好んで之を交渉の相手方とする様になつた。そこで一八七〇年以後に和解及仲裁 (Conciliation and Arbitration) の制度が盛に起つて來た。此制度は或地方の或工業に於て完全な労働組合が存在して居る場合に雇主側でも同じく組合を設ける事となし、雙方の代表者が定期に會合して賃銀率其他の協定を爲し、それでも意見が一致せぬ時は局外の公平な仲裁者をして判決を下さしめ、之に付いては雙方異議を申立てないといふ仕組である。かくして多くの場合に和解及仲裁が成效したから一時は是こそ労働爭議絶滅の端緒であるとして大に望を屬する者が多くあつた。然るに其後の経験は此制度にも、第一に交渉が長引くといふ實際上の缺點があり、又理論上からいつても抑々賃銀協定の原則は雇主の利潤又は生産物の價格と共に賃銀率を高低せしむるにあるか、或は労働者の生活程度の維持を目標とすべきものかと言ふ困難な問題がある事を示した。併し此時代には經濟上の問題を總て自由競争に一任すべしとの信念が勞資雙方を支配して居たから賃銀も亦需要供給の關係に依つて上下するは當然であると看做され、石炭業に於ては石炭の價格に比例して賃銀率を協定する所のスライディング・スケールの原則が行はるゝことゝなつた。他の工業に於いては製品の性質上石炭の如き簡明な標準を定めることが出来ないけれども、其趣意に於いては同じく製品市場の景況に應じて賃銀率を上下せんとしたのである(12)。併し是が労働者の生計上甚だ不便なものであることは不景氣の時に明瞭になつたので、終に最低賃銀の制定を要求するに至つた。けれどもそれは後の時代に屬する。一八八〇年代には和解及仲裁制度の創始者なる自由黨の名士エー・ジャー・マンデラ (A. J. Mundella) も又坑夫出身の最初の代議士たるトーマス・バート (Thomas Burt) も雇主が労働者の自由なる組合の權利を認めて、之と平等の立場に立つて團體交渉を爲し市場の景況に應じて賃銀其

他の協定を爲すのは労働問題の最上の解決法であると信じて居り、一般の輿論も亦之を賞讃したのである。

以上の如くにして一八五〇年から八〇年頃まで自由主義の全盛時代に於て自助的任意組合の基礎を築き上げることが得たのであるが、此自助主義を以て社會問題を解決し能はざることは漸次に感ぜらるゝ様になつた。何となれば自助組合は自ら助くるの力あるものに適するけれども、その力なきものを引上げることが出来ない。労働組合にしても、友愛組合にしても、又消費組合にしても、高級熟練職工の間には稍完全な組織を爲すことが出来たけれども或平準以下のものに其功德を及ぼすことが出来ない。却つて自助の力あるものが他を排斥して自己の地位を安全ならしめんとする場合さへもある。例へば前述の機械工組合が徒弟の数を制限して同職者の供給を少なからしめんとするが如きは是である。故に自助主義は即ち労働階級の一部に「貴族」を生ぜしむるものだといふ批難を免れることは出来ない。此弱點は好景氣の續く間は隠れて居るが不景氣時代に至つて終に曝露されざるを得ない。是が次章に述ぶる所の新組合運動の發展を來たせる所以である。

以上の如くして労働組合は一八五〇年から八〇年に至る自由放任主義の全盛期に偉大なる發達を遂げ、一八九二年ウェップ氏が其名著『労働組合運動史』の第一版を出した時に組合員の數は百五十萬にして英國に於ける成年男工の二割を占むると計算した。當時組合の最もよく普及したるは高級熟練者たる機械工、木綿工、石炭坑夫の三者であつて其人數は前記合計の半分に當つて居り、此等のものが中心となつて労働組合總會を組織し、毎年會議を開いて労働運動に關する一般の問題を議することゝなつて居た。而して此労働組合總會が後援者となつて労働黨を成立するに至らしめたことは次章に述ぶるが、此事は實に現今の労働黨をしてチャーティスト黨の如き烏合の集團たることを免れしめ、英國政界に永久の一要素たらしむる所以である。

注

- (1) P. W. Slosson, The decline of the chartist movement. 1916. Ch. VII.
- (2) B. Potter, (Mrs. Webb) Co-operative movement in Great Britain. 1891. Ch. II.
- (3) Sidney and Beatrice Webb, History of trade unionism. Ch. I.
- (4) G. Unwin, Industrial Organization in the 16th and 17th Centuries. Ch. VII.
- (5) Potter, Ibid. Ch. I.
- (6) S. and B. Webb, Consumers' Co-operative movement. 1921. Preface.
- (7) G. Howell, Labour Legislation, Labour Movements and Labour Leaders. p. 150.
- (8) S. and B. Webb, History of trade unionism. Ch. V. foot notes.
- (9) Webb, Ibid. p. 312.
- (10) Webb, Ibid. p. 304.
- (11) Webb, Ibid. pp. 314-316.
- (12) Webb, Ibid. p. 340.

第七章 社會主義

第十九世紀の前半には英國は大戦争の惡影響を被り、食料問題に行詰り而して産業革命の過渡的犠牲を拂はなければならぬ時期にあつた爲め、國富の増加したに拘らず勞働者の境遇は甚だ不幸であつたが、之に反して一八四〇年代から七〇年代へかけての大約三十年間は種々の事情に依つて極めて順調の發達を遂ぐる事が出来た。大戦争及産業革命の過渡的動搖は既に治まり、而かも海外には米國の内亂（一八六一—六五）や、歐洲大陸の數回の戦争、特に普佛戦争（一八七〇—七一年）等があつて、英國と競争する程の工業が起つて來ないのみならず、却つて之が爲めに軍需品の注文を以て英國を賑はすといふ状態であつたから實業家は前代の如き苦心を爲さずして多大の利益を收め勞働者も亦よく其生活を向上せしむることが出来た。然るに此好景氣時代は勿論永久に繼續すべきものでなくして、一八七三年普佛戦争後の企業熱を最後として二十餘年の沈滞時代に移つて行つた。此時代には獨逸にも米國にも既に大工業が發達して盛なる競争を開始し、製鐵業の如きは遂に兩國共に英國を凌駕することゝなつた。又鐵道の普及に因る米大陸の開發は非常に廉價なる穀物を歐洲に送つて農業上の恐慌を惹起せしめた。而して尙其上に此時代は金の供給不足の爲めに物價下落の大勢を馴致して世界的不景氣を叫ばしむるに至つた。故に此間に時々景氣の恢復することありても其時期が短くして間もなく沈靜に陥つたのである。

そこで此經濟界の變調が英國の政策に如何なる反響を生ぜしめたかといふと、概して自由放任主義に對する信仰が衰へて國家の保護干涉の必要を感じしむるに至つたのである。前代には英國が唯一の大工業國、大貿易國で、而して大

殖民國であつたが、此時代には他の歐米列強皆商工業の利權を爭ふことゝなつたから之に對抗する爲めに國家の力を用ひなければならぬ。貿易上に於ては英國は今日に到るまで終始一貫して自由貿易を行つて居るけれども議論の上では保護税の主張が屢々有力となつた。又他の國々が夫々殖民に力を用ふることゝなつてから領土問題に就ても國際葛藤を生ずる機會が多くなり、前代の標語たりし「平和、節約、改革」の政策は事實に於て之を行ふこと能はずして國防費が著しく重くなつた。南アフリカでは現に一の戰爭をさへ敢てするに至つた。故に曾ては殖民地を厄介者の如くに考へて居た政治家も今は母國と殖民地との關係を密接にして世界五大洲に跨る所の大英帝國の統一を謀らねばならぬといふことになり、所謂インペリアルイズム、帝國主義の思想が勃興して來た。又之と同時に國內に於ても經濟上の不景氣の爲めに恐るべき失業問題を生じ、人心の惡化する危險を感じたから是も自由放任とすることは出来ないで社會政策を行ふの必要を自覺することゝなつた。經濟學者の中でもミルは既に自由放任政策の原則に對して種々の例外を認めて居たがジェヴォンスに至つては更に進んで其原則の重要ならざることを明かにし(1)オックスフォードの倫理學者トマス・ヒル・グリーン(2)は自由の意義に新解釋を與へて自由は必ずしも他人の干渉を受けぬといふことでなくして、各人が其徳性を自由に伸張するの機會を與へらるゝことであると唱へ出した。之が爲めにベンザム以來個人主義は一變して、個人は複雑なる社會組織の一要素として考察さるゝに至り、國家の政策も亦單に個人の生命財産を安全ならしむるに止まらずして、社會全體の健全なる發達を主眼としなければならなくなつた。此等の思想上の變化は議會に於ける二大政黨の何れにも影響を與へたが帝國主義は主として國家主義の傳統を有する所の保守黨内に勢力を有し、社會的立法は主としてデモクラシーの立場にある自由黨を動かすことゝなつたのである。

中流階級以上の思想が右の如き變化をなした時に勞働者は如何なる態度を取つたかと言ふと、此にも亦前代の自助主義の缺點を認めて社會主義に赴く所の運動が起つた。世界的不景氣の來襲はいふまでもなく重大なる失業問題を惹

起し、一八七九年、一八八六年等の特に不景氣の甚だかりし年には倫敦に失業者の示威運動が頻々として行はれ、街頭に群集と警察との衝突を生ずることも少くなかつた。而して勞働階級の最下層にある不熟練の日雇人夫や貧民窟の自宅にあつて裁縫等の内職を爲すものゝ悲惨なる状態は獨り有産階級の同情を惹くのみならず、高級熟練職工の良心に強き刺戟を與へた。一八八九年リヴァーpoolの實業家チャールス・ブース(3)の刊行したロンドン貧民生活の大調査報告は此點に於て各階級の社會的覺醒を促すに至大の効果ありしものである。熟練職工は自助主義を高唱して各種の組合を作つたけれども其功德は最下層の貧民に及ぶものではない。貧民から見れば組合を作る程のものは勞働貴族である。而も其勞働貴族の自助組合なるものも不景氣の大波に揺られて見れば、さほどに強いものでないことが分るのである。曩に和解法の創始者が考へた如く、賃銀の高低を需要供給の法則に任せて置いて、生活上の一切の不安を自助組合の力で治めるといふ理想は結局實現し得られるものでない。新組合運動の先鋒たるジョン・バーンス(John Burns)(4)のいつたやうに勞働組合が病氣及老年の保險までも引受けるといふことは國家または全社會の力ではなければ爲し得ない所の大責任を自ら負ふことである。全社會を幸福にする爲めには全社會の力を用ひなければならぬ。即ち社會主義より外に途はないのである。そこで一八四八年以來眠つて居た所の社會主義が再び勃興して來た。マルクスの直弟子であつたハインドマン(H. M. Hyndman)の宣傳は後に述ぶる如く一時大なる勢力を得ることゝなつた。併し此時代には勞働者は既に中央及地方の議會に參政權を與へられ、勞働組合も訓練ある團體として活動するまでに發達して居たから昔の様な革命運動を爲す必要はない。現在の組織を益々完成して立憲的方法を以て順次に個々の要求を貫徹させればよいのである。英國の勞働者は最早空疎な理想論に追隨するを好まず、革命に依つて一朝に社會組織の根本を改むるの不可能なる事も知つて居る。そこで彼等の運動は議會内に於ける勞働黨の樹立に向つて行つた。一八八〇年代にニュー・ユニオニスム「新組合運動」といふものが起つた。高級職工の自助的組合は五〇年代には新

式であつたけれども、今は舊式となつてしまつた。高級職工は唯同輩の共同自衛を以て満足してはならぬ。労働階級全體の向上を期するには彼等よりも一層數の多い日雇人夫の組合運動を指導しなければならぬ。機械工組合中の俊オジマン・バーンス (John Burns, b. 1859)・トーマン (Tom Mann, b. 1856) の徒はロンドン港の仲仕人夫に目を付けた。

仲仕人夫は日々多くの波止場を巡つて仕事があれば雇はれて其日の賃銀を受け、仕事がなければ立ん坊となつて、一日を空費する極めて不安定な職業であるが、此等のものゝ間にも漸く組合運動の機運が熟して一八八九年に賃銀問題に關して一のストライキが起つた。そのストライキはバーンスの指揮の下に數日にして全港に擴がり、四週間の後に有力な仲裁を得て其要求を貫徹せしめた。固より失業資金等はないから、指導者は廣く社會に訴へて寄附金を求め之を以て組合員を助けると共に組合外の浮浪者を買収しなければならなかつたのであつて、右の如き成效は全く意外の出來事であつた。併し此事件の間接の影響は更に遠大であつて、是が所謂「新組合運動」の口火を切つた。即ち此時以後ロンドン港の人夫は勿論、其他各地にある諸方面の不熟練労働者が夫々組合を組織する事となり、數年にして此種の組合の會員數は二十五萬に上り、之に依つて始めて英國の労働組合は労働階級全體の運動となつたのである。ジョン・バーンスはロンドンの機械工でストライキの當時は三十歳の青年であつたが其前から既に機械工組合の「貴族的」な態度を攻撃し、ハインドマンの社會主義運動に参加して世間に名を知られて居た。併し彼は有力な煽動者であると共に又卓越した實務家であつたから、間もなくロンドン市會議員に選ばれ、代議士となり、労働組合總會の議長となり、一九〇六年自由黨内閣に入つて労働者出身の最初の國務大臣となり、内閣の社會政策に貢獻した。

新組合運動と同時に發達した所の一の新しい運動は労働者の獨立代表といふことである。労働者出身の代議士は既に第六章に述べた如く一八八六年に於て十人に達し、其後ものより以下に減じたことはないけれども、彼等の多くは自由黨に屬して居た。然るに労働者の權利は自由黨の急進主義に依つて代表せしむることは出來ないのであつて勞

働者は別に社會主義を取る所の一黨を組織すべきであると主張するものが出て來た。此論の首唱者はスコットランドの質樸なる石炭坑夫ジェームス・ケーヤ・ハーディー (James Keir Hardie) であつて彼は早くから此事を唱へ一八九二年には自ら自由黨の後援を受けずして獨立の代議士となり、次で有志と共に「獨立勞働黨」(Independent Labour Party: I.L.P.) を組織して宣傳に勉め、九九年に至つて初めて勞働組合と社會主義團體とを結合する所の「勞働代表委員會」(Labour Representation Committee) なるものを設け、一九〇六年の總選舉には二十九人の代議士を選出すると共に名を改めて「勞働黨」(Labour Party) となし、爾來此黨派が下院の第三黨として二大政黨に對立する事となつた。此運動は最初自由黨所屬の勞働者の反對を受けた爲めに容易に伸びることが出来なかつたけれども、タッフ・ヴェール事件 (Taff Vale Case) の爲めに多くの勞働組合の参加を見るに至つたのである。タッフ・ヴェール事件は一八九七年南ウエールズのタッフ・ヴェール鐵道に生じた一小ストライキに關するもので、會社がストライキの爲めに受けた所の損害に對し勞働組合の賠償を要求するの訴を起して目的を達したことである。此の如き損害に就いて勞働組合に金銭上の責任を負はしむべきものでないといふことは一八七五年の法律 (本書第六章) に依つて確定されたものと一般に信ぜられて居たのであるから此判決例が勞働組合を驚かしたことは非常なものであつた。而して若し將來此判決例が總ての勞働組合に適用せらるゝものとすれば、組合は殆んどストライキを起す事が出来なくなるから、總ての勞働組合は一齊に勞働黨を助けて終に右の如き訴訟を無効とする様な法律を通過せしめた。是が一九〇六年の勞働爭議法 (Trade Disputes Act, 1906) である。

右の如くにして勞働者の運動は益々社會主義の色彩を強めて行つたが、此時臺閣の上にも亦一の重要な變化が起つた。それは保守黨内閣の殖民大臣チェンバレン (Chamberlain, Joseph 1836-1914) が大英帝國統一の方法として特惠關稅を採用し、殖民地產物に對して特に低き稅率を適用せんことを主張し、同黨の大勢は著しく此說に傾いて行つた。而

かも此政策を實行することになれば英國は一八四六年に確立した自由貿易主義を拋棄しなければならず、特に穀物の輸入關稅を再興しなければならぬから、自由黨は之に對して絶對的反對を唱へて輿論に訴へた。其結果一九〇五年の總選舉に保守黨は敗れて内閣を退き自由黨が政權を取ることゝなつた。そこで新内閣の政見はグラッドストーン時代の自由放任主義とは大いに異り、デモクラシーは政治上だけでなくして經濟上にも及ばなければならぬといふことであつた。經濟上のデモクラシーは即ち社會政策であつて之を一層徹底せしむれば社會主義に至らなければならぬのである。それ故に此時新に院内の一黨となつた所の労働黨は政府を助けつゝ自黨の主張をも行はしむることゝなつたので、其成績は一般労働者の満足を買ふこと能はざりしに拘らず、少くとも以前の如何なる時代にも立勝つたものであつた。即ち此時代に於て自由黨は上院の權力を著しく制限した以外に、財政上の大改革を行つて社會的稅制を立て、且養老金 (Old Age Pension Act, 1908) 及國立保險法 (National Insurance Act, 1911) 其他の社會的施設に關する法律を通過せしめた。此養老金と言ふのは貧乏な老年男女に毎週扶助金を給與するものであつて救貧法の一部を改正したことになる。又國立保險は労働者に疾病及失業の保險を強制するもので、友愛組合の仕事を國家の手に依りて擴張したことになる (本書第六章)。此二の制度は前に保守黨内閣の通過せしめた労働者賠償法 (Workmen's Compensation Act, 1897) 即ち從業中の負傷に對する雇主の責任を規定した法律と相俟つて労働生活の四大弊害、即ち負傷、病氣、失業及老廢の救済策を完備せしむるものである。而して此等の制度を行ふに必要な資金は勿論租稅として徴收しなければならぬが、之を消費稅に求むる時は労働階級に對して恰かも右手で與へたものを左手で奪ふ様な結果となるから、此場合に稅制を改めて相續稅を増徴し、所得稅の累進率を急にし、勤勞所得稅と財産所得とを區別する等の方法を用ひたのである。併し此の如き大改革は社會上の一變動である故に現在の制度を勢力の根據とする所の人々から猛烈な反對を受くるは當然であつて、此の間に政府は二回まで議會の解散を行ひ、非常なる國論の沸騰を見たのである。而して

此時政府側にあつて問題の中心となつた人物はウエールスの僻村に小學教師の子として生れ、二十七歳にして議會に入つた政治上の天才デヴィッド・ロイド・ジョージ (David Lloyd George, b. 1864) であつた。

以上は一八八〇年頃から一九一四年までに起つた所の政治界の出來事であるが、其大勢を導いた所の社會主義思想は何れより來つて、何人の手に發展されたかといふ問題が残つて居る。此間の思想上の變化は十九世紀初年にベンザム派の自由主義が傳統的貴族主義に代つたのと相似たる大變化であつて實に新時代を劃するものといはなければならぬ。併し此場合にはベンザムの様な一人の特に卓越した思想家を見出すことは出來ない。マルクスは一八四九年から三十餘年間ロンドンに居て研究著作を爲し、此地に永眠したのであるが、彼の英國に與へた影響は大陸諸國に於けるよりも遙かに微弱であつた。彼の餘剩價值論や、物質的史觀論や、階級闘争論を其まゝ英國に傳へたものは財産家で社會運動に一生を捧げたヘンリー・ハイन्दマン (H. M. Hyndman, b. 1842) である。彼は直接にマルクスに就て學び著作に依つて其説を公にすると同時に「社會民主同盟」(Social Democratic Federation) を起して同志と共に活潑なる宣傳に従事した。同盟の創立は一八八一年の事で會員の内には新組合主義の先鋒たるジョン・バーンスもあり、詩人及工藝家のウィリアム・モリス (William Morris, 1834—96) もあつて、當時の不景氣と失業に基因する不安な思想に強烈な刺戟を與へたのである。併しながら英國の勞働者はマルクスの精緻な學説を理解するの力なく、又自ら理解し能はざるものを偶像として禮拜する様な盲信の徒でもなかつた。ハイन्दマンはマルクスの革命論を高唱して、勞働者の生活を永久に改むるには微溫的な改良策では何にもならず、而かも現代の資本的經濟組織を一舉に破壊する所の大革命は必ず來なければならぬのであつて、其時期は十九世紀の終、フランス革命の百周年と前後して來ると唱へた。併し既に三十年間實務的な自助組合に訓練を受け、自由主義の政論に耳を傾けた所の英國勞働者は此説を受取るべく餘りに沈着であつた。然るに「社會民主同盟」設立の後に間もなく起つた「フェビアン協會」(Fabian Society) の社

會主義は總ての點に於て遙かに英國人らしきものであつたから勞働者の人氣は赳然として之に走つたのである。

フヒアン協會は戲曲家バーナード・ショー(G. Bernard Shaw, b. 1857)と經濟學者シドニー・ウェップ夫妻(Stanley Webb, b. 1860)とを中心とする所の小團體であるが、其が此時代の勞働運動に與へた影響は絶大なるものであつた。彼等は固より現代の資本的經濟組織を不條理であるとし、又此組織は長く維持し能はざるものであることを信ずるけれども、社會改革の手段は革命を必要とせず、英國の傳統なる議會制度の運用に依つて爲すべきものだと言張した。彼等は殊更階級闘争を唱へず、唯社會主義の實行は既に過去に於て平和の裡に一步一步進みつゝあつたことを事實として認むるが故に、今後同じ途を取つて進めば總て社會組織の根本的變化を成就することが出來ると考へたのである。學說の上に於ても彼等はマルクスの餘剩價值説を排斥して現今經濟學者の通説たる限界效用説を認め、從て「資本家の掠奪」といふ語を用ひない。唯リカルドの地代論を擴張して他の生産用具にも地代と同性質の不勞所得(unearned increment)あることを指摘し、不勞所得なるものは全く他人の力でなく、社會の繁榮の結果であるから之を社會全體の健全なる發達の爲めに用ふるが當然であると主張した。全體に於て彼等の學説はマルクスに負ふ所甚だ少くして寧ろミルの系統を受けたものであることはベア氏の『英國社會主義史』(5)に説明された通りである。故に彼等の特色は其哲學に非ずして實際に行ふべき論策にあつた。シドニー・ウェップは之を四項に約して、第一には土地及資本の公有、第二には私有事業に對する國家の干涉、第三には不勞所得に對する課税、第四には此財源を以てする諸種の社會事業であるとした。即ち彼等は現在の狀態の下に總ての産業を社會的に管理するの不利なることを知るが故に、先づ其可能なるものより着手すべしとの意味にて、盛に水道、瓦斯、電燈、電車等の市營を主張し、次で鐵道鑛山等の國有を主張したが、其以外の事業に對しては工場法の如き制限的法律を以て社會的弊害の矯正を行ひ、尙其不勞所得の大なるものに對しては所得税、相續税等の賦課に依つて事業を公有にしたらと同様の結果を收むべしとした。そこ

で自由競争の法則は此等の制限の下に置かるゝことゝなるけれども、尙其爲めに落伍するものを發生せしむるから、之を防止するには社會事業を行つて國民的最低限の生活を保證しなければならぬ、是は從來救貧法の目的とした所であるが、救貧よりも寧ろ防貧を主としなければならぬ。即ち衛生の完備に依りて健康を保證し、教育の發達によりて智識才能を保證し、産業の調節に依つて職業の安定を保證するのが其方法である。

フェビアン協會の首腦者は學者、著述家であつて自ら街頭に立つて民衆を指揮する様な人物はなかつた。彼等の功績は寧ろ其民衆の指導者に對して思想と方策とを與へた所にあるので、其實際運動に當つたものは即ち前に述べた所の獨立労働黨であつた。而かも此獨立労働黨は院内の第三黨たる労働黨の中堅となつたのであるから、結局労働者の社會主義思想はフェビアン協會から湧き出でたといふことが出来る。而かも協會は其漸進的主張を以つて労働階級以外の輿論をも動かした事は明かである。特に彼等が學說上に特色を有せずして、普通の經濟學說の裡に社會主義を肯定すべき基礎を求めたことは一般中産階級の思想を一變せしむるに大なる力となつたものである。而して實際の政治的改革に於ては労働黨の純社會主義よりも、寧ろ他の政黨の社會的思潮の變化したことが一層重要である。そこで此の如き思潮の變化は抑々何に因るかと言へば、それは自由放任主義の行詰りに基く時代の大勢であつて、前にもいふ如く一人若しくは數人の力に歸することは出来ないけれども、此大勢を最も明亮に説明したものはフェビアン一派、特にシドニー・ウェップ夫妻であつたといつて差支ない。

注

- (1) Jevons, *State in Relation to Labour*, 1882.
- (2) Thomas Hill Green, *Principles of Moral Obligation*, 1879.
- (3) Charles Booth, *Life and Labour of the People*.
- (4) Webb, *History of Trade unionism*, p. 385.
- (5) M. Beer, *A History of British Socialism*, 1920.

第八章 産業管理

一八九〇年以來英國に國家社會主義の思想が著しく高潮し來り、それが二十世紀に入つてから自由黨内閣の政策となつて實際に現はれたことは前章に述べた所であるが、併し其勢力は決して前の時代に於ける個人主義の勢力に比較し得る程のものではなかつた。少くともこれが一世を風靡したといふことは出来ない。此思潮の最有力な構成者であつた所のウェッブ夫妻にしても、國家及自治體の社會政策を主張しながら他の一方に於ては又消費組合及勞働組合の如き任意團體の發達に絶大の價值を認めて居り、特に國立強制保險に關しては其結果が勞働者の自主獨立の精神を傷けるといふ理由を以つて反對して居るのである(1)。勿論社會主義者の側では任意團體と強制團體との間に大なる差別を認めずして、其組織が民主的である限り何れも自主自制の原則が行はれるものだといふ解釋を爲すけれども、國家の如き大規模の團體に於ては、其議會組織を民主的にしたゞけで自主自制の精神を完全に活動せしむることは至難のことであつて、少くとも現在では不可能といはねばならぬ。由來政府事業は政爭の具に供せられて腐敗し易きものであり、且官僚制度の爲めに無能緩慢の弊に陥り易きものであるけれども、今假りに國家の社會政策の結果がよく富の分配狀態を改善することとなり、又其政策を行ふ所の官僚が能率高きものであるとして見ても、民衆から見れば要するに上から與へられる所の恩恵と觀ぜらるゝであらう。即ち社會主義は結局官僚政治の擴張に過ぎぬものだといふ意味に於て一般英國人の反感を惹起さざるを得ない。一九一二年の出版に係るヒレアー・ベロック氏の『奴隸國』(2)といふ有名な著書には次の様な論が述べてある。曰く「社會主義の國では失業が生じないであらうが、其理由は失

業した者が必ず職業紹介所に行つて職を求める義務を課せられ、若し其吏員の適當と認むる職業があるならば必ずそこへ行つて働かなければならぬとせられ、又其様な職業がないときは一定の給與を受けて政府の監督の下に生活しなければならぬからである。それだから貧乏は完全に防ぐ事が出来るだらうけれども、個人の自主自尊の精神は枯渴しなければならぬ。即ち社會主義は個人を國家の奴隸にするものである」と、斯う説いてある。此の如き反感はミルの自由論に共鳴した所の英國人として必ず抱かねばならぬものである。マーシャル博士(3)が獨逸其他の國々では労働者が官僚政府の社會政策の効果著しきに満足したけれども、アングロサクソンの態度は之と同一なるを得ないと述べたのは蓋し英國の總ての階級の胸中を語るものであらう。それだから社會主義が其生命を維持する爲めには何うしても此點に於て一大修正を加へられなければならぬ。そこで労働者側から出て來た修正案は何であるかと言ふと即ち本章の標題に掲げた所の「産業の管理」(Control of Industry)といふことである。即ち労働者は單に富の分配に與かるばかりでなくして産業の經營にも参加すべきである。労働者は政治上のデモクラシーを得るに止らずして産業上のデモクラシーをも得なければならぬ。産業上のデモクラシーは如何にして建設するかといへば昔オーウェンの主張した所に歸つて労働組合を産業の主人にするのである。労働組合の側からいへば單に賃銀其他の雇傭條件に就いて團體交渉をなすに止らず、産業其者の經營に干渉する所の積極的行動を取ることとなるのである。併し余は今此新しき社會主義の理論を後廻しにして、先づ労働運動の實際の傾向を述べねばならぬ。

一九一〇年より一四年の間は自由黨政府の社會的立法が着々實行された時代であるけれども、一般労働者は決して此政策に満足しては居なかつた。却つて此四五年間は英國の労働史上に比類なき程ストライキの頻繁に起つた所謂労働不安の時代である。ストライキは無數に起り、而も有らゆる職業に亙つて起つたが、其中でも石炭坑、鐵道及運搬夫等のは特に大規模であつて、幾十萬又は百萬以上の労働者が長きは數ヶ月の間、業を罷めたので、其影響は他の總

ての産業に及び、經濟界の大混亂を惹起したのである。そこで此勞働不安の原因は何れにあつたかといふに或は之を物價騰貴に基く生活難にあると説明し、或は企業組織が大きくなつて雇主と勞働者の理解が困難になつたからだといひ、或は議會に於ける勞働黨の成績に失望したからだといひ、又或は佛國から輸入されたサンディカリスムの思想が普及した爲めだとして居る。此等は何れも事實に合した解釋であつて、一九〇〇年以來の好景氣に拘らず貨銀は物價と平行して騰貴しなかつたことは正直な統計にも表はれて居る。又十九世紀の末年に諸事業の合併が盛に行はれて著しく大規模となり、特に從來個人經營なりしものが株式組織に變更されたのも少くなかつたことは是亦眞實である。勞働黨の不成績といふことは此新黨に對して甚だしき酷評と思はるゝけれども、勞働者の一部は黨の巨頭等が自由黨政府と妥協するに急しくして自己の主張を貫き得ないといふ點を捕へて盛に攻撃して居たのであつて、當時勞働組合の幹部が一般會員に對する權威を失つて居たことも認めなければならぬ。併しながらサンディカリスムの宣傳及此宣傳をして功を奏せしむる様な不安の心理狀態が一般的原因となつて幾多の爭議を沸騰せしめたことは疑を容れない所である。而して此不安の心理狀態といふのは要するに勞働者が議會に於ける立法の緩慢なるに満足せずして、自己の勞働生活の改善を一層直接なる方法に依つて進行せしめんと焦慮することに外ならぬ。

かくして一九一四年は勞働運動の極めて多事なるべきを豫想された年であつたけれども、此形勢は意外な事件即ち大戦争の突發に因つて中絶されてしまつた。勞働者は戦争の開始されるまでは極力非戰論を叫んだけれども一旦開戦の後には少數のものを除く外、一齊に戦争の止むべからざるを信じ、熱心に舉國一致の實を擧ぐる事となつた。そこで一九一五年政府の組織を改めて舉國一致の聯合内閣を造つた時には勞働黨の領袖も入閣することとなり、次で勞働組合の代表者と政府との間に重要な會議が開かれて、戦争に必要な物資の生産増加を妨げる様な規約及慣習は、假令それが勞働組合の貴重な傳統であつても、戦時に限り中止すべきことを定め、且總ての勞働爭議を擧げて政府の仲裁に

一任することゝした。此取極の結果として軍需品の製造には無數の不熟練者特に婦人労働者を使用し得ることゝなり、労働時間の制限をも廢して唯産額の増加に専念し得るに至つたのである。併し戦争が二年三年と繼續する間には同盟罷業も全く防止することが出来なかつたが、其場合には政府が峻烈な非常手段で罷業計劃を破壊するか又は資本家側を壓迫して之を鎮定するかした爲めに大事件には至らなかつた。戦争中は總ての問題に就いて政府が干渉を行ひ、鐵道及石炭坑は政府が經營し、食料、棉花、羊毛、鐵等は政府が專賣を行ふといふ状態であつて、實業家も労働者も戦争の遂行といふ唯一絶對の目的を達する爲めに犠牲的に服従して居つた。而して政府は軍事費支辨の爲めにする財政策としては主に直接税を取り、特に戦時利得税を設けて戦争成金を制限したから實業家の「暴利」(Profiteering)に對する反感が強かつたに拘らず、労働者の不平は極端に至らなかつたのである。而して労働者の需要は開戦の時に一時減少しただけで、其後は軍需品の注文の爲めに未曾有の盛況を呈し、失業は殆ど皆無であつた。併しながら戦後に於ける社會の改造に就ては一般に熱烈な希望が懸けられて居たので、政府でも特に此問題に關する委員會を設けて調査した。其結果は有名なホイットレー委員會(Whitley Commission)の報告となつたが、其要點は産業の經營に労働者の意見を代表せしむるの必要を認め、各工場鑛山等に委員會を設けて勞資雙方の代表者を協議せしめ、其上に地方には地方委員、中央には中央委員會を置いて各産業の管理に任せしむるの計劃を立たのであつた。政府の改造委員會が此の如き結論に達したことは實に労働者の輿論が如何なる方向に推移して行つたかを語るものであつて、是を以て戦前に於ける不安焦燥の心理状態が生み出した具體的成案とも見ることが出来る。故に戦後に於ける労働運動は専ら此「産業の管理」に向つて傾注せられた。戦後の最重大な事件は石炭坑國有問題の曲折であつて、ストライキや、ストライキの威嚇や、此等に對する政府の強壓や、鎮撫や、種々様々の局面の變化が起つたが要するに坑夫組合の要求は炭坑を國家の手に買收して統一的に經營し、其經營には大小の委員會を設けて労働者を参加せしむることであり、

而して政府の設けた特別委員會即ち所謂サンキー委員會 (Sankey Commission) は大體に於て其要求を認める所の報告を發表したのであつた。而して此報告は政府の採用する所とならなかつたけれども兎に角有力なる政府の委員會をして此の如き決議を爲すに至らしめたといふことは、將來の形勢に重大な影響を生ずるものと考へなければならぬのである。

右の如き次第で労働者の産業管理といふことは今日に至るまでまだ實際には一般的に行はれて居ないけれども、此思想が労働組合に一の新しき職分を認め、社會主義の運動に新しき色彩を與へることは最早疑を容れぬ所となつた。即ち労働組合は賃銀の高低を争ふだけの目的を超越して賃銀制度其者の撤廢、即ち資本的企業組織に代るべき將來の産業組織の一要素たるべき使命を自覺したことになる、又社會主義は單純なる事業公營の外に産業自治を要求することになり、而かも此要求を貫徹するには議會に於ける労働黨の進退のみに依ることなく、大に労働組合本來の武器たるストライキの威力を背景とすべきことを覺るに至つたのである。そこで此の如き新しき傾向に思想上の基礎を與へたるものは何であるかといへば是即ちサンディカリズム及之を英國風に修正した所のギルド社會主義 (Guild Socialism) である。

サンディカリズムはいふまでもなく佛國の產物であつて、其語源は佛語の組合即ちサンディカ (Syndicat) である。佛國では社會黨が労働組合よりも先に發達し、十九世紀の末年には労働組合が社會黨の配下に使役さるゝ状態であつたが、二十世紀になつてからコンフュデラシオン・ジュネラル・デュ・トラヴァイユ (Confédération Générale du Travail) 即ち「労働總同盟」なるものが組織されて労働組合が獨立の運動を起すことゝなつた。其運動の趣意とする所は、労働者が政黨を組織して議會制度に依つて其生活を改善せんとしても、其結果は徒らに妥協を事とし、有産階級の懷柔する所となるのみにして毫も根本的革新の實を擧ぐることが出来ないから労働者は労働者自身即ち労働組合の

力に依つて階級全體としての解決を計らなければならぬといふのである。彼等はマルクスの學說の一部たる階級闘争の必然的事實なることを確信し、總ての漸進的改革は此闘争の進行を緩和して徒らに資本主義の生命を長からしむるに過ぎぬと考へるが故に労働立法を以て無用となし特に和解及仲裁に反對した。而して議會の運用に代ふるにストライキを以てし、總て全労働階級の一般的ストライキに依りて資本的企業者を驅逐し各産業の經營を労働組合自らするに至らんことを理想とした。即ち鐵道は鐵道從業者組合が經營し、鑛山は鑛山労働者組合が經營するといふ様に、各産業は夫々の労働組合に於て經營すべきものと主張するのである。されば彼等の目的は産業の公有よりも寧ろ賃銀制度の全廢にあるので、一八三〇年代にオーウェンの指導した大組合運動の趣意と一致して居るのである。此主義は一九一〇年頃佛國から海峽を越えて英國に輸入されたが、英國の労働者は既に此時労働黨の前途に關して疑を抱いて居たから忽ち大なる反響を惹起して、前に述べた様な労働不安の時代を現出する所の一動機となつた。當時英國でサンディカリズムを宣傳した所のトム・マン (Tom Mann) といふ人はジョン・バーンスと同じく機械工の出身であつて、曾てハインドマンの「社會民主同盟」に入りて牛耳を取り、次でケーヤ・ハーディーと共に獨立労働黨を率いた老功者であるが、此人が兼ての宿論たる産業公有論を棄て、サンディカリズムに走つたといふことは英國労働者中の急進的分子の思想が如何に變遷したかをよく示して居る。併し英國の労働組合は佛國の組合よりも遙かに固い財政上の基礎を有し、平和な團體交渉に對する自信も出來て居るから、サンディカリズムは其まゝで英國に採用せらるゝことが出來ない。唯労働者の立場から見ても議會運動の缺點を指摘し労働組合本來の活動に立戻つて新たに賃銀制度の全廢といふ大使命を果すべしと唱へた所に多くの共鳴者を得たのである。そこで此點を基礎として新説を立てたものが即ちギルド・ソシアリズムであつて其首唱者はフェビアン協會の感化を受けた青年學者デー・ディー・エッチ・コール (G. D. H. Cole) 氏等の一派であつた。

ギルド・ソシアリズムは曰ふ。フェビアン協會の唱へ來たつた産業公有は個人の富を移して社會のものとするけれども、其産業に雇はるゝ所の労働者から言へば依然たる賃銀制度の下に身を賣つた奴隸の境界を脱せしむるものではない。電車の労働者は其従事する所の電車事業が私設會社から市營に移されたとしても何等の變化を感じるものでない。彼等は唯資本家の專制から免れて官僚の專制に服従するだけの事である。抑々現代資本主義の病根は貧乏でなくして經濟上の獨立を得られないことである。國家社會主義は富の分配狀態を改めて貧乏救済し得るとしても、自由獨立を進めることが出來ずして却て之を傷ふものである。労働者の自由獨立は唯労働者の産業管理を確立する事によりて達せらるゝの外はない。從來政治上のデモクラシーは何程進んでも、産業界には企業組織の大規模となるに伴れて益々多くの労働者を一人又は數人の企業者に隸屬せしめてあるから問題が解決されないのである。然らば如何にすればよいかといふに、是は労働組合が單なる賃銀契約の共同機關たる立場から一層進んで産業の經營其者に對する發言權を得べきである。ギルド・ソシアリズムは必ずしも社會革命の必然なるを信ぜず、労働組合の活動の目的を漸次高き所に進めるに依りて資本主義の權勢を蠶食する事が出來ると主張する。又生産事業の經營に秩序的統一の必要なるを熟知するが故に、頭腦労働者たる支配人技師等の参加を要求する。即各種産業に於ける頭腦及筋肉労働者の全部が労働組合に入りて自治の團體を作るべきであるとする。此團體は即ち彼等の所謂ギルドであつて、恰かも中世の職人のギルドが各種産業に關する行政の自治體であつた様に、今の大産業の經營及監督の自治體となつて社會に對する奉仕の職分を盡すべきものである。而してサンディカリスムは此労働者の團體が其會員の一切の要求を支持する以上は國家の存在を要せずと主張するに對して、ギルド・ソシアリズムは國家及地方自治體の必要を認むるのである。即ち個々のギルドは生産者の團體であるから各其關係ある産業を經營するに就ての全權を與へられねばならぬけれども、産業の所有權だけは消費者の團體たる國家に歸せしめねばならぬ。蓋し今の社會組織にては縦に資本と労働との衝突

あり、横に生産者と消費者との衝突があるのに、國家社會主義は横の關係のみを匡して縦の關係を匡することを忘れて居たから、サンディカリズムの反動を惹起したのであるが、併しサンディカリズムは之と反對に縦の關係のみを改めて横の關係を忘れんとして居る。それだからギルド・ソシアリズムは雙方の關係を見て總ての衝突を根絶せんことを期するのである。

ギルド・ソシアリズムの理論は以上の通りで、國家及地方自治體の如く地域の上に築かれた自治團體に對しギルドと稱する職業上の自治團體を對立せしめんとするものであつて、此の如き二元的組織が實際に成立し得るや否やは頗る疑問の存する所であるが、併しながら要するに是は尙議論の問題であつて實際の問題にはなつて居らない。實際の問題としてギルド・ソシアリズムの影響は英國の産業國有運動を單なる國有に止めずして勞働者の經營參加を主張するに至らしめたことである。是は既に前述の炭坑國有運動が最も著しき實例として現はれて來たのみならず、勞働黨の新政綱が認めて以て官僚政治の弊を矯むるの手段とした所である。併しながら彼等は前記のホイットレー委員會の計劃の如きものに満足して資本家と妥協するを以て足れりとするものではない。資本家が進んで工場委員制度を設けんとするならば其制度を基礎として更に大なる讓歩を餘儀なくせしめんとするのである。是が即ち産業管理權の蠶食 (Policy of Encroaching Control) である。故に工場委員會は普通の勞働組合から離れては存在することが出來ず、寧ろ勞働組合の支部として打立てられねばならぬ。而も此意味に於ての工場委員會は既に十數年前から機械工場等の從業者に依り續々設立されつゝあつたのである。即ち工場委員 (shop steward) は政府や資本家の手を借りるまでもなく、勞働者自らの新運動となつて居るのである。

一九二〇年の英國勞働組合は六百萬の會員を有し、全國成年男工の總數の六割を占めて居る。之を第六章に掲げた所の一八九二年の統計に比すれば會員數に於ては四倍し成年男工の總數に對する比較に於ては三倍して居る。而して

會員の職業から見れば前には機械、木綿及炭坑の組合が半數を占めて居て所謂「勞働貴族」の組合たる本質を脱しなかつたが、今は「新組合主義」の勃興の結果として此等の外に鐵道従業員及一般の運搬夫即ち港灣倉庫等の入夫の有力なる組合が出来て居て、總數の三分の一即ち二百萬人は不熟練者の部に屬する。而かも運搬夫組合は其財政上に於てこそ高級熟練工の組合に及ばないが組合員の節制は相當に出来て居るので、此組合と鐵道及炭坑の二組合が一九一四年以來三角同盟を結んで勞働運動の一大勢力となつて居る。即英國の勞働組合は最早一部のものではなくして全勞働階級の機關となつたと言ふことが出来る。唯農業勞働者は其數の多大なるに拘らず組織は尙甚だ不充分にして、曾て一八七二年及三年に於て一時數萬人の組合を作りたるも不景氣に會ひて忽ち消滅し、最近に再び勃興の徵あるも未だ著しき成績を示すに至らないのである。而して勞働黨は勞働組合總會の後援に依つて益々發達し大戰後の總選舉には六十人の代議士を出した。又大小の地方自治體には現に數千人の議員を出し、中には勞働黨が議員の多數を占めた地方さへもある。英國の勞働者は決して産業管理を企つるに熱心なるの故を以て政治的民主主義を捨つるものではない。又彼等の主張は近時益々社會主義に一致して來たが筋肉勞働者の専制といふロシア風の思想には却つて益々遠り、寧ろ勞働組合以外即ち智識階級たる精神勞働者の協同を求めて居る。又勞働者其者の智識も「勞働者教育協會」⁽¹⁾ (Workers' Educational Association) 其他の教育機關の努力に依りて急に増進し、純粹なる勞働問題以外、生産力の問題、國際關係の問題にも深き注意を拂ふに至つた。

注

- (1) Webb, The Prevention of Destitution. 1911. Ch. VII.
- (2) Hilaire Belloc, The Servile State. 1912.
- (3) A. Marshall, Industry and Trade. First Edition Appendix P.

第九章 企業と勞働

産業革命の眞の意義は産業の合理的經營であつて、それが所謂資本主義的大企業の發達となり、又其結果として資本的企業者と勞働者との二階級が相對抗する事となり、現代の難局を醸成したのである。即ち資本的企業は人間の天然に對する勝利を意味し、生産の豊富を意味するけれども、同時に又人間同志の調和を害し、分配の公正を傷けるといふことにもなる。從來の實業家や經濟學者の議論が兎角資本主義の弊害を無視して其長所のみを是認したのは誤つて居る。併しながら近時の所謂新思想家特に社會主義者等が過去及現在に於ける資本主義の功績を忘れて唯其弊害のみを攻撃するのも正鵠を得たる見解といふことは出来ない。生産の豊富と分配の公正と、其何れの一つを忘れても人類社會の向上を考へることは出来ないのである。されば社會改造の道は現代資本主義の弊害を打破するのみでなくして其長所を保存することも考へなければならぬ。而して此問題は頗る複雑にして且難解ではあるが併しながら産業革命以來百餘年の經驗は重要な解決の鍵を與へるものたること疑を容れぬと思ふ。

十九世紀中英國には種々の改造計劃が實行されて資本主義的企業に對する反對努力となつた。其中で最も著しいものを擧げるならば、先づ第一にはロバート・オーウェンに源を發した所の協同組合がある。即ち生産組合及消費組合がある。生産組合は勞働者自身を其關係企業の持主となし、管理者となすといふのだから、若し之が全社會に普及した場合には、現在の賃銀制度を一掃して勞働自治の原則を實現することになるべきであるが、此制度は基督教社會主義者の熱心なる實驗に拘らず、又ミルの愉快なる豫言に拘らず、實際的には今日まで好成績を擧げることが出来な

た。而して其失敗の主たる原因の内には資本の缺乏とか販路の缺乏とかの外に組合員の自律自制の不足を挙げねばならぬといふことは遺憾ながら事實として認むる外はないのである。併し協同組合の精神は今の人間を動かす力があるといふことは出来ないものであつて、却つて其有力なる一要素であることは消費組合の發達に依つて證明することが出來た。消費組合は消費者の團體が販賣及生産を管理するものであるから、生産組合の如く労働者を労働者たる資格に於て賃銀制度から解放することは出来ないけれども、消費者たる資格に於て資本主義の領分を蠶食せしむることが出来る。生産組合と消費組合とは實にギルド社會主義者の唱ふる生産者のデモクラシーと消費者のデモクラシーとを任意團體の形式に於て實驗せんと試みたものである。英國では消費組合が先づ小賣業を排除し、次に卸賣業を排除し、更に進んで製造業までも排除して居る。消費組合の活動の範圍は今日尚ほ日用品の生産及販賣に限られて居るけれども、若し此消費者の自給といふ原則が全社會に普及する場合を假想して見れば總ての賃銀労働者は同時に産業の所有者となつて、資本家及企業者の存在を必要とせざるに至るべきである。消費組合の熱心家が此手段に依つて聽て社會組織を根本的に一變して所謂コオペラティヴ・コンモンウェルス即ち「組合國」ともいふべきものを樹立すべしと主張するのは理論として誤つては居らない。況や英國消費組合の歴史は一八四四年以來不斷の發達を示し、近年に至りても法して其進歩を止めては居らないから、此組合の前途は決してリーフマン氏(1)のいふが如く行詰りではなくして、却つて大いに樂觀すべきである。併しながら消費組合の領分は日用品、特に其内でも食料品の自給にあるのであつて、其力を鐵工業の如き生産要具の生産にまで擴げることは前途頗る遼遠といはねばならぬ。又輸出工業に至つては外國の消費組合が出張して來て之を營まぬ限り消費組合の仕事にはなり得ない。加ふるに日用品の範圍に於ても資本的企業は全部排除されたのでなくして、小賣業にはデパートメント・ストア及マルティブル・ストアの如き新形態が現はれて來て既に消費組合を凌駕する所の發達を遂げて居るのである。

次に資本的企業の領分を侵略したものは國家及市町村の經營する事業である。英國では夙くから實業家の財力智力が發達して居り、且自由放任主義が徹底的に實行された爲めに、他の諸國の如く國家の力を以て鐵道銀行等の大事業を起す必要はなかつた。従て國有事業の數は今日尙ほ極めて少くして其顯著なるものは先づ郵便に限られて居る。郵便はアダム・スミス自身が認めて可なりとした傳統的國有事業であつて、ペニー・ポスターヂ即ち均一郵便料の制度は自由主義者たるローランド・ヒル (Sir Roland Hill, 1795—1879) の手に一八三九年に完成せられ、其後郵便爲替、郵便貯金、電話等を加へて、今は優に英國内の最大の企業となつて居る。然るに十九世紀の末に自由放任主義の缺點を認むるに至つてから形勢は漸く一變して獨占的大事業の公營が一部の輿論となり、其主張は先づ水道、瓦斯、電氣の如き都市獨占事業の市營に實現されることゝなつた。特に一八八八年以來社會政策又は漸進的社會主義の手段たる自覺の下に、各市相爭ふて此方面に一大擴張をなしたことは著しき事實であつて現今市營事業の旺盛なるに於て英國は何れの國にも劣らぬ状態となつた。次に國有事業としては鐵道及炭坑の國有が久しく唱導されて居り、勞働保險は既に國立の機關に依りて開始された。從來マルクス派の唱へた社會主義なるものは社會的革命の下に有らゆる生産用具を公有に移すことに依つて資本主義の撲滅を期するといふのであつたが、事實に於ては個々の事業の買収又は新設に依つて同じ事が實現される時勢になつたのである。資本的企業を國家又は市町村が買収しただけでは株式に代ふるに公債を以てし、配當の代りに利子を支拂ふに止るけれども、一貫したる社會政策の行はるゝ所では此公債の元利を償還する爲めに財産所得を課税するから、幾年かの後には公共團體が其事業の完全なる持主となつて資本家を排除したことになるのである。併しながら此の如き手段に依つて總ての生産及交通機關を悉く社會化することが出来るかといへば此にも自ら限度のあることを認めなければならぬ。何となれば由來政府の仕事が所謂官僚制度の通弊に陥り、繁文縟禮の拘束を受けて敏活な働を缺くことは争ふべからざる事實である。固より今の大事業は株式會社の所有する

所であつて従て其經營は有力なる使用人に一任されて居るのだから、之を取つて政府事業とするも、單に民吏を變じて官吏となすだけの轉換に止るけれども、而かも尙ほ現今の状態では兩者の間に大なる能率の差があつて容易に之を實現することが出来ない。特に社會の新しい需要に應じて新企業を起す場合には個人資本家の大膽にして且敏活なる投資に俟たなければならぬ。そこで事業公有の範圍も亦交通機關若しくは都市獨占事業の如き經營方針の一定せるもの即ち機敏なる進退を必要とせざるものに限らなければならぬのであつて、之を普通の商工業に及すことは不可能となる。

右の如く資本主義の領分を侵略する所の社會的産業組織は協同組合にしても、又公營事業にしても、夫々活動の範圍が制限されて居るから、到底之を以て全然營利的企業に取つて代へることは出来ない。併しながら國家は自ら經營することの出来ない事業に對して外部から干渉束縛を加へて其專横なる行動を防ぐことが出来る。其干渉は一方には消費者の利益を保護する趣意を以て料金の率を指定するが如き法規を設けることあり、又他方には勞働者の利益を保護する趣意を以て工場法の如きものを設けることあり、而して尙私立會社の利潤が特に多大なときは課税に依つて其分前を國家に納めしむることが出来る。而して此等の政策が漸進的社會主義の手段たることはフェビアン協會の主張する通りである。然るに資本主義の企業が外部から受くる所の干渉束縛は此の如き國家又は市町村の政策、即ち上からの壓迫のみでなくして、別に下からの有力な壓迫がある。それは即ち勞働組合の力である。勞働組合の目的は先づ以て雇傭條件の最低限を定めることであるが、是だけでも組合の發達した所では非常なる制限的效果を奏することが出来る。例へば勞働時間の如きも現在英國の法律は大體九時間と定めているに拘らず、實際に八時間勞働の行はるる場合多きは、實に此の勞働組合と雇主との協約の結果として其種の工業に於ける不文法を打立てたからである。又賃銀に就ても任意に協定された所のものが事實に於て公の最低賃銀となつて資本家を拘束するのである。故に今後ギ

ルド社會主義のいふが如く組合が更に進んで産業管理の主張を繼續するならば、資本家の行動は益々此方面から制限されるであらう。

此の如くして資本主義は上からも下からも、又根本的にも制限的にも、種々の方法で、種々の方面から壓迫を受けるに至つたことは事實であるが、然らば資本主義は今迄に漸次衰頹して來たかといへば、それは決してさうでない。或意味に於ては寧ろ其勢力を加へたといはねばならぬ。抑々産業革命は十九世紀の始めに完成したのでなくして、鐵道汽船の如き交通機關が世界の各方面に働き出したのは寧ろ十九世紀後半のことであつた。而して製鐵、電氣、化學工業等の重要な新發明も其以後の出來事であつた。従つて所謂合理的經營の精神を實現する舞臺は十九世紀の全體を通じ、尙二十世紀の今日に至るまで絶えず擴張されつゝあつたので、それだけ舊式の産業組織が資本主義に浸蝕されたことになる。而して資本的企業其者の形態は此間に空前の一大發達を遂げて居る。即ち株式會社といふ頗る有力な制度が起つて來た。株式會社は十七世紀に其濫觴を見ただけでも、アダム・スミスが『國富論』を著した當時には尙は特殊の事業に關し特に政府の認許を得て設立すべき特殊の企業形態であつた。是が一般的に利用せらるゝに至つたのは一八六二年英國で有限責任制度 (Companies Act, 1863) が許されてから後のことである。其特色は從來の私的會社の如く親戚知友の資本を集むるに止らずして廣く天下の大小資本家に訴へて資本を醸出せしむることが出來、従つて個人の力には到底及ばない所の大事業の經營に適することである。株式會社の資本は株式に細分せられ、而かも其賣買譲渡が極めて自由であつて、公開の取引所を利用すれば何人も大體公平な價格で容易に之を買入れ、又賣放つことが出来る。其爲めに出資者は毫も其資本の固定する憂なくして有利なる事業に参加し、其利潤の配當を受くることを得る。而して事業の經營は何れの方面からでも有爲の人材を聘して重役又は支配人等に選任して、之に一切を任せるから株主は自ら其實際に當る必要がない。故に資本家に取りては極めて安全且便利なる放資の目的物となり、企

業家の側から見れば非常に都合の好い資金調達法となるのである。アダム・スミスは企業の損益に就て自ら全責任を負はざる者に經營を一任するを不利なりとし、此制度の適用の範圍は銀行、保險、運河、水道の如き規律的な仕事に限ると結論した(2)けれども、實際には其以外に出で、鐵道、汽船等はいふに及ばず、各種大工業を網羅して實業界に大勢力を振ふことゝなつた。株式會社は其出資者の一身から全然獨立して専ら營利のために存在するものであるから其經營方針が純然たる資本主義の精神を體現することはいふまでもない。

株式會社は大資本家のみならず、小資本家にも適するから、此制度が發達すれば財産は少數の手に集中されずして却つて多數の手に分布される傾向を有し、資本主義の弊害たる貧富の懸隔を緩和する所の効果があるといふことは確かに一面の眞理である。併しながら又他の一面には株式市場の投機を盛ならしめ、大資本を運用する所の有力者をして小資本の所有者を壓迫せしむる機會を與へるので實際此制度あるが爲に財産の分散を助長するの效果は微弱なものである。現在英國で株式を所有するものゝ數は僅かに五十萬(3)と算定されて居るので、固より一般労働者階級には及ぶことが出来ない。そのみならず、株主は自ら事業の經營に參與することなくして其利潤を取ることが出来る爲めに、無能の富者をして永く富者の地位に座せしむることゝなる。昔ならば努力奮闘して巨萬の富を作り上げたものの子孫が若し無能懶惰の徒であつたとすれば到底其家名を維持することは出来なかつたであらうけれども、株式會社の時代においては一且得た所の富を永久に保存し、富者と貧者とを世襲的に對立せしむるのである。現今英米の資産家にして夏はスウエーデンの湖邊に遊び、冬はロンドンの社交界に遊んで何等社會に貢獻することもなく唯一身の享樂を逐ふ所の一階級を生じたのは株式會社の發達に負ふ所が少くないといはれて居る(4)。唯併しながら此種の無能なる財産の集積は聽て特殊の所得税又は相續税の目的物と爲すことを得るのであつて、株式會社制度の發達に依り財産と經營とが截然と區別せらるれば、益々不勞所得を課税するに好都合となるのである。

然るに株式會社制度が大規模なる資本集中を可能ならしめた結果は十九世紀の末年に至つて資本主義の支持者並に反對者の豫想せざりし一新現象を發生せしめた。それは即ち市場の獨占といふことである。株式會社發達の極は巨大なる資本の集積を生じ、一個又は數個の企業が或商品の市場を獨占するに至つたのである。昔資本主義の幼稚なりし時代には、其主張者は自由競争市場の價格は生産費を標準として高下するが故に暴利を生ずること能はずと稱し、其反對者は自由競争が結局産業上の無政府狀態となり、屢々恐慌の來襲を受くるを以て其一大弊害なりとして居た。然るに自由企業の歸する所は競争に非ずして、獨占であるとしたならば此論戰は全く其根據を失ふであらう。現今の形勢は固より尙競争を原則とし、獨占は寧ろ例外であるけれども、トラスト及カルテルは必ずしも保護貿易國たる米國及獨逸の特有の現象でなくして英國にも之を見ることが出来る。蓋し好景氣不景氣の波瀾は常に商品市價の高低を生ずるのみならず、其商品を生産する所の企業の市價即ち株式の相場を高低せしむる。之が爲めに好景氣の際には商品の生産を刺激するのみならず、企業の濫設を促すのであつて、従つて今の不景氣は企業の過剰生産を意味することゝなつた。かくして多くの企業が自由競争を繼續するの不利なる事明瞭となれば彼等は從來の方針を變じて市價の協定を爲し、又は生産額の制限を行ひ、又は更に進んで共同販賣を行ひ、若くは合併して單一の大會社を立つる事となる。是に於て市場の獨立が完全に出来る場合には自衛策は一轉して獨占價格の強要となり消費者の搾取となる。併しながら獨占は必ずしも社會の爲めに不利ならずして、之がために所謂經濟上の無政府狀態を變じて幾分産業界全體の統一を實現し景氣の變動を減縮することが出来る。之を勞働者の側から見れば勞働の需要を調節し、失業の發生を緩和することゝなるのである。故に現今經濟政策の要は獨占企業をして其市場安定の作用をなさしめつゝ他の一方に於て、消費者の利益を保護することであらねばならぬ。

翻て資本的企業の勃興時代に於ける學者思想家の考察を求むるに、先づカーライル (Thomas Carlyle, 1795-1881) 及

ミル(J. S. Mill, 1806—73)の二人を代表者として擧げることが出来る。カーライルは保守的社會觀を有つた人で總てデモクラシーといふものに信用を置かなかつた。世の中は盲千人であるから必ず之を率ゐる所の貴族、英雄又は哲人がなければならぬ。昔は武人大名が百姓萬民を治めたが、今は實業家が多くの労働者を使用するから、實業家が人民の上に立つて社會を治めなければならぬ。總て多數の人をして一事を爲すために協力せしむるには組織を立つることを要するが其組織を立つるものは實業の將帥たる有爲の人材のみ獨り之を能くする。併し其人材は唯自由放任主義の下に自己の金庫を満すことを能事とするものであつてはならぬ。彼は生産費の安きものを作出すと共に又其生産物を公正に分配することを以て其職分としなければならぬ。需要供給の原則は決して公正なる秩序を生ずるものでない。「實業の將帥」は其指揮者たる人格を以つて労働者を心服せしめ、労働者は其高尚なる指揮の下に進退すべきである。

要するにカーライルは大企業の到來を必然なりとし、而かも其上に實業的封建制度を築いて一世の混亂を救ふべしとしたのである(5)。然るにミルは之と正反對の見解を抱き、労働者は自主獨立の精神を完成するに依つてのみ社會を改造することが出来ると考へた。彼に従へばカーライルの望む如き温情主義は理想として立派であるけれども、古來富と權力とを有するものが、之を社會の公益の爲めに用ひた例は甚だ少くして多數の弱者を壓制する爲めに用ひた方が遙かに多いのである。且假りに今實業の將帥が現はれて温情を以て労働者を率ゐんとしても、労働者は到底之に従ふものではない。今の労働者は他人の温情に絶るを好まずして自主獨立の立場を求めて居る。將來此精神が益々發達するならば彼等は最早單純なる賃銀労働者として資本家に雇はるゝことを甘んぜざるに至るであらう。但し彼等が個個獨立して昔の職人の狀態に歸へることは事實不可能であるから、彼等は組合を作つて共同の力に依つて生産に従事することゝなるであらう。而して此労働者の生産組合と資本的企業との間に競争が行はれる。其時に労働者中の有爲なるものは必ず獨立を欲するから組合企業に赴くことゝなり、資本的企業には意氣地のない能率の低きものゝみが集

るであらう。さすれば能率の點に於て資本家が敗けなければならぬ。そこで彼等は低利を以て其資本を組合に貸付ける外なきに至り、結局生産組合が總ての産業を支配するに至るであらう。かくしてミルは産業的民主制の理想に到達したのである(6)。

さて此二大思想家の立論は何れも大膽な豫言であつて何れも實際には中らなかつたけれども、又全然外づれては居らない。何れも時勢を支配する精神の或者を捕へて居るのである。ミルの樂觀した所の生産組合は失敗に歸して企業の指揮は益々独裁的に傾きつゝある十九世紀は政治上のデモクラシーを完成したけれども、産業上には企業の規模が増大したゞけ多數の人が一人又は數人の指揮者の下に服従しなければならなくなつた。併しながら所謂産業の將帥はカーライルの描いた様な徹底的温情主義を取らずして益々營利主義の完成に走つて行つた。カーライルの絶筆たる小論文(7)には株式會社と勞働組合とを並べて何れも唯金錢を爭ふ所の魔道に墮ちたものだと痛罵してあるが、實際此二種の制度が今の産業界を支配する所の大勢力となつたのである。即ち資本は資本として、勞働は勞働として各其陣容を正して旗鼓の間に見ゆるの形勢となつて來た。故に此點に於てマルクスの階級闘爭説が最も適中したと言はねばならぬ。併しマルクスの豫言も亦完全に適中したのではない。彼の説に従へば産業革命の結果が大企業の勃興となり大企業は漸次小企業を壓迫する。特に自由競争の經濟組織に於て免るべからざるものは景氣の循環であつて、而かも不景氣の度毎に篩ひ落さるゝのは小企業だから、聽て産業は大企業のみが支配するに至る。然るときは富者は益々富み。貧者は益々貧となり、社會上の階級は大企業の持主たる大金持と之に使役さるゝ所の賃銀勞働者との二つに分れ、此にブルジョア對プロレタリアの闘爭が益々激甚となる。而かも其窮極は社會的革命となり、前に掠奪者たりし資本家が掠奪されて一切の富は社會の公有に歸し、終に社會主義の新天地が開けるのである(8)。併し實際の歴史は必ずしもマルクスの説を裏書しては居らぬ。英國に於ては所謂社會的革命はエンゲルスの豫想した如く一八五〇年代

に來らず、又ハインドマンの豫想した如く十九世紀末にも來らず。富者が益々富むと共に貧者も亦其生活狀態を改善して來た。階級は貧富の二つに分れずして幾多の中間階級が發達した。蓋し資本的大企業は十九世紀を通じて絶えず發達したといつても尙小工業や小商業の存續すべき分野は残つて居る。機械的大量生産が何程發達しても人間の個人的需要を單一に歸せしむることは不可能である。そのみならず大企業も株式組織になつたから幾分財産の集中を妨げられ、特に會社員と稱する新階級の勃興は看過することの出来ない重要な事實である。何となれば、此階級あるが故に幾多有爲な人材は今の貧富懸隔せる時代に於て尙最下級から最上級に上る所の階梯を與へられて居るからである。されば所謂階級闘争の説も勞資の二階級が各自己の組織を作つて産業上及政治上に對陣するといふだけの意味に解すれば歴史的事實に符合するけれども、之を極端に見て労働者は一舉に他の勢力を倒壊せしめてプロレタリアの專制を打立つるの外に其進路を發見し得ぬといふ意味に取るならば、それは斷じて冷靜の判斷とする事が出来ないのである。

要するに人事は過去の學者思想家が考へたよりも遙かに複雑である。英國の歴史を通觀するに、労働者の側にありては、一八三〇年以後資本的企業の勃興に驚いてチャーティズムの旗幟の下に政府獲得の大運動を起して見たが、其結果として實質的に得たる所のものは何もなかつたから、彼等は轉じて自由放任主義の政府の下に自助協同の組織を以て實力の養成に全力を盡した。かくして労働者の民主的運動は漸く鞏固なる基礎を築いたが、併し又自助協同のみを以てしては唯労働階級の上層にあるものが其地位を向上せしむるのみにして下層にあるものを救ふことが出来ない。そこで彼等は國家の權力を利用するの必要を覺つて此に社會主義を復興せしむることゝなつた。而かも一八九〇年の英國労働者は最早一八三〇年代の粗笨なる革命主義に還ることは出来なかつたので所謂進化的又は漸進的政策を執つた。而し此方針の下に彼等の計劃は著しき進境を示したが、是亦國家社會主義の官僚的弊害に陥る危険あることを見て、今は更に産業管理の必要を痛感するに至つた。即ち英國の労働運動は時として或は議會的、公法的となり、

或は組合的、私法的となり、政治運動と産業運動との二の平行線の雙方に針路を求めて、漸次に而かも確實に其歩を進めて來た。而して實業家の側は何うであつたかといふに、初め政治的にも産業的にも極力労働者の團體運動を抑壓せんと試みたが、自由主義の主張は結局任意組合の發達を容認するの止むを得ざるに至らしめ、聽て政治的デモクラシーの當然の歸趨として社會政策の實行を餘儀なくせられ、今は又企業の内部に從業労働者の代表機關を設くるの必要は迫られつゝある。彼等は其進歩せる金融及放資の組織に依り、又其技術上經營上の卓越せる才能に依りて今日尙雄大なる企業の主宰者となつて居るけれども、現狀を以て十九世紀の初頭に比すれば其地位に著大なる變化を生じて居る。曾て彼等は自己の財産を投じて自己の企業を行ふに他人の容喙を許さずと揚言して居たが、今は一方に國家の干渉を受け、他方に労働組合の要求に應じなければならぬ。彼等は此等の條件の下にのみ其活動を許されて居るのである。彼等の地位は其企業の規模の擴大されるに伴れて單純なる商人から社會の公人たる責任を負はねばならなくなつて來た。彼の無能懶惰なる單純なる資産家が長く其地位を維持し難きことは前に述べた所である。今日の英國は其租税制度に於て、社會的施設に於て、又産業組織に於て、特に全體の輿論に於て、歐米の何れの國に比しても更に多く社會主義の方向に進んで居るといふことが出来る。併しながら今日の英國は社會主義の國であるか資本主義の國であるかといへば、勿論尙後者に屬する。而して此形勢の推移が何故に理想家の望む如く迅速であり得ないかといへば、そこには二つの理由がある。第一に生産事業の經營はカーライルのいへる如く一の大なる組織であつて其指揮監督は有爲なる人材の力に俟たねばならぬ。資本は死物であるけれども企業は活物であるから、産業の社會化される爲めには資本の問題と共に人物の問題を解決せねばならぬ。又第二に産業の社會化はミルの理想した様な労働者のデモクラシーに依らなければ到底完成することの出来ないものであるが、其デモクラシーなるものゝ運用は政治上に於ても、産業上に於ても今は尙ほ頗る幼稚の域を脱して居らぬ。特に産業上のデモクラシー即ち労働者が、自ら選任した所の

指揮者の下に規律ある生産事業を営むといふことは、生産組合の實例が示す如く極めて困難な事であつて、果して是が可能なるか否かも疑はなければならぬ状態である。デモクラシーが社會組織の原則となる爲めには煽動及雷同の氣分を脱して眞の自治協同に至らねばならぬ。此二つの條件は社會運動發展の制限であると同時に、又其基礎である。即ち過去の經驗は此條件の満たされた所にのみ堅實なる進歩の成績を示し、此條件の缺けた所には假令一時花々しき功業を立つるにしても、決して永久の基礎を築くことは出来ない。吾々が英國に於ける百五十年の歴史から學び得る所も亦之に外ならぬと信するのである。

注

- (1) R. Liefmann, Die Unternehmungsformen mit Einschluss der Genossenschaften und der Sozialisierung. 1921.
- (2) A. Smith, Wealth of Nations. Book V. Part III. Article I.
- (3) W. J. Ashley, The Economic Organization of England, an outline history. 1914. p. 183.
- (4) R. H. Tawney, Acquisitive Society. 1921.
- (5) T. Carlyle, Past and Present. 1843.
- (6) J. S. Mill, Principles of Political Economy. Book IV. Ch. VII.
- (7) Last Words of Thomas Carlyle on Trade Unions and Promoterism. 1882.
- (8) K. Marx, Capital. Vol. I. Part VII. VIII.

附

錄

英國產業革命史論年表

英國產業革命史論參考書目

英國産業革命史論年表(1)

一七六四	デニール紡機の發明	一七九三	佛蘭西ルイ十六世處刑
一七六九	アークライトの紡績機特許を受く		佛蘭西英國へ宣戰す、二十三年間の大戦亂始る
	ワットの蒸汽機關特許を受く		
一七七六	アダム・スミス『國富論』を出だす		
	ベンザム『政府論』(2)を出だす		
	米國の獨立宣言		
一七七九	紡績機ミュールの發明		
一七八一	米國獨立戰爭終了	一七九五	スピーナムランドに於いて平和執法官集合し院外救助を議決す(一八三四年の改正まで四十年間一般に行はる)
一七八七	カートライト力織機を發明す	一七九七	英蘭銀行兌換停止(一八一九年まで二十二年間繼續)
一七八九	佛國大革命の勃發	一七九八	マルサス『人口論』出づ
	ベンザム『道德及立法原理序論』(3)出づ	一七九九	組合禁止法(Combination Act)
一七九〇	バーク『佛蘭西革命に關する考察』(4)出づ	一八〇〇	組合禁止法再定
一七九一	ペイン『人權論』(5)出づ		オーウェンのニュー・ラナルク工場開業
	半官半民の農務局を置く、シンクレア長となりヤング理事となり、盛に農法改良を唱ふエンクロージュア流行す	一八〇二	徒弟健康及道德法(最初の工場法)
			アミアン平和條約(大戦争一時治まる)
			ベンザム『立法理論』(7)

- 一八〇三 英佛再び開戦（大戦争再び始まる）
- 一八〇七 奴隸貿易禁止
- プレス初めて政治運動に關係す
- 一八一二 手織職人賃銀の公定を請願す
- 米合衆國と開戦す
- 一八一三 オーウェン『社會新觀』（8）を著す
- 徒弟法中賃銀公定の規定を廢す
- 一八一四 徒弟法中年期制度の規定を廢す
- 一八一五 ウォータールー大戦役
- 巴里平和條約二十三年間の戦亂終る
- 一八一六 コベット政治新聞廣く行はる
- 十九世紀に於ける第一回の恐慌
- 一八一七 リカルド『經濟又租税原論』出づ
- 一八一九 マンチェスターに於ける官憲民衆の衝突
（所謂ピータールー事件）
- 六法發布
- 兌換制度恢復
- オーウェンの提議したる工場法通過す

- 一八二四 組合禁止法撤廢
- トムソン『分配論』（6）出づ
- 關稅改正（商務大臣ハスキントン）
- 一八二五 勞働組合に關する新法を出だす
- オーウェン米國に共產村を開かんとす
- 一八二六 十九世紀に於ける第二回の恐慌
- 一八二八 穀物税のスライディング・スケールを行
ふ（首相ウェリントン公）
- 一八二九 舊教徒解禁法（The Catholic Emancipation
Act）通過す
- 一八三〇 佛蘭西七月革命
- リヴァプール及マンチェスター間鐵道成る
- オーストラリアがリーズ・マーマキュリー紙上
に「ヨークシャに於ける奴隸」を公開す
（工場法運動の始め）
- 一八三一 議會改革運動（此年三月自由黨内閣は選舉
法改正案を提出し、次で否決せられ、直ち
に議會を解散し、總選舉の結果多數を占む

九月第二回の提出案下院を通過し、十月上院に於いて否決せられ國論沸騰す年末三度同案を提出す)

一八三二

選舉法改正案通過中産階級に選舉權を與ふ(上院再否決せんとしたるも内閣の更迭成らず、已むを得ずして可決す)

コレラ流行(第一回)

一八三三

アシュレー卿初めて工場法運動を統率す

工場法發布(織維工場に於ける少年勞働者に適用す、初めて工場監督官を置く)

奴隸解放

一八三四

新救貧法 (Poor Law Amendment Act) (一七

九五年の院外救助制を止む)

オーウェンの勞働組合同盟成立す

一八三五

都市法 (Municipal Corporation Act) 發布

一八三六

十九世紀に於ける第三回の恐慌(引續き數年間沈滞)

倫敦勞働者協會(The London Working Men's

Association) 成立(チャーティスト運動の本據)

オーウェン『新道德世界』(10)出づ

一八三八

穀法反對同盟ロンドンに設立せらる

チャーターの原案起草せらる

汽船初めて大西洋を横斷す

一八三九

第一回チャーティスト人民議會倫敦に集合せらる

大請願書提出、次でニューポート(Newpo-

rt) 暴動

カーライル『チャーティズム』(11)出づ

郵便料均一制度を行ふ

一八四一

サー・ロバート・ピール内閣を組織す

一八四二

チャーティスト第二回の大運動敗れ各地に暴動起る

關稅改正(首相ピール)

女子及幼少年の鑛山地下勞働を禁ず

一八四三
カーライル『過去と現在』(12)出づ

一八四四 鐵道企業熱大に起る（此年より五〇年までに四千哩の新線を敷設す）

非穀法運動及チャーティスト運動益々盛に行はる 都市衛生に關する王國調査委員會

ロッチデール・パイオニア消費組合成立す

一八四五 ディスレリ『シビル』（13）出づ

エンゲルス『英國勞働者階級の狀態』（14）出づ

愛蘭饑饉

一八四六 穀法全廢

十九世紀中第四回の恐慌

一八四七 十時間勞働法通過す

一八四八 佛蘭西二月革命

チャーティスト第三回の大運動

コレラ流行（第二回）中央衛生局（General Board of Health）を設へ

『共產黨宣言』

ジェー・エス・ミル『經濟原論』出づ

一八五〇 キングスレー『オルトン・ロック』出づ

一八五一 ロンドンに最初の世界博覽會を催す

機械工合同組合設立

一八五二 コレラ流行（第三回）

一八五四 クリミヤ戰爭起る（五六年終る）

一八五八 東印度會社を廢止す

一八五九 佛墮戰爭

マルクス『經濟學批判』ダーウィン『種の起原』及びミル『自由論』出づ

一八六一 米國內亂起る（六五年終る）

コブデン英佛通商條約を成立せしむ

一八六二 株式會社法

一八六三 協同卸賣組合（Co-operative Wholesale Society）設立せらる

マルクスの國際勞働者協會成る

一八六四 普丁戰爭

一八六五 普墮戰爭

一八六六 選舉法改正、都會勞働者に選舉權を與ふ

一八六七

マルクス『資本論』第一巻出づ

一八六八 全國勞働組合總會成る

ダラッドストン初めて首相となる

一八七〇 初等教育法

普佛戦争起る(翌年終る)

一八七一 勞働組合法 (Trade Union Act) (組合を合法と認め其財産を保護す)

獨逸帝國の統一成る

一八七四 ディスレリ初めて首相となる

「勞働者代表同盟」(Labour Representation League)の活動、二人の坑夫出身代議士を出す

一八七五 公共健康法 (Public Health Act)

叛亂及財産保護法 (Conspiracy and protection of Property Act)(勞働組合に對する束縛を解く)

一八七七 露土戦争

一八七九 黒年 (The Black Year) (穀物不作) 商業的大恐慌

グリーン『道德的責任の原理』(15)出づ

一八八一 ハインドマンの社會民主同盟成立す

一八八二 ジェヴォンス『國家の勞働に對する關係』(16)出づ

一八八四 フェビアン協會設立

一八八五 選挙法改正、農業勞働者も有權者となる

一八八六 勞働者出身の代議士十人に達す

一八八八 地方自治制大改正(以來勞働者多く地方議會に出づ)

一八八九 倫敦ドックストライク「新組合」運動起る

ブース『人民の勞働と生活』(17)刊行

フェビアン論文集(18)刊行

一八九〇 住宅法

一八九三 獨立勞働黨 (Independent Labour party) 設立

一八九五 保守黨内閣成立、チェンバレン殖民大臣となり帝國主義を唱ふ

一八九七 勞働者賠償法

一八九九 南阿戦争起る(一九〇二年終る)

- 一九〇〇 「労働代表委員会」 (Labour Representation committee) 成立
 - 一九〇一 タッフ・ヴェール判決 (Taff Vale Judgment)
 - 一九〇五 保守黨退き自由黨内閣成立す
 - 一九〇六 産業争議法 (Trade Disputes Act) (タッフ・ヴェール判決を譏す)
 - 労働黨 (Labour party) 成立す
 - 一九〇七 小農扶殖法 (Small Holdings Act)
 - 一九〇八 老年扶助法 (Old Age Pension Act)
 - 一九〇九 最低賃銀法 (Trade Boards Act) (最下級の家内工業に適用す)
 - 産業奨励法 (Development Act) (小農奨励の爲め補助金を出す)
 - 労働紹介所法 (Labour Exchanges Act)
 - オスボーン判決 (The Osborne Judgment)
 - 労働組合の政治運動を非とす
 - ロイド・デヨード氏の豫算案 (直接税を増徴して國立保険を行はんとす)
-
- サンディカリスム宣傳
 - 一九一一 議會大改革 (上院の拒否權を廢す)
 - 國立保險法 (National Insurance Act)
 - 一九一二 ヒレーア・ベロック『奴隸國』出づ
 - 炭坑最低賃銀法
 - 一九一三 労働組合法 (オスボーン判決を譏す)
 - コール『労働世界』(19)
 - 一九一四 オレーヂ編纂『ナショナル・ギルズ』(20)
 - 歐洲大戰争勃發
 - 一九一五 内閣組織を變更して聯立内閣とす、労働黨代表者入閣す
 - 一九一七 労働組合同規約を勵行せず、爭議は政府の仲裁に委す
 - 露國革命、米國參戰
 - ホイットレー委員會報告
 - 一九一八 大戰争終了 獨逸革命
 - 一九一九 サンキー石炭委員會報告
 - ヴェルサイユ平和會議、國際聯盟成立

注

- (1) 歐文の注は本文中になきもの及特に譯語の分りにくきもののみとす。
- (2) Bentham, Fragment on Government.
- (3) Bentham, Introduction to Principles of Morals and Legislation.
- (4) Burke, Reflections on the Revolution in France.
- (5) Paine, Rights of man.
- (6) Godwin, Political Justice.
- (7) Bentham, Theory of Legislation.
- (8) Owen, A New View of Society.
- (9) Thompson, An Inquiry into the Principles of Distribution most conducive to Human Happiness.
- (10) Owen, The Book of the New Moral World.
- (11) Carlyle, Chartism.
- (12) Carlyle, Past & Present.
- (13) Disraeli, Sybil.
- (14) Engels, Die Lage der arbeitenden Klassen in England.
- (15) Green, Principles of Moral Obligation.
- (16) Jevons, State in Relation to Labour.
- (17) Booth, Labour and Life of People.
- (18) Fabian Essays in Socialism, Edited by Bernard Shaw.
- (19) Cole, World of Labour.
- (20) Orage, National Guilds.

英國產業革命史論參考書目

一般參考書

- Ashley, W.J.**, The economic organization of England; an outline history. 1914.
- Barker, E.**, Political thought in England; from Herbert Spencer to to-day. Home University Library.
- Beales, H.L.**, The Industrial Revolution, 1750-1850. 1928.
- Beer, M.**, A history of British socialism. 1920.
vol. i; To the birth of Chartism
vol. ii; Chartism to 1920,
小島幸治氏譯『近代英國社會主義史』(前掲書第二卷後半部の譯). 大正十一年. 大日本文明協會本.
- Beer, M.**, Social Struggles and Thought. 1750-1860. 1925.
- Brentano, L.**, Eine Geschichte der wirtschaftlichen Entwicklung Englands. 3 Bd. 1927-8.
- Buxton, S.**, Finance and politics; an historical study. 1783-1885. 2 vols. 1888.
- Cheyney, E.**, An introduction to the industrial and social history of England, revised edn. 1920.
- Clapham, J.H.**, An Economic History of Modern Britain, the early Railway Stage, 1820-1850. 1927.
- Cole, G.D.H.**, A Short History of British Working Class Movements. 3 vols. 1926-8.
- Cunningham, W.**, Growth of English industry and commerce. Modern Times. 2 vols. 1903.
- Dicey, A.V.**, Relation between law and public opinion in England during the 19th century. 1905.

- Dietz, F. C.**, A Political and Social History of England. N. Y. 1927.
- Dietz, F. C.**, The Industrial Revolution. N. Y. 1927.
- Disraeli, B.**, Sybil or the two nations. 1845.
- Dobb, M. H.**, Capitalist Enterprise and Social Progress. 1925.
- Engels, F.**, Die Lage des arbeitenden Klassen in England. 1845.
English translation by F. K. Wischnewetzky: The condition of the working class in England in 1844. 1892.
- Fairchild, F. C.**, Labour and the Industrial Revolution. 1923.
- Fay, C. R.**, Great Britain from Adam Smith to the Present Day. 1928.
- Fay, C. R.**, Life and labour in the 19th century. 1920.
- Halévy, E.**, Histoire du peuple anglais au XIX siècle. 1912-1923.
I. L'Angleterre en 1815.
II. Du Lendemain de Waterloo à la veill du reform bill (1815-1830).
III. De la crise du reform bill al'avénement de Sir Robert Peel (1830-1841).
- Hovell, M.**, The chartist movement. 1918.
- Hutchins, B. L.**, and **Mrs. H. F. Spencer.**, The history of factory legislation. 1903. 2nd edn. 1911.
- Jenks, L. H.**, The Migration of British Capital to 1875. U.S.A., 1927.
- Kingsley, C.**, Alton Locke, Tailor and Poet. (1850).
高谷實太郎氏譯『愛の社會主義』（上田貞次郎序文）。大正十一年。
- Knowles, L. C. A.**, The industrial and commercial revolutions in Great Britain during the 19th century. 1921.
- MacCunn, J.**, Six radical thinkers. 1910.
- Marx, K.**, and **Engels, F.**, Manifesto of the communist party. (1848).
- Marx, K.**, Capital, vol. i.; Capitalist production.
- McCarthy, J.**, A history of our own times from the accession of

- Queen Victoria to the general election of 1880. 4 vol. 1880.
- Meredith, H. O.**, Outlines of the economic history of England: a study in social development. 1908.
- Mill, J. S.**, Principles of political economy. Ed. by W. J. Ashley. 1910.
- Page, W.**, Commerce and industry. 1919.
vol. i.; a historical review of the economic conditions of the British Empire (from 1815 to 1914).
vol. ii.; statistical tables.
- Rees, J. F.**, A social and industrial history of England, 1815-1918.
—, A short fiscal and financial history of England, 1815-1918. 1921.
- Schulze-Gaevernitz, G.**, Zum sozialen Frieden. 1890. English Translation: Social peace: a study of the trade union movement in England. 1893.
- Slater, A.**, The making of modern England. 1913.
- Toynbee, A.**, The industrial revolution of the 18th century in England. 1884.
- Trevelyan, G. M.**, British history in the 19th century. (1782-1901). 1922.
- Webb, Sidney and Beatrice**, History of trade unionism. 1st edn. 1894. Revised and extended to 1920. 1921.
- Williams, Judith Blow**, A Guide to the Printed materials for English Social and Economic History, 1750-1850. 2 vols. N. Y., 1929.
- Williams, T. G.**, The main Currents of Social and Industrial Change, 1870-1924. 1925.

第一章 參考書

- Acworth, A. W.**, Financial Reconstruction in England, 1815-1822. 1925.
- Ashton, T. S., and Sykes, J.**, The Coal Industry of the 18th Century. 1929.

- Bowden, W.**, *Industrial Society in England towards the end of the 18th Century*. N. Y., 1925.
- Chapman, S. J.**, *The Lancashire cotton industry: a study in economic development*. 1904.
- Daniels, G. W.**, *The early English cotton industry*. 1920.
- Fisher, H. A. L.**, *Then and Now: Economic Problems after the War, a Hundred years ago*. 1925.
- Fleming, A. P. M. and Brocklehurst, H. J.**, *A History of Engineering*. 1925.
- Gill, C.**, *The Rise of the Irish Linen Industry*. N. Y. 1925.
- Hamilton, Henry**, *The English Brass and Copper Industries to 1800*. 1926.
- Hammond, J. L. & B.**, *The Rise of modern Industry*. 1926
- Jevons, W. S.**, *The coal question; an enquiry concerning the progress of the nation and the probable exhaustion of our coal mines*. Edited and revised by Prof. Flux. 1906.
- Levy, H.**, *Economic liberalism*. 1913.
- Lewin, H. G.**, *Early English Railways. 1801-1844*. 1925.
- Lord, J.**, *Capital and Steam Power, 1750-1800*. 1923.
- Mantoux, Paul.**, *The Industrial Revolution in the 18th Century: an outline of the Beginnings of the Modern Factory System in England*, trans. by M. Vernon. 1929.
- Marshall, T. H.**, *James watt (1736-1819)*. 1925.
- Moffit, L. W.**, *England on the Eve of the Industrial Revolution*. 1925.
- Newbold, J. T. Walton**, *The Railways, 1825-1925*. 1925.
- Rae, J.**, *Life of Adam Smith*. 1895.
- Stephen, L.**, *English Utilitarians*. 1900. vol. I. chap II.
- Tawney, R. H.**, *Religion and the Rise of Capitalism: a Historical Study*. 1929.
- Tupling, G. H.**, *The Economic History of Rossendale*. 1927.

Unwin, G., Samuel Oldknow and the Arkwrights: the Industrial Revolution at Stockport and Marple.

Usher, Industrial history of England. 1921. chap. VII-VIII.

第二章 參考書

Bentham, J., Theory of legislation. (1802).

Burke, E., Reflections on the revolution in France.

Cecil, H., Conservatism. Home University Library.

Dicey, Law and opinion. Lecture VI.

Hobhouse, L. T., Liberalism. Home University Library.

Ingram, J. K., History of political economy. 1st edn. 1888. chap. IV-V.

Laski, H., Political thought in England from Locke to Bentham. 1919.

Masterman, J. H. B., History of the British constitution.

Smith, A., Wealth of Nations. Bk. IV. and V.

第三章 參考書

Buer, M. C., Health, Wealth and Population in the Early Days of the Industrial Revolution. 1926.

Cowan, H. I., British Emigration to British North America, 1783-1837. 1938

Cunningham, Growth. part ii. chap. III.

Dobbs, A. E., Education and social movements 1700-1850. 1919.

Eden, Sir F. M., The State of Poor, abridged ed, by A. G. L. Rogers. 1928.

Engels, Condition of the working class. chap. II and IV.

Fordham, Montague and T. R., The English Agricultural Labour, 1300-1925, an historical sketch. 1925.

Galpin, W. F., The Grain Supply of England during the Napoleonic Period. 1925.

- Mrs. Gaskell, Mary Barton.** 1848.
- Griffiths, G. T.,** Population Problems of the Age of Malthus. 1926.
- Hammond, J. L., and Barbara,** The village labourer. 1760-1832: a study in the government of England before the reform bill. 1911.
- , The town labourer, 1760-1832. 1917.
- , The skilled labourer, 1760-1832. 1920.
- Hasbach, W.,** A history of the English agricultural labourer (to 1894). translated by Ruth Kenyon. 1920.
- Hutchins,** The history of factory legislation. chap. II-IV.
- Malthus, T. R.,** Principles of population. 1798. Every man edn. Bk. III.
- Marshall, A.,** Industry and Trade. Bk. I. chap. IV.
- Redford, Arthur,** Labour Migration in England, 1800-1850. 1926.
- Seeborn, M. E.,** The Evolution of the English Farm. 1927.

第四章 參考書

- Carlyle, T.,** Chartism. 1839.
- Cole, G. D. H.,** Robert Owen. 1925.
- , William Cobbett. 1925.
- Gammage, R. G.,** Chartist movement. 1894.
- Lovett,** The life and early struggles of William Lovett, by himself. Introduction by R. H. Tawney. 2 vols. 1920.
- Owen, R.,** Life of Robert Owen, by himself. Introduction by M. Beer. 1919.
- Postgate, R. W.,** Revolution, 1789-1906. 1921.
- Rosenblatt, F. F.,** The chartist movement in its social and economic aspects. 1916.
- Rothstein, A.,** Une époque du mouvement ouvrier anglais. 1928.
- Sargant, W. L.,** Robert Owen and his Social Philosophy. 1860.
- Slosson, P. W.,** The decline of the chartist movement. 1916.
- Wallas, G.,** The life of Francis Place. New edn. 1919.

第五章 參考書

- Brady, A.**, William Huskisson and Liberal Reform. 1928.
- Bready, J. Wesley**, Lord Shaftesbury and Social Industrial Progress. 1926.
- Clark, G. K.**, Peel and the Conservative Party, a Study in Party Politics, 1832-1841, 1929.
- Davis, (Late) H. W. Carless**, The Age of Grey and Peel. 1928.
- Hammond, J. L. & B.**, Lord Shaftesbury. 1923.
- Hill, R. L.**, Toryism and the People. 1929.
- Hirst, F. W.**, From Adam Smith to Philip Snowden. 1925.
- Hodder, E.**, The life and work of the Seventh Earl of Shaftesbury, L. G. 1889. 3 vols.
- Jones, L.**, The life, times and labours of Robert Owen. 5th edn. 1900.
- Klingberg, F. T.**, The Anti-Slavery Movement in England: a Study in English Humanitarianism. 1928.
- Mess, H. A.**, Factory Legislation and its Administration, 1891-1914. 1926.
- Mill, J. S.**, Principles of political economy. Bk. V. chap. XI.
- , On liberty.
- , Autobiography.
- Molesworth, W. M.**, The history of England. 3 vols. 1877.
- Morley, J.**, Life of Richard Cobden. 1896.
- Neff, Wand Freiken**, Victorian Working Women. 1929.
- Nicholson, J. S.**, History of the English corn laws. 1904.
- Prentice, A.**, History of the Anti-corn Law League. 2 vols. 1853.
- Ramsay, A. A.**, Sir Robert Peel. 1928.
- Trevelyan, G.**, The life of John Bright. 1914.
- Wilson, R. K.**, The province of the state. 1911.

第六章 參考書

- Appleton, W. A.**, Trade Union: Their Past, Present & Future. 1925.
- Baernreither, J. M.**, English associations of working men. English translation, 1891.
- Burt, Thomas**, An Autobiography. 1924.
- Day, Clive**, Distribution of Industrial Occupation in England, 1841-1861. 1927.
- Fay, C. R.**, Co-operation at home and abroad: a description and analysis. 2nd edn. 1920.
- Gillespie, F. E.**, Labour and Politics in England, 1850-1867. 1927.
- Holyoake, G. J.**, The history of co-operation. Revised edn. 2 vols. 1908.
- , The history of the Rochdale pioneers. 10th edn. 1893.
- Howell, G.**, Labour legislation, labour movements and labour leaders. 2 vols 1902.
- Humphreys, A. W.**, A history of labour representation. 1912.
- Potter, B.**, (Mrs. Webb) Co-operative movement in Great Britain. 1891.
- Raven, C. E.**, Christian socialism: a history. 1920.
- Rayner, Robert, M.**, The Story of Trade Unionism. 1928.
- Robinson, M. F.**, The spirit of association, being some account of the guilds, friendly societies, Co-operative movement and trade unions of Great Britain. 1913.
- Tawney, R. H.**, The British Labour Movements. 1928.
- Trade Union Congress**, Sixty Years of British Trade Unionism. 1928.
- Webb, Sidney and Beatrice**, Consumers' Co-operative movement. 1921.

第七章 參考書

- Clayton, J.**, The Rise and Decline of Socialism. 1927.

- Fyfe, Hamilton, Liberal Party. 1928.
- Gould, F.J., Hyndman, The Prophet of Socialism. 1927.
- Gully, E.E., Joseph Chamberlain and English Social Politics. 1926.
- Hayes, C., British social politics. 1913.
- Henderson, Arthur, Trade Unions and the Law. 1927.
- Hobson, J.A., The crisis of liberalism; new issues of democracy. 1909.
- Hyndman, H.M., Historical basis of socialism in England. 1883.
- Lees-Smith, H.B., The Encyclopedia of the Labour Movements. 3 vols. 1928.
- Milne-Bailey, W., Trade Union Documents. 1928.
- Pease, E.R., The history of the Fabian Society.
- Snowden, P., Socialism and syndicalism. 1913.
- Trachy (ed), The Book of Labour Party. 3 vols. 1925.
- Webb, Beatrice, My Apprenticeship. 1926.
- Webb, S., Socialism in England. 1890.
- West, G., Life of Annie Besant. 1928.

第八章 參考書

- Beloc, H., The servile state. 1912.
- Carpenter, Miles, Guild Socialism, An Historical and Critical Analysis. 1922.
- Cole, G.D.H., Self-government in industry. New edn. 1919.
- , Guild socialism restated. 1920.
- , The world of labour: a discussion of the present and future of ptrade unionism. New edn. 1919.
- Hobhouse, L.T., The labour movement. Revised edn. 1912.
- Hobson, S.G., National guilds, an enquiry into the wage system and the way for. 1914.
- Orton, W.A., Labour in transition. 1921.
- Tawney, R.H., The acquisitive society. 1921

- Webb, S. and B.**, Problems of modern industry. 1920.
——. Industrial democracy. New edn. 1920. Part. III. chap. IV.
——. History of Trade unionism. chap. XI.
小泉信三氏『社會問題研究』大正九年.

第九章 參考書

- Aberconway, Lord**, The Basis Industries of Great Britain. 1927.
Angel, Norman, Must Britain travel the Moscow Road. 1926.
Carlyle, T., Past and Present. 1843. Bk. IV. chap. IV.
石田憲次氏譯『過去と現在』
Cole, G.D.H., The Next Ten Years in British Social and Economic Policy. 1929
Fitzgerald, P., Industrial Combinations in England. 1927.
Hobson, J.A., The evolution of modern capitalism: a study of machine production. New edn. 1917.
Jenks, J.W., and W.E. Clark, Trust problem. Revised edn. 1919
Keynes, J.M., The End of Laissez-faire. 1926.
Liefmann, R., Die Unternehmungsformen mit Einschluss der Genossenschaften und der Sozialisierung, 2 Aufl. 1921. Kap. II.
槇原覺氏及増地庸治郎氏共譯『企業形態論』(上田貞次郎序文). 大正十一年.
Marshall, A., Indutry and trade. 1st edn. Appendix P.
Mill, J.S., Principles of political economy. Bk. IV. chap. VII.
Schmoller, G., Grundriss der Allgemeinen Volkswirtschaftslehre.
第一冊第二卷第七節及第八節. 増地庸次郎氏譯『企業論』(上田貞次郎序文). 大正十年.
Sykes, J., The Amalgamation Movements in English Banking, 1825-1924. 1926.
Tawney, R.H., Acquisitive society. 1921.
Trotsky, Leon, Wither Englan? 1925.
Webb, Trade Unionism. chap. XI.

上田貞次郎『株式會社經濟論』大正十年改訂增補版.

——『社會改造と企業』大正十五年改訂版.